

(令和7年度版)

佐賀県農業農村整備事業

がいどぶつく

佐賀県 農林水産部 農山村課

// 農地整備課

県土整備部 下水道課

## 目 次

## 第 1 章 農業農村整備事業の内容

## 概要

○ 主要な農業農村整備事業の体系	2
------------------	---

## 事業一覧

○ 農地の整備の体系	3
『農地集約、大区画化などの整備』	
1 農地中間管理機構関連農地整備事業	6
2 経営体育成基盤整備事業(経営体育成型等、ハード事業)	8
3 経営体育成基盤整備事業(ソフト事業)	14
4 畑地帯総合整備事業(担い手育成型)	17
5 畑地帯総合整備事業(担い手支援型)	19
6 基盤整備促進事業	22
7 県営法人経営農地整備事業	25
『農村維持保全のための整備』	
8 団体営農道整備事業(保全対策型)	27
9 中山間地域総合整備事業	28
○ 農業水利施設の整備の体系	31
『水利施設集約、廃止などの整備』	
1 国営かんがい排水事業	32
2 県営かんがい排水事業(基幹水利施設整備型)	34
3 県営かんがい排水事業(農地集積促進型)	35
『農村維持保全のための整備』	
4 地域水田農業支援排水対策特別事業	37
○ 農業水利施設の保全の体系	39
『緊急的な補修』	
1 県単基幹水利施設等緊急補修事業	41
2 土地改良施設突発事故復旧事業	42
『予防保全』	
3 基幹水利施設ストックマネジメント事業(NN交付金、保全高度化)	43
4 基幹水利施設ストックマネジメント事業(長寿命化)	45
5 地域農業水利施設ストックマネジメント事業(NN交付金)	46
6 地域農業水利施設ストックマネジメント事業(耕作条件)	47
7 地域農業水利施設ストックマネジメント事業(長寿命化)	48
『維持管理』	
8 基幹水利施設管理事業	49
9 水利施設管理強化事業	52
10 土地改良施設維持管理適正化事業	54

11 多面的機能支払交付金	55
○ 農地防災の体系	58
『防災減災対策』	
1 国営総合農地防災事業	64
2 ため池整備事業（豪雨対策型）	67
3 ため池整備事業（地震対策型）	69
4 ため池整備事業（一般整備型）	71
5 ため池整備事業（一般整備型（水質改善））	73
6 ため池整備事業（長寿命化型）	74
7 ため池整備事業（ため池群整備工事）	75
8 ため池整備事業（調査計画）	77
9 県単ため池災害防止事業	79
10 ため池洪水調節機能強化事業	80
11 農業用河川工作物応急対策事業	82
12 湛水防除事業（排水施設整備対策）	84
13 湛水防除事業（クリーク防災機能保全対策）	86
14 地盤沈下対策事業	87
15 用排水施設整備事業	88
16 地すべり対策事業	89
17 農地保全整備事業	91
18 水質保全対策事業	92
19 防災ダム整備事業	93
20 農業水路等長寿命化・防災減災事業（ため池等）	94
21 ため池緊急防災体制整備促進事業	97
22 特定農業用管水路等特別対策事業	98
23 地域防災機能増進事業	99
24 直轄海岸保全施設整備事業	100
25 海岸保全整備事業（高潮対策）	101
26 海岸保全整備事業（侵食対策）	102
27 海岸保全整備事業（海岸環境整備）	103
28 海岸保全整備事業（津波・高潮危機管理対策）	105
29 海岸保全整備事業（海岸耐震対策）	106
『維持補修』	
30 地すべり防止施設管理事業	107
31 海岸メンテナンス事業	108
32 県単農地海岸管理費	110
○ 農地の災害復旧の体系	111
『緊急的な対策』	
1 農地・農業用施設災害復旧事業（暫定法）	112
2 農業用施設災害関連事業	113
3 ため池災害関連特別対策事業	114
4 農地災害関連区画整理事業	115
5 災害関連農村生活環境施設復旧事業	116
6 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業	117
7 災害関連緊急地すべり対策事業	118
8 海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業（負担法）	119
9 農地海岸漂着物対策事業費	120

10 県単農林地崩壊防止事業	121
《費用補助》	
11 県単農地災害復旧事業	122
○ その他の体系	
《地域活性化のための取組》	
1 農業集落排水事業	126
2 集落基盤整備事業(農村振興総合整備事業)	129
3 地方創生汚水処理施設整備推進交付金(農業集落排水事業)	130
4 さが農村のよさ発掘・醸成事業	131
5 農地等再編加速化事業 (農山漁村振興交付金(最適土地利用総合対策事業))	133
《土地改良区の体制強化》	
6 水土里ビジョン策定(土地改良区機能強化支援事業)	135
《償還・助成》	
7 土地改良負担金償還平準化事業	136
8 特別型国営事業計画償還助成事業	137
9 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業	138
10 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業	139
11 県単県営かんがい排水淡水切替助成事業	140
12 経営体育成促進事業	141
13 地域生産基盤保全強化支援事業	142
《地方債》	
12 緊急自然災害防止対策事業債	143
13 緊急浚渫推進事業債	145
14 公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)	146
○ 各種実施計画の体系	
1 調査計画事業	148
2 調査設計事業	149
3 農村環境計画	151
	152

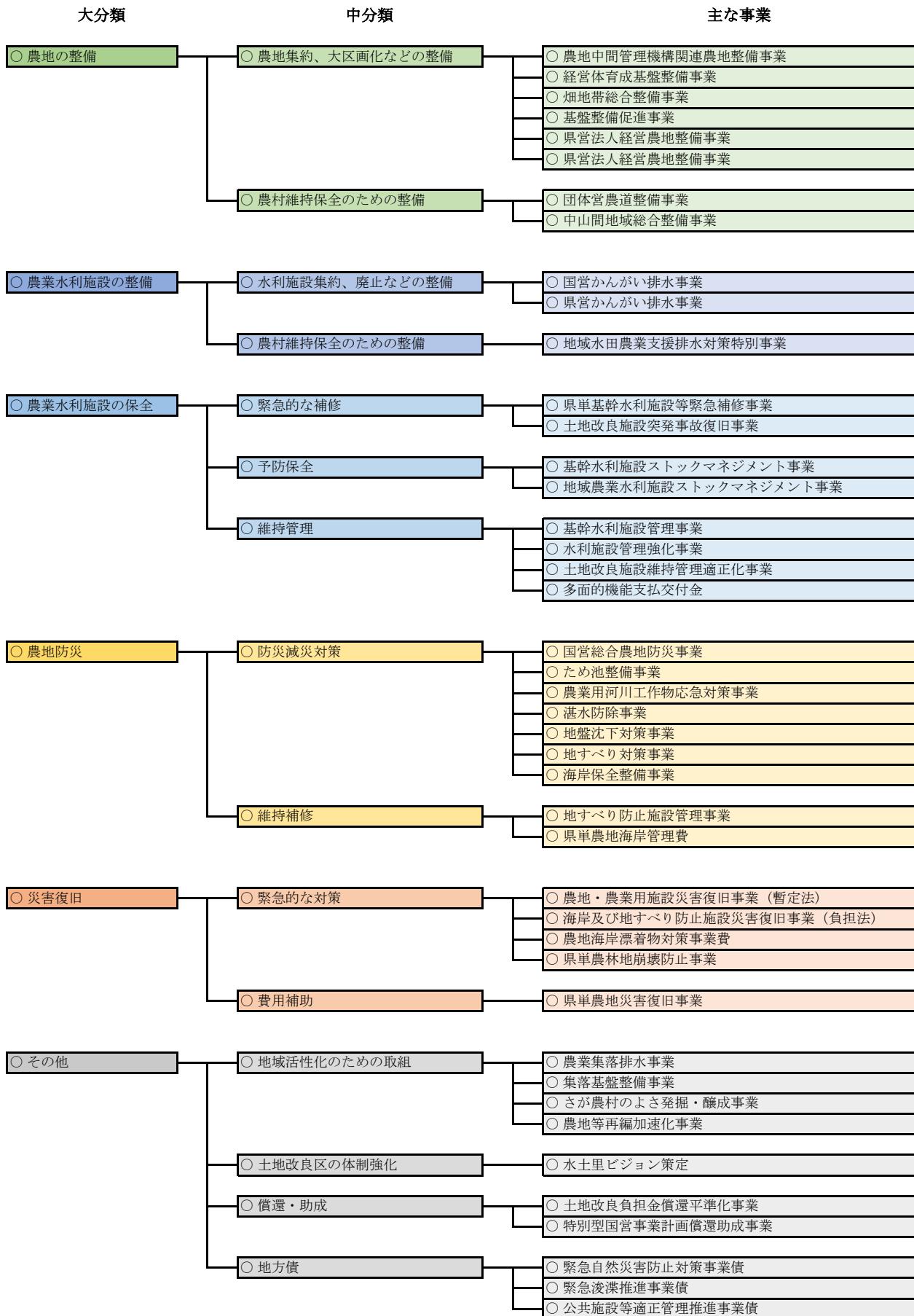
## 第2章 参考資料

- 事業計画年間業務スケジュール ..... 154
- 土地改良事業法手続きフロー ..... 156
  - ・県営土地改良事業開始手続き
  - ・市町村営土地改良事業開始手続き
  - ・土地改良事業
    - (ため池総合整備工事、地震・豪雨対策型) 開始手続き
    - ・県営土地改良事業計画変更手続き
    - ・市町営土地改良事業計画変更手続き
    - ・県営土地改良事業開始手続き(同意徴集省略開始事業)
    - ・事業計画の変更処理(同意徴集省略開始事業)
    - ・農地中間管理機構関連農地整備事業 法手続き
    - ・県営土地改良事業開始手続き(非申請事業: 県の発意による基幹施設の更新)
- 計画変更の種類(国営土地改良事業以外の事業) ..... 165
- 佐賀県土地改良事業専門技術者委嘱方針 ..... 168

# 第1章

## 農業農村整備事業の内容

● 主要な農業農村整備事業の体系



## 農地の整備の体系

### 《農地集約、大区画化などの整備》

事業名	採択要件	補助率			目次
農地中間管理機構関連農地整備事業	受益面積 10ha 以上(中山間地域等 5ha 以上) 農地中間管理権の設定(公告日から 15 年間以上) 担い手への集団化、収益性の向上 さが園芸 888 運動園芸団地構想における整備計画策定	国 市	62.5%	県	25% (27.5%)
			12.5% (10%)		6 ~ 7
経営体育成基盤整備事業 【ハード事業】	〈経営体育成型〉 受益面積 20ha 以上、 担い手への農地利用集積 農地所有適格法人等の育成	国	50% (55%)	県	27.5% 未定
	〈中山間地域型〉 受益面積 10ha 以上、 担い手への農地利用集積 農地所有適格法人等の育成	国	55%	県	未定
	〈農地集積促進型〉 担い手農地利用集積率の増加	国	50% (55%)	県	27.5% 未定
経営体育成基盤整備事業 【ソフト事業】	担い手への農地集積等	国	別表	県	未定
畠地帯総合整備事業 (担い手育成型)	農業用用排水施設、農道、区画整理のいずれかを実施、受益面積の合計 20ha 以上(中山間地域等で事業申請時に担い手が 1 戸以上ある場合に限り 10ha 以上、ただし樹園地等において、すべての要件を満たす場合、0.5ha 規模の団地の合計が 5ha 以上)	国	50% (55%)	県	25% 未定
畠地帯総合整備事業 (担い手支援型)	農業用用排水施設、農道、区画整理のいずれかを実施、受益面積の合計 30ha 以上	国	50% (55%)	県	未定
基盤整備促進事業	【基盤整備型】 ・ 受益面積 5ha 以上 ・ 土地改良事業計画策定	国	50% (55%)	県	10 ~ 15%
	【さが園芸 888 推進型】 ・ さが園芸 888 運動園芸団地構想における整備計画策定	国	50% (55%)	県	15% 未定

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園芸産地 888 計画策定</li> <li>・施設野菜、果樹、花き及び工芸作物の団地</li> </ul>					
	【小規模整備型】	国	50% (55%)	県	一	
	【暗渠排水型】	国	50% (55%)	県	15%	
	【元気な中山間つくり型】 ・それぞれの中山間チャレンジプロジェクトで認定もしくは中山間地域直接支払交付金の集落戦略を策定	国	50% (55%)	県	15%	
県営法人経営農地整備事業	基盤整備実施区域にて農業経営する者は農業法人であること 販売額概ね 2千万円向上すること	国	50% (55%)	県	27.5 %	25 ～ 26

#### 《農村維持保全のための整備》

事業名	採択要件	補助率			目次
団体営農道整備事業 (保全対策型)	・受益面積 50ha 以上 ・総事業費 30 百万円以上 ・個別施設計画の策定				27
	点検診断・計画策定 【農山漁村地域整備交付金】 【農村整備事業】	国	50% 定額	県	
	舗装修繕	国	50%	県	
中山間地域総合整備事業  5法+指定棚田地域 いずれかの指定を受けている市町、準じる市町	〔集落型〕	農業生産基盤整備			28 ～ 30
	〔一般型〕 ・農業生産基盤整備及び農村生活環境整備又はこれらと併せて保全管理等の一体的な整備を実施。 ・2事業を行うものであって、県営事業では 60ha 以上 ※生産基盤と生活環境を一体的に行う。 補助率は左記による。	国	55%	県	
	〔生産基盤型〕 ・農業生産基盤整備のうち、ほ場整備事業を行うものであって、県営事業では 20ha 以上	国	55%	県	

	〔生活環境型〕 ・農村生活環境整備及び特認事業のうち2以上の事業を行うもの。					
	〔広域連携型〕 ・市町全域から複数市町を対象。 ・農業生産基盤整備及び農村生活環境整備を一体的に実施。 ・2事業を行うものであって、その受益面積の合計が60ha以上、又は農村生活環境整備及び特認事業のうち2以上の事業を行うもの。	農村生活環境整備(上物)				

# 農地中間管理機構関連農地整備事業

## ○ 目 的

今後、高齢化の進行等に伴い、農地中間管理機構への農地の貸付けが増加することが見込まれる中で、基盤整備が十分に行われていない農地については、担い手が借り受けないおそれがある。一方、機構に貸し付けた所有者は、基盤整備のための費用を負担する用意がなく、このままでは基盤整備が滞り、結果として、担い手への農地集積・集約化が進まなくなる可能性がある。

このため、機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、県が農業者の費用負担や同意を求める農地の大区画化等の基盤整備を実施することで、機構による担い手への農地の集積・集約化を加速化し、豊かで競争力ある農業の実現に資する。

## ○ 事業内容

区分	事業種類
農地整備事業 (農業生産基盤整備事業)	(1)区画整理事業
	(2)農用地造成
	(3)農業用用排水施設事業
	(4)農道整備事業
	(5)暗渠排水事業
	(6)客土事業
	(7)除礫

## ○ 採択要件

要件	内容
1 農地中間管理権	事業執行地域内農用地の全てについて、農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること
2 受益面積	事業執行地域内農用地の面積の合計が、おおむね 10ha (中山間地域にあっては、おおむね 5 ha 以上) 以上であること 事業執行対象農用地は、おおむね 1 ha 以上 (中山間地域及び樹園地にあっては、おおむね 0.5ha 以上) のまとまりのある農地で構成されること
3 農地中間管理権の設定期間	土地改良法の規定による事業計画の公告日から 15 年間以上あること
4 担い手への集団化等	全ての事業施行地域内農用地が担い手に集積され、事業完了後 5 年以内にその農地の 8 割以上を担い手に集団化することを機構の方針として設定していること
5 収益性の向上	事業完了後 5 年以内 (果樹等は 10 年以内) に定める目標年度において、事業執行地域内農用地における収益性が 20% 以上向上すること
6 園芸団地構想	さが園芸 888 運動園芸団地構想 (さが園芸 888)

	8運動園芸団地構想策定要領)における整備計画に定めていること
--	--------------------------------

※機構関連事業の細部要件

集積・集約化要件	収益性要件 (次のいずれか)	
集積・集約化率が概ね50ポイント以上増加する	販売額が20%以上向上	生産コストが20%以上削減かつ米の生産コストが概ね9,600円/60kg以下
集積・集約化率が概ね50ポイント以上増加しない(※)	販売額が20%以上向上	生産コストが20%以上削減かつ ・米の生産コスト概ね9,600円/60kg以下 ・生産額(主食用米除く)に占める高収益作物の割合が8割以上、かつ、高収益作物に係る生産額が10%以上向上 または、高収益作物の割合が5割以上となり、かつ高収益作物の生産額50%以上増加 ・受益面積の3割以上の作付けを麦・大豆等の畑作物に転換し、かつ、当該作物の面積当たり収量が20%以上向上

- ※ (1) 集積率及び集約化率が既に80%以上の地区は除く(該当地区は個別に相談)  
(2) 狹小、不整形や排水不良等生産コストの削減等を阻害する農地が事業対象農地の過半を占める地域

○ 事業主体

県

○ 補助率等

区分		国	県	市町
農地整備事業 (農業生産基盤整備事業)	条件不利地※	62.5% (推進費含む)	27.5%	10.0%
	上記以外	62.5% (推進費含む)	25.0%	12.5%

※条件不利地：5法指定、棚田地域、急傾斜、中山間直接支払制度の特認地域

【農地整備課地域整備(基盤)担当】

# 経営体育成基盤整備事業(経営体育成型等) (ハード事業)

## ○ 目 的

効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、水田地帯等の地域農業の展開方向及び生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施する。

## ○ 事業内容

### 1 経営体育成型

- (1) 農業生産基盤整備事業の事業種類の欄の③又は⑤に掲げるものを実施するもの
- (2) 農業生産基盤整備事業の事業種類の欄の①から⑦までに掲げるもののうち2以上を総合的に実施するもの。
- (3) (1) 又は(2)の農業生産基盤整備事業と下表の区分欄の2から5までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該農業生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの。

### 2 中山間地域型（「農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業）」のみ実施可）

- (1) 農業生産基盤整備事業の事業種類の欄の③又は⑤に掲げるものを中山間地域において実施するもの。
- (2) 農業生産基盤整備事業の事業種類の欄の①から⑦までに掲げるもののうち2以上を総合的に中山間地域において実施するもの。
- (3) (1) 又は(2)の農業生産基盤整備事業と下表の区分欄の2から4までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該農業生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に中山間地域において実施するもの。

### 3 農地集積促進型（「水利施設等保全高度化事業 水利施設整備事業」のみ実施可）

- (1) 用排水施設整備事業を実施するもの。
  - (2) (1)の農業生産基盤整備事業と下表の区分欄の③又は⑤⑥に掲げる事業のうち当該農業生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの。
- ※1 「中山間地であって別に定める地域」とは、主傾斜率が概ね100分の1以上の農用地の面積が事業実施地区の全農用地の面積の50%以上を占める地域とする。

区分	事業種類
1 農業生産基盤整備事業 (3事業共通)	①農業用用排水施設整備事業 ②農道整備事業 ③区画整理事業 ④農地造成事業 ⑤暗渠排水事業 ⑥客土事業 ⑦徐礫

2 農業生産基盤整備附帯事業 (3事業共通)	①土壤改良事業 ②高付加価値農業施設移転等事業 ③交換分合 ④耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 ⑤埋蔵文化財調査事業
3 営農環境整備事業 (3事業共通)	①農業集落道整備事業 ②農業集落排水施設整備事業 ③農業集落防災安全施設整備事業 ④農業集落環境管理施設整備事業 ⑤用地整備事業 ⑥環境整備事業 ⑦生態系保全空間整備事業 ⑧営農用水施設 ⑨農作業準備休憩施設 ⑩地域資源利活用基盤
4 特認事業 (「競争力強化事業」、「水利施設等保全高度化事業」のみ)	①特認事業 (地方農政局長等が特に認める事業)

## ○ 採択要件

### 【1】「農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業）」における要件

#### 1 経営体育成型

(1) 農業生産基盤整備事業の事業種類の欄の①から⑥までに掲げるものの受益面積の合計がおおむね 20ha 以上であること。

#### 2 中山間地域型

(1) 農業生産基盤整備事業の事業種類の欄の①から⑥までに掲げるものの受益面積の合計がおおむね 10ha 以上であること。

#### 3 経営体育成型、中山間地域型 共通

(1) アからウまでのいずれかの要件を満たすこと。

ア 農業生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に担い手の経営等農用地面積の割合（担い手農地利用集積率）が以下のとおり増加することが確実と見込まれること。

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| ① 80%未満（※）        | ⇒ 80%以上となること（※）    |
| ② 80%以上 90%未満（※）  | ⇒ 5%ポイント以上増加すること   |
| ③ 90%以上 95%未満     | ⇒ 95%以上となること       |
| ④ 95%以上           | ⇒ 担い手への利用集積が図られること |
| ⑤ シェア 90%以上 95%未満 | ⇒ シェアを 95%以上となること  |
| ⑥ シェア 95%以上       | ⇒ 担い手への利用集積が図られること |

イ 農業生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、別に定める集約化要件を満たす農用地面積（担い手農地集約化面積）の割合（担い手農地集約化率）が、以下のとおり増加することが確実と見込まれること。

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| ① 23%未満         | ⇒ 30%以上となること       |
| ② 23%以上 35%未満   | ⇒ 7 %ポイント以上増加すること  |
| ③ 35%以上 38.5%未満 | ⇒ 42%以上となること       |
| ④ 38.5%以上 63%未満 | ⇒ 3.5%ポイント以上増加すること |
| ⑤ 63%以上 66.5%未満 | ⇒ 66.5%以上となること     |
| ⑥ 66.5%以上       | ⇒ 担い手への利用集積が図られること |
- ※当該受益の受益面積に占める水田及び畑作物を作付けする畠地を合わせた面積に割合がおおむね 8 割以上ではない場合は、50%とする。

ウ 以下の要件をすべて満たすこと。

- (ア) 事業完了時点において、以下のいずれかを満たす農地所有適格法人等が育成されることが確実と見込まれること。

①農地所有適格法人が存在しない地区

事業開始時に農地所有適格法人が設立されていない地区においては、農業生産基盤整備事業等の完了時において、経営所得安定対策実施要綱第 7 に基づき交付金の交付を受ける農業者となる農地所有適格法人が設立されることが確実と見込まれること。

②農地所有適格法人が存在する地区

事業開始時に特定農業法人以外の農地所有適格法人が設立されている地区においては、農業生産基盤整備事業等の完了時において、当該農地所有適格法人が特定農業法人として農業経営基盤強化促進法第 23 条第 7 項に基づく農用地利用規程に定められることが確実と見込まれるとともに、経営所得安定対策の加入者となることが確実と見込まれること。

- (イ) 農業生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める  
(ア) の要件を満たす農地所有適格法人等の経営等農用地面積の割合が、  
当該受益面積に占める水田及び畑作物を作付けする畠地を合わせた面積の割合がおおむね 8 割以上の場合にあっては 80%以上、それ以外の場合にあっては 50%以上となることが確実と見込まれること。

#### 4 農業競争力強化農地整備事業 共通

(1) 国営事業関連区分により事業を実施する場合

- ・国営土地改良事業又は水資源機構営事業と一体的に事業を行うことで事業効果を高めるものであること。

(2) 農地集積促進区分により事業を実施する場合

- ・促進計画に定める目標年度において担い手農地利用集積率が 55%以上となること。

(3) 高付加価値化等促進区分により事業を実施する場合

- ・畑作物又は園芸作物（高収益作物）の導入・生産拡大等を通じて農業の付加価値を高めるものであること。

## 【2】「農山漁村地域整備交付金（農地整備事業）」における要件

### 1 経営体育成型

（1）農業生産基盤整備事業の事業種類の欄の①から⑥までに掲げるものの受益面積の合計がおおむね 20ha 以上であること。

（2）アからウまでのいずれかの要件を満たすこと。

ア 農業生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に担い手の経営等農用地面積の割合（担い手農地利用集積率）が以下のとおり増加することが確実と見込まれること。【従来の「一般型】

- |                  |                        |
|------------------|------------------------|
| ①シェア 20%未満       | ⇒ シェアを 30%以上となること      |
| ②シェア 20%以上 50%未満 | ⇒ シェアを 10%ポイント以上増加すること |
| ③シェア 50%以上 55%未満 | ⇒ シェアを 60%以上となること      |
| ④シェア 55%以上 90%未満 | ⇒ シェアを 5%ポイント以上増加すること  |
| ⑤シェア 90%以上 95%未満 | ⇒ シェアを 95%以上となること      |
| ⑥シェア 95%以上       | ⇒ 担い手への利用集積が図られること     |

イ 農業生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、別に定める集約化要件を満たす農用地面積（担い手農地集約化面積）の割合（担い手農地集約化率）が、以下のとおり増加することが確実と見込まれること。【従来の「面的集積型】

- |                    |                         |
|--------------------|-------------------------|
| ①シェア 13%未満         | ⇒ シェアを 20%以上となること       |
| ②シェア 13%以上 35%未満   | ⇒ シェアを 7%ポイント以上増加すること   |
| ③シェア 35%以上 38.5%未満 | ⇒ シェアを 42%以上となること       |
| ④シェア 38.5%以上 63%未満 | ⇒ シェアを 3.5%ポイント以上増加すること |
| ⑤シェア 63%以上 66.5%未満 | ⇒ シェアを 66.5%以上となること     |
| ⑥シェア 66.5%以上       | ⇒ 担い手への利用集積が図られること      |

ウ 以下の要件をすべて満たすこと。

（ア）事業完了時点において、以下のいずれかを満たす農地所有適格法人等が育成されることが確実と見込まれること。

①農地所有適格法人が存在しない地区

事業開始時に農業生産法人が設立されていない地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、経営所得安定対策実施要綱第7に基づき交付金の交付を受ける農業者となる農地所有適格法人が設立されることが確実と見込まれること。

②農地所有適格法人が存在する地区

事業開始時に特定農業法人以外の農地所有適格法人が設立されている地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、当該農地所有適格法人が特定農業法人として農業経営基盤強化促進法第23条第7項に基づく農用地利用規程に定められることが確実と見込まれるとともに、経営所得安定対策の加入者となることが確実と見込まれること。

(イ)生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める(ア)の要件を満たす農地所有適格法人等の経営等農用地面積の割合が、30%以上となることが確実と見込まれること。

### 【3】「水利施設等保全高度化事業 水利施設整備事業」における要件

#### 1 農地集積促進型

(1) 事業完了時において、担い手農地利用集積率が、事業開始時に比べ、以下のとおり増加することが確実と見込まれること。

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| ① 80%未満 (※)       | ⇒ 80%以上となること (※)   |
| ② 80%以上 90%未満 (※) | ⇒ 5%ポイント以上増加すること   |
| ③ 90%以上 95%未満     | ⇒ 95%以上となること       |
| ④ 95%以上           | ⇒ 担い手への利用集積が図られること |
| ⑤ シェア 90%以上 95%未満 | ⇒ シェアを 95%以上となること  |
| ⑥ シェア 95%以上       | ⇒ 担い手への利用集積が図られること |

※当該受益の受益面積に占める水田及び畑作物を作付けする畠地を合わせた面積に割合がおおむね 8 割以上ではない場合は、50%とする。

#### 2 水利施設等保全高度化事業 共通

##### (1) 高付加価値区分

・高収益作物の導入・生産拡大等を通じて農業の付加価値を高めるものであること。

##### (2) 農地集積促進区分

・事業の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が増加することが確実と見込まれること。

##### (3) 水管理省力化区分

・水管理の省力化や維持管理の低コスト化等に資すること。

## ○ 計画の作成

「農山漁村地域整備交付金（農地整備事業）」「農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業）」における計画（2事業共通）

##### ・経営体育成型、中山間地域型

県は「農用地利用集積促進土地改良整備計画」を作成し、事業実施地区に係る市町は「促進計画」を作成すること。

##### ・中山間地域型

県は「特定地域農用地利用集積等促進土地改良整備計画」を作成し、事業実施地区に係る市町は「特定地域導入促進計画」を作成すること。

##### ・高付加価値農業施設移転等事業を行うときは、県は「高付加価値農業振興計画」を作成すること。

「水利施設等保全高度化事業 水利施設整備事業」における計画

- 農地集積促進型

県は「集積地域整備計画」を作成すること。

## ○ 事業主体

県

## ○ 補助率

区分	国	県	
経営体育成型 (旧一般型、面的集積型)	(55%) 50%	(27.5%) 27.5%	( )書きは 5 法指定地域+急傾斜+指定棚田 区画整理事業 : 県 25%
中山間地域型	55%	未定	
農地集積促進型	(55%) 50%	(27.5%) 27.5%	( )書きは 5 法指定地域+急傾斜+指定棚田

## ○ 国庫補助事業名

- 農業競争力強化農地整備事業  
(農地整備事業 経営体育成型、中山間地域型)
- 農山漁村地域整備交付金  
(農地整備事業 経営体育成型)
- 水利施設等保全高度化事業 水利施設整備事業  
(農地集積促進型)

【農地整備課地域整備（基盤）担当】

# 経営体育成基盤整備事業

## (ソフト事業)

### ○ 目 的

効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、水田地帯等の地域農業の展開方向及び生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施する。

### ○ 事業内容

#### I 農業経営高度化支援事業

##### (1) 高度土地利用調整事業\*

###### ア 指導事業

土地利用調整及び農用地の利用集積を推進するため、県が行う普及・指導活動

###### イ 調査・調整事業

農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動

##### (2) 耕作放棄地解消支援事業

###### ア 指導事業

土地利用調整及び耕作放棄地解消を推進するため、県等が行う普及・指導活動

###### イ 調査・調整事業

耕作放棄地解消のための関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動

##### (3) 農業経営高度化促進事業\*

###### ア 中心経営体農地集積促進事業

中心経営体への農用地の集積・集約化に向けた促進支援

###### イ 耕作放棄地解消・集積促進事業

担い手への耕作放棄地の利用の集約化に向けて促進支援

###### ウ 中山間担い手育成支援事業

地域の農業を牽引する中心経営体の育成支援

##### (4) 耕地利用高度化推進事業\*

営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動

生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、反収・単価等の調査

##### (5) 耕作放棄地活用推進事業

営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、耕作放棄地活用のための条件整備活動、その他の農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動

\*は「水利施設等保全高度化事業 水利施設整備事業」にて実施可能

### ○ 事業の採択要件

※1 「農山漁村地域整備交付金（農地整備事業）」における要件

ア 中心経営体農地集積促進事業を行う場合にあっては、促進計画に定める目標年度において当該受益面積に占める中心経営体の経営農用地面積の割合（中心経営体集積率）が 35%以上となること。

※2 「農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業）」における要件

ア 中心経営体農地集積促進事業を行う場合にあっては、促進計画に定める目標年度において当該受益面積に占める中心経営体の経営農用地面積の割合（中心経営体集積率）が 55%以上となること。

イ アの要件を満たすほか、以下の区分のいずれかを満たすこと。

- (1) 国営土地改良事業又は水資源機構営事業と一体となって行うことで、事業効果を高め、競争力の強化を図るもの。（国営事業等との関連整備計画の策定）
- (2) 農地集積を加速化するための整備により、競争力の強化を図るもの。（50%以上等の農地集積計画の策定）
- (3) 農業の高付加価値化や地域活性化に向けた取組みを実施することにより、競争力の強化を図るもの。（地域における農業の高付加価値化等に向けた計画の策定）

※3 「水利施設等保全高度化事業 水利施設整備事業」における要件

ア 中心経営体農地集積促進事業を行う場合にあっては、集積地域整備計画に定める目標年度において当該受益面積に占める中心経営体の経営農用地面積の割合（中心経営体集積率）が55%以上となること。

イ アの要件を満たすほか、以下の区分のいずれかを満たすこと。

- (1) 高収益作物の導入・生産拡大等を通じて農業の付加価値を高めるもの。
- (2) 事業の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が50%以上になることが確実と見込まれるもの。
- (3) 水管理の省力化や維持管理の低コスト化等に資するもの。

## ○ 計画の作成

本事業において、農業経営高度化支援事業を行うときは、県は「農業経営高度化計画」を作成するものとする。

## ○ 事業主体

高度土地利用調整事業	指導事業	県、県土改連
	調査・調整事業	県、市町、土地改良区、農業協同組合、農地所有適格法人等
耕作放棄地解消支援事業	指導事業	県、県土改連
	調査・調整事業	県、市町、土地改良区、農業協同組合、農地所有適格法人等
農業経営高度化促進事業		市町、土地改良区
耕地利用高度化推進事業		県、市町
耕作放棄地活用推進事業		県、市町、土地改良区、農業協同組合、農地所有適格法人等

## ○ 助成額

国：下表を限度額として助成

県：未定（農業経営高度化促進事業「農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業）

「水利施設等保全高度化事業 水利施設整備事業」は0%）

高度土地利用調整事業	指導事業 調査・調整事業	50% (55%…5法指定地域)
		ハード事業受益面積 ⇒ 助成限度額
		60ha 未満 ⇒ 1,500千円
		60ha 以上 200ha 未満 ⇒ 2,000千円
		200ha 以上 ⇒ 4,000千円
農業経営高度化促進事業 ※「農山漁村地域整備交付金 (農地整備事業)」		ハード事業の総事業費×助成割合 (助成割合は中心経営体集積率に対し定められた係数 0.0035～0.075) 国：50% (55%…5法指定地域)、 県：未定

農業経営高度化促進事業 ※「農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業）」、「水利施設等保全高度化事業 水利施設整備事業」	ハード事業の総事業費×助成割合 (助成割合は中心経営体集積率及び中心経営体の経営等農用地面積の集約化率に対し定められた係数 0.055～0.125) 国：50%（55%…5法指定地域）、 県：0%
耕地利用高度化推進事業	ハード事業の総事業費の2%相当
耕作放棄地活用推進事業	ハード事業の総事業費の2%相当

※ハード事業…農業生産基盤整備事業等

I 農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業） 水利施設等保全高度化事業 水利施設整備事業				II その他事業	
中心経営体 農地集積率	助成割合 ①	集約化加算 ②	助成割合 ①+②	中心経営体 農地集積率	助成割合 ③
85%以上	0.085	+0.04	0.125		
75～85%	0.075	+0.03	0.105	75%以上	0.075
65～75%	0.065	+0.02	0.085	65～75%	0.065
55～65%	0.055	+0.01	0.065	55～65%	0.055
				45～55%	0.045
				35～45%	0.035

（参考）農業経営高度化促進事業 実施地区における助成割合

※ 集約化加算：中心経営体の経営等農用地面積の80%以上を集約化する場合

※II その他事業とは以下の事業

- 農業競争力強化基盤整備事業  
(水利施設整備事業 水利区域内農地集積促進型)
- 農山漁村地域整備交付金事業  
(農地整備事業 経営体育成型、畠地帶担い手育成型)  
(水利施設整備事業 水利区域内農地集積促進型)

## ○ 国庫補助事業名

- ・農山漁村地域整備交付金（農地整備事業 経営体育成型）
- ・農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業 経営体育成型）
- ・水利施設等保全高度化事業 水利施設整備事業（農地集積促進型）

【農地整備課地域整備（基盤）担当】

# 畑地帯総合整備事業（扱い手育成型）

## ○ 目 的

畑地帯（樹園地含む）における扱い手農家の育成・強化を図るため、多様な営農形態にきめ細かく応じつつ、生産基盤の整備及び生産・集落環境整備を総合的に行い、もって畑作物の生産の振興及び畑作経営の改善・安定を図る事を目的とする。

## ○ 事業内容

- (1) 1 の①、②、⑤に掲げるもののうち 1 以上を実施するもの
- (2) 1 の③、④、⑥～⑧及び 2 ～ 4 に掲げる事業のうち、(1) と併せて一体的に実施するもの

区分	事業種類
1 農業生産基盤整備事業	①農業用排水施設整備事業 ②農道整備事業 ③客土事業 ④暗渠排水事業 ⑤区画整理事業 ⑥除礫 ⑦農用地造成 ⑧農地保全
2 農業生産基盤整備附帯事業	①土壤改良事業 ②高付加価値農業施設移転等事業 ③交換分合 ④耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備（徐礫、深耕、整地等）
3 営農環境整備事業	①農業集落道整備事業 ②農業集落排水施設整備事業 ③農業集落防災安全施設整備事業 ④農業集落環境管理施設整備事業 ⑤用地整備事業 ⑥環境整備事業 ⑦生態系保全空間整備事業 ⑧営農用水施設整備事業 ⑨農作業準備休憩施設整備事業 ⑩地域資源利活用基盤整備事業
4 農業経営高度化支援事業 (ソフト事業)	①高度土地利用調整事業 ア 指導事業 イ 調査・調整事業 ②中心経営体農地集積促進事業 ③耕地利用高度化推進事業

## ○ 採択要件

- ①各事業の受益面積の合計が 20ha 以上
  - (中山間地域等で事業申請時に扱い手が 1 戸以上ある場合に限り 10ha 以上)
  - ただし、樹園地等において、次のすべての要件を満たす場合、0.5ha 規模の団地の合計が 5 ha 以上とする。
    - 1) 産地構造改革計画を策定していること
    - 2) 事業完了時において、優良品種・品目の作付面積が、地区全体の経営面積の 20% 以上となる見込みがあること
- ②調査・調整事業の実施に当たっては、下記のいずれかの要件を満たすこと。
  - 1) 事業完了時の扱い手農地利用集積率について、一定要件を満たすことが見込まれること。

担い手農地利用集積率	
事業採択時	事業完了時
20%未満	30%以上
20%以上 50%未満	10% <sup>ポ</sup> イント以上 UP
50%以上 55%未満	60%以上
55%以上 90%未満	5 % <sup>ポ</sup> イント以上 UP
90%以上 95%未満	95%以上
95%以上	UP

- 2) 事業完了時の認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、関係機関団体が協議して定める担い手の育成・確保に係る目標以上になること。
- 3) 事業完了時の認定農業者数が事業開始時に比べ30%以上増加すること。
- 4) 担い手に農業生産法人を除く法人を位置づけた場合にあっては、当該法人に係る農地集積率が30%以上となること。
- ③ ③の⑧の事業の実施に当たっては、受益戸数がおおむね10戸以上、かつ、末端2戸以上であること。
- ④ ④の②の事業の実施に当たっては、活性化計画に定める目標年度において当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地の面積の割合が35%以上となること。（ただし、水利施設等保全高度化事業においては55%以上）

※「水利施設等保全高度化事業」における要件

以下の区分の保全高度化整備計画のいずれかを策定すること。

- (1) 高付加価値区分  
高収益作物の導入・生産拡大等を通じて農業の付加価値を高めるものであること。
- (2) 農地集積促進区分  
事業の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が50%以上になることが確実と見込まれること。
- (3) 水管理省力化区分  
水管理の省力化や維持管理の低コスト化等に資すること。

## ○ 事業主体

県、ただし下記を除く。

- ・指導事業 : 県、土地改良事業団体連合会、土地改良区
- ・調査・調整事業 : 県、市町、土地改良区等
- ・中心経営体農地集積促進事業 : 県、市町、土地改良区  
及び耕地利用高度化推進事業

## ○ 補助率

国	県	※( )書きは5法指定地域及び急傾斜畠地帯、 指定棚田地域
50% (55%)	25%	

## ○ 国庫補助事業名

- ・農山漁村地域整備交付金 水利施設等整備事業  
(畠地帯総合整備型[畠地帯担い手育成型])
- ・水利施設等保全高度化事業 畠地帯総合整備事業

【農地整備課地域整備（水利）担当】

# 畠地帯総合整備事業（扱い手支援型）

## ○ 目 的

畠地帯（樹園地含む）における扱い手農家の育成・強化を図るため、多様な営農形態にきめ細かく応じつつ、生産基盤の整備及び生産・集落環境整備を総合的に行い、もって畠作物の生産の振興及び畠作経営の改善・安定を図る事を目的とする。

## ○ 事業内容

- (1) 1 の①、②、⑤に掲げるもののうち1以上を実施するもの
- (2) 1 の③、④、⑥～⑧及び2～3に掲げる事業のうち、(1)と併せて一体的に実施するもの
- (3) 1 の①のうち畠地かんがいを目的とした農業用用水施設について緊急に必要な補強工事のみを行うもの（単独施設整備）
- (4) 次に掲げるア)又はイ)のいずれかを行う事業（単独土層改良）
  - ア) 1 の③、④、⑥及び2の①に掲げる事業並びにこれを補完するための1の⑧、2の③、3の④の事業
  - イ) 1 の④に掲げる事業のうち暗渠の新設若しくは変更と一体的に行われる1の①の事業のうち排水施設に係る事業を総合的に実施するもの
- (5) 3の⑧の事業のみを行うもの（単独営農用水）

区分	事業種類
1 農業生産基盤整備事業	①農業用排水施設整備事業 ②農道整備事業 ③客土事業 ④暗渠排水事業 ⑤区画整理事業 ⑥除礫 ⑦農用地造成 ⑧農地保全
2 農業生産基盤整備附帯事業	①土壤改良事業 ②高付加価値農業施設移転等事業 ③交換分合 ④耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備（徐礫、深耕、整地等）
3 営農環境整備事業	①農業集落道整備事業 ②農業集落排水施設整備事業 ③農業集落防災安全施設整備事業 ④農業集落環境管理施設整備事業 ⑤用地整備事業 ⑥環境整備事業 ⑦生態系保全空間整備事業 ⑧営農用水施設整備事業 ⑨農作業準備休憩施設整備事業 ⑩地域資源利活用基盤整備事業

## ○ 採択要件

- ①各事業の受益面積の合計が30ha以上  
ただし、樹園地にあっては、都道府県知事が事業の難易度、地区の事情等を総合的

に勘案し、畑地帯扱い手支援型で実施することの妥当性について十分検討した結果、畑地帯扱い手支援型で実施することがやむを得ないと判断したものについては、それをおおむね 5 ha 以上の団地の合計面積が 10ha 以上であることとする。

②単独施設整備を行うにあたっては、①に関わらず、次の全ての要件を満たすこと

ア) 国営および県営土地改良事業により造成された畑地かんがいを目的とした農業用 用水施設を対象とするものであること。

イ) 受益面積がおおむね 30ha 以上、かつ、総事業費が 3 千 5 百万円以上。

ウ) 次に定める地域のいずれかに該当する地域又はこれらの地域に該当することが確 実と見込まれる地域であること。

(a) 野菜指定産地

(b) 果樹濃密生産団地

(c) 高能率生産団地であって畑作物が生産される地域

(d) 寒冷地畑作振興地域

(e) 気象、土壤その他の自然条件が甘味資源作物の栽培に適すると認められる地域

(f) 集約酪農地域であって畑作物が生産される地域

(g) 活動火山周辺地域であって畑作物が生産される地域

(h) 輸入自由化等の影響を被る畑作物の産地として、特定畑作物を作付しており、次 に掲げる要件のいずれかに該当する地域

i) 事業実施地区に係る町村合併促進法（昭和 28 年法律第 258 号）施行以前の市 町村の畑面積に対する特定畑作物の作付面積の割合が 30% 以上又は特定畑作物の 作付面積がおおむね 300ha 以上であること。

ii) 事業実施地区における農地面積に対する特定畑作物の作付面積の割合が 50% 以 上であること。

③単独土層改良を行う場合にあっては、①に関わらず、不良土層関連保全計画又は麦 生産関連保全計画に即して策定される事業計画に基づき実施されるものであって、次の すべての要件を満たすこと。ただし、麦生産関連保全計画が策定されている地域にあ っては、次に掲げる要件のア)及びイ)に該当するものであること。

ア) 受益面積がおおむね 30ha 以上であること。

イ) 畑作物の生産を振興すべき地域において行うものであること。

ウ) 以下のいずれかに該当する地域で実施すること。

(a) 泥炭土、重粘土、火山灰性土、ジャーガル、マージ等の不良土層地帯

(b) 特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法第 2 条第 1 項の規定に基づき指定さ れた地域

(c) 特定畑作物から他の畑作物への転換にあたり、特に必要と認められる地域

エ) 営農上一定のまとまりを有する地域であって、かつ、農道、農業用排水施設等の 基幹施設がおおむね整備済みの地域であること。

オ) 作物の生育、農作業の能率を著しく阻害する不良土層が受益面積のおおむね 5 割以 上を占めること。

カ) オ)の不良土層の基準は、旧土壤保全対策要綱に基づく地力保全基本調査における土 壤生産力可能性等級のⅢ又はⅣ等級に相当するものに該当すること。なお、不良土 層の分布状況の把握に当たっては、地力調査等土壤の性質に関する調査の結果を活 用するものとし、このような調査が行われていない場合及び特に調査を必要とする 場合にあっては、地力調査に準じて新たに土壤の調査を実施するものとする。

④単独営農用水を行う場合にあっては、受益農家が 20 戸以上又は飼料生産基盤、乳牛、 施設、農機具等の調達見込みからみて酪農肉用牛生産振興法第 2 条の 3 第 1 項の認定 に係る酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画に定める酪農専業経営若しくは 酪農畑作経営に相当する規模の経営を行うことが可能と認められる農家若しくは酪農 経営農家以外の畜産経営農家の有する飼料作物の作付面積の合計が 150ha 以上のもの

であって、次に掲げるいずれかの要件に該当するものであること。

- ア) 受益農家が酪農経営農家である場合にあっては、酪農肉用牛生産振興法第2条の4第1項の認定に係る酪農に関する事項をその内容とする市町村計画が樹立されている市町村の区域内にあること。
- イ) 受益農家が酪農経営農家以外である場合にあっては、酪農肉用牛生産振興法第2条の4第1項の認定に係る酪農に関する事項をその内容とする市町村計画が樹立されている市町村の区域、寒冷地畑作振興地域、野菜指定産地又は果樹濃密生産団地にあること。
- ⑤ 3の⑧の事業の実施に当たっては、受益戸数がおおむね10戸以上、かつ、末端2戸以上。

※「水利施設等保全高度化事業」における要件

以下の区分の保全高度化整備計画のいずれかを策定すること。

- (1) 高付加価値区分  
高収益作物の導入・生産拡大等を通じて農業の付加価値を高めるものであること。
- (2) 農地集積促進区分  
事業の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が50%以上になることが確実と見込まれること。
- (3) 水管理省力化区分  
水管理の省力化や維持管理の低コスト化等に資すること。

○ 事業主体

県

○ 補助率

国	県
50%(55%)	未定

※( )書きは5法指定地域及び急傾斜畠地帯、  
指定棚田地域

○ 国庫補助事業名

- 農山漁村地域整備交付金 水利施設等整備事業  
(畠地帯総合整備型[畠地帯担い手支援型])
- 水利施設等保全高度化事業 畠地帯総合整備事業

【農地整備課地域整備（水利）担当】

## 基盤整備促進事業

### ○ 目 的

農業の生産性の向上、効率的・安定的な農業経営の確立等により、農村地域の活性化を促進するため、きめの細かい生産基盤の整備及び農用地の利用集積等の推進を支援する。

### ○ 事業内容

区分		事業内容
基盤整備型	定率	①農業用排水施設 ②暗渠排水 ③土層改良 ④区画整理 ⑤農作業道等 ⑥農地造成 ⑦農用地の保全
さが園芸 888 推進型	定率	①農業用排水施設 ②暗渠排水 ③土層改良 ④区画整理 ⑤農作業道等 ⑥農地造成 ⑦農用地の保全 ⑧営農環境整備支援 ⑨スマート農業導入支援 ⑩小規模園地整備 ⑪管理省力化支援 ⑫品質向上支援 ⑬条件改善促進支援 ⑭高収益作物導入支援 ⑮高付加価値農業施設支援 ⑯機械作業体系導入支援 ⑰労働生産性向上技術導入支援 ⑱指導 ⑲機構集積推進費 ⑳高収益作物導入促進費 ㉑高収益作物導入推進費
元気な中山間 づくり型		
小規模整備型		
さが園芸 888 推進型	定額	①産地形成支援事業
小規模整備型	定額	①区画拡大 ②暗渠排水 ③湧水処理 ④末端畠地かんがい施設 ⑤客土 ⑥除礫 ⑦更新設備 ⑧畠作転換工 ⑨条件改善推進費 ⑩高収益作物転換推進費 ⑪経営継続発展支援 ⑫園芸作物モデル産地形成支援
暗渠排水型	定率	① 暗渠排水

### ○ 採択要件

国の対象事業である農業基盤整備促進事業、農地耕作条件改善事業、水利施設等保全高度化事業【簡易整備型】、農業用水路等長寿命化・防災減災事業、中山間地域所得向上支援事業、農山漁村地域整備交付金【農業基盤整備促進事業】、畠作等促進整備事業の各実施要綱及び実施要領に定める要件を満たすこと。

なお、基盤整備型、さが園芸 888 推進型及び元気な中山間づくり型においては、以下の要件を満たすこと。※共通：農振農用地のうち地域計画を策定した区域であること

区分		採択要件
基盤整備型		①受益面積の合計が 5ha 以上であること ②市町が作成する田園環境整備マスターplan等の関連計画を踏まえ、土地改良法に規定する土地改良事業計画を定めること
さが園芸 888 推進型		①さが園芸 888 運動園芸団地構想における整備計画に定めていること ②事業実施地区を含む「園芸産地 888 計画」が策定されていること ③佐賀県基盤整備促進事業実施要綱別紙 1 に定める「個別整備計画」を作成していること

	④施設野菜や果樹、花き及び工芸作物の団地を構成もしくは、構成することが確実であること。
元気な中山間 づくり型	<p>①受益面積が 0.5 ha 以上であること。</p> <p>②事業費が 200 万円以上、受益者が 2 者以上であること。</p> <p>③アもしくはイのいずれかを満たす集落（産地）であること</p> <p>ア）未来につなぐさが中山間プロジェクトで認定された集落・産地。</p> <p>イ）中山間地域直接支払交付金の集落戦略を策定し、市町に提出している集落。</p> <p>④地域でゾーニングを実施し、将来にわたり残すと設定した農地であること。</p>

## ○ 事業主体

区分	事業主体
基盤整備型	市町、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地中間管理機構、土地改良法第 95 条第 1 項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者、多面的機能支払交付金実施要綱別紙 5 に規定する広域活動組織
暗渠排水型	上記団体及び農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう）
さが園芸 888 推進型	市町
元気な中山間 づくり型	市町

## ○ 補助率等

区分	国	県	備考
基盤整備型	農作業道を単独で実施する場合	50% (55%)	10%
	上記以外の場合	50% (55%)	15%
さが園芸 888 推進型	定率助成の場合	50% (55%)	15% (※2)
	定額助成の場合	※ 1	—
小規模整備型	定率助成の場合	50% (55%)	—
	定額助成の場合	※ 1	—
暗渠排水型	定率助成の場合	50% (55%)	15% [17.5%] 〔 〕は H28. 4. 1 までに採択された地区
元気な中山間 づくり型	定率助成の場合	50% (55%)	15%

※ 1 : 農業基盤整備促進事業、農地耕作条件改善事業、水利施設等保全高度化事業、農

業用水路等長寿命化・防災減災事業、中山間地域所得向上支援事業、農山漁村地域整備交付金【農業基盤整備促進事業】、畑作等促進整備事業の各実施要領や交付要綱等の規定による

※2：市町負担が15%以上の場合

## ○ 国庫補助事業名

### 【公共】

- ・農業競争力強化農地整備事業－農業基盤整備促進事業
- ・水利施設等保全高度化事業【簡易整備型】
- ・農山漁村地域整備交付金－農業基盤整備促進事業

### 【非公共】

- ・農地耕作条件改善事業
- ・農業用水路等長寿命化・防災減災事業
- ・中山間地域所得向上支援事業
- ・畑作等促進整備事業

【農地整備課地域整備（基盤）担当】

# 県営法人経営農地整備事業

## ○ 目 的

農家の高齢化による地域の担い手不足が進むなか、将来にわたり農業・農村を永続的に発展させていくためには、新たな担い手として、地域外から意欲ある農業法人を呼び込み、農業が地域の産業となる仕組みづくりが必要である。

農業法人を呼び込むため、本事業により農地や農業水利施設等の基盤整備を実施することにより、農業参入や規模拡大する農業法人が県内に増加し、園芸振興が図られ、農業産出額の向上を図る。

## ○ 事業内容

区分		事業内容
オーダーメイド整備	定率	④ 農業用用排水施設 ②暗渠排水 ③土層改良 ④区画整理 ⑤農作業道等 ⑥農地造成 ⑦農用地の保全 ⑧営農環境整備支援 ⑨管理省力化支援 ⑩品質向上支援 ⑪条件改善促進支援 ⑫高収益作物導入支援 ⑬指導
促進費	定率	⑭促進費
農地整備集積協力金	定額	⑮農地整備集積協力金

## ○ 採択要件

区分	採択要件
オーダーメイド整備	農地耕作条件改善事業、畑作等促進整備事業、農山漁村地域整備交付金の実施要綱及び実施要領に定められた要件のほか、次に掲げる要件を満たすものとする。 ① 基盤整備の実施区域において、農業を経営する者は、農業法人（農業協同組合法により設立した農事組合法人及び会社法により設立した会社法人）であり、役員又は重要な使用人が2人以上農作業に従事すること。 ② 新たな基盤整備の実施区域にて園芸作物を含む販売額が2千円向上の見込みがあること。 ③ 事業実施地区を含む「農業経営計画」が策定されていること。 ④ 中間管理権の存続期間又は残存期間が15年以上であること。
促進費	農地耕作条件改善事業及び畑作等促進整備事業の実施要綱に定められた要件のほか、次に掲げる要件を満たすものとする。 ① 新たな基盤整備の実施区域にて園芸作物を含む販売額が5千円向上の見込みがあること。 ② 1ha以上（中山間地域においては、0.5ha以上）の連坦化の見込みがあること。
農地整備集積協力金	① 農地の出し手が、農業法人の参入に合意すること。 ② 農地中間管理権の設定が15年以上可能なこと。 ③ 農地の出し手が、オーダーメイド整備の実施に合意すること。

	④ 1 ha 以上（中山間地域においては、0.5ha 以上）の連坦化の見込みがあること。
--	--

### ○ 事業主体

区分	事業主体
オーダーメイド整備	県
促進費	県
農地整備集積協力金	市町

### ○ 補助率等

	国	県	地元	備考
オーダーメイド整備	50% (55%)	27.5%	22.5% (17.5%)	( )は過疎、山振、特農、離島、半島、急傾斜畑地帯、棚田地域等
促進費	50%、 100%	-	-	基盤整備事業費（⑩～⑬除く）の7.5%～12.5%以内
農地整備集積協力金	-	定額	-	農業委員会における農地貸借料の平均価格（土地代金）

### ○ 国庫補助事業名

#### 【非公共】

- ・農地耕作条件改善事業
- ・畑作等促進整備事業
- ・農山漁村地域整備交付金

【農地整備課調査計画担当】

# 団体営農道整備事業（保全対策型）

## ○ 目 的

既設の農道について、効率的な機能保全対策を実施するため、点検診断を行うとともに農村インフラ整備計画の策定を行う。また、農村インフラ整備計画に基づき優先順位を付けた計画的な保全対策、地震、浸水、停電等の災害対策等の強靭化及び維持管理の効率化及び農業生産性の向上等のための高度化を実施することにより、農村に安心して住み続けられる条件を整備し、農村の持続性の向上を図ることとする。

## ○ 事業内容

- ① 点検診断・計画策定
- ② 農道の対策工事

## ○ 採択要件

共通	① 農道として造成し、現在も農道として管理している路線。 ② 受益面積：50ha 以上（山振、過疎、半島 30ha 以上） ③ 個別施設計画が策定されていること。
農道の対策工事	① 総事業費：30 百万円以上

## ○ 事業主体

市町

## ○ 補助率

事業内容	国	県
① 点検診断・計画策定 【農山漁村地域整備交付金】	50%	10%
② 点検診断・計画策定 【農村整備事業】	定額	
③ 対策工事	50%	0%

## ○ 国庫補助事業名

- ・農山漁村地域整備交付金-農地整備事業（通作条件整備）保全対策型
- ・農村整備事業（計画策定等事業）
- ・農村整備事業（農道・集落道整備事業）

【農地整備課地域整備（基盤）担当】

# 中山間地域総合整備事業

## ○ 目 的

農業の生産条件等が不利な中山間地域において、農業・農村の活性化を図ることを目的として農業生産基盤の整備と農村生活環境等の整備を総合的に行う。

## ○ 事業内容

国事業名	区分	事業種類
農山漁村 地域整備 交付金 (農村集 落基盤再 編・整備 事業)	1 農業生産基盤整備事業	(1) 農業用排水施設整備事業 (2) 農道整備事業 (3) ほ場整備事業 (4) 農用地開発事業 (5) 農地防災事業 (6) 客土事業 (7) 暗渠排水事業 (8) 農用地の改良又は保全事業
	2 農村生活環境整備事業	(1) 農業集落道整備事業 (2) 営農飲食用水施設整備事業 (3) 農業集落排水施設整備事業 (4) 農業集落防災安全施設整備事業 (5) 用地整備事業 (6) 活性化施設整備事業 (7) 地域農業活動拠点施設整備事業 (8) 集落環境管理施設整備事業 (9) 交流施設基盤整備事業 (10) 情報基盤施設整備事業 (11) 市民農園等整備事業 (12) 生態系保全施設等整備事業 (13) 地域資源利活用施設整備事業 (14) 施設補強整備事業 (15) 施設環境整備事業 (16) 歴史的土地改良施設保全整備事業 (17) 施設集約整備事業 (18) 交換分合事業 (19) 集落土地基盤整備事業
	3 保全管理等事業	(1) 高付加価値農業基盤整備事業 (2) 附帯事業 (3) 用地整備事業 (4) 市民農園等整備事業 (5) 生態系保全施設整備事業 (6) 遊水池整備事業 (7) 土地改良施設の撤去及び跡地整備 (8) 交換分合事業
	4 特認事業	特認事業

中山間地域農業農村総合整備事業	1 農業生産基盤整備事業	(1) 農業用排水施設整備事業 (2) 農道整備事業 (3) ほ場整備事業 (4) 農用地開発事業 (5) 農地防災事業 (6) 客土事業 (7) 暗渠排水事業 (8) 農用地の改良又は保全事業 (9) 土地基盤の再編・整序化事業 (10) 埋蔵文化財調査事業
	2 農村振興環境整備事業	(1) 農業集落道整備事業 (2) 営農飲食用水施設整備事業 (3) 農業集落防災安全施設整備事業 (4) 用地整備事業 (5) 生産・販売・交流・農泊等施設整備事業 (6) 情報基盤施設整備事業 (7) 農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備事業 (8) 交換分合事業

## ○ 採択要件

- ・農業の生産条件及び生活環境の整備の水準を勘案し、事業の種類が特定の事業のみに偏重することなく、適切に組み合わされており、総合的に実施すること。
- ・事業実施区域が自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域（過疎、山村、離島、半島、特農、棚田地域の指定を受けている市町または準ずる市町）を満たす地域とする。

### ●農山漁村地域整備交付金（農村集落基盤再編・整備事業）中山間地域総合整備型

- ・農業振興地域の区域であること。
- ・農業生産基盤整備事業を実施する地域については、上記事業内容の区分1に掲げる事業種類を2つ以上実施し、受益面積の合計がおおむね60ha以上となること。
- ・農業生活基盤整備事業を実施する地域については、上記事業内容の区分2に掲げる事業種類を2つ以上実施すること。

〔集落型事業〕 …1つの集落又は一体的なつながりを有する複数の集落を対象として活性化を図る事業

- ・林野率が75%以上かつ農用地の主傾斜が1/20以上の面積が全農用地面積の50%以上（20ha以上）を占める地域。

〔広域連携型事業〕 …市町村全域から複数市町村までに及ぶ広域地域を対象として活性化を図る事業

- ・中山間地域広域連携整備促進計画又は中山間・都市ふれあいの郷づくり連携計画への位置づけが必要。

### ●中山間地域農業農村総合整備事業

- ・農業生産基盤整備事業を実施する地域については、上記事業内容の区分1に掲げる事業種類を2つ以上実施し、受益面積の合計がおおむね10ha以上となること。
- ・事業内容が地域の環境及び国土の保全等について高度な技術的判断を必要とすること。
- ・事業内容が、農村産業等導入等に関する広域的な計画と関連しており、事業の効率的な実施、効果の発現等の観点からこれらの計画及びこれらの計画に基づく事業との調整を必要とすること。

(1) 事業実施区域が次に定める要件を満たす地域であること。

地域の特色を生かした農産物の生産拡大や加工・販売による高付加価値化等を通じた地域の所得確保を図る地域で、以下のいずれかを満たす地域

- ①販売額の増加 ②営農コストの削減 ③集出荷・加工コストの削減

(2) 地域の特色を生かした農業の維持・発展を図るための農地や水利施設等の生産基盤の保全や再編利用に取り組む地域で、以下のいずれかを満たす地域。

- ①耕作の維持が難しい農地の粗放的利用等の土地基盤の再編・整序化等を計画し取り組む

②水管理の省力化等を図るための水利施設の再編・統廃合等を計画し取り組む

### ○ 事業主体

県

### ○ 補助率

	国	県
農業生産基盤整備	55%	30%
農村生活環境整備	55%	25%
〃 (上物) ※1	55%	15%

※<sup>1</sup>上物とは活性化施設等の建物および附帯施設(ベンチ、駐車場、照明施設、植生)

※<sup>2</sup>県補助率については、事業実績のある整備内容について適用するものとし、特認事業等実績の無い整備内容については、未定とする。

### ○ 国庫補助事業名

- ・農山漁村地域整備交付金（農村集落基盤再編・整備事業）
- ・中山間地域農業農村総合整備事業

【農地整備課地域整備(基盤)担当】

## 農業水利施設の整備の体系

### 《水利施設集約、廃止などの整備》

事業名	採択要件	補助率			目次
国営かんがい排水事業	・受益面積 3,000ha 以上	国	2/3		
		県	25.4~28.4%		
県営かんがい排水事業 (基幹水利施設整備型)	・受益面積 200ha 以上 (末端 100ha 以上)	国	50%	県	25% 34
県営かんがい排水事業 (農地集積促進型)	・受益面積合計 20ha 以上 ・担い手農地利用集積率の上昇	国	50% (55%)	県	25% 35 ~ 36

### 《農村維持保全のための整備》

事業名	採択要件	補助率			目次
地域水田農業支援 排水対策特別事業	・受益面積 20ha 以上 (末端 5ha 以上) ・湛水をきたす水田の面積もしくは常時地下水位が高い水田が、受益地内の水田の 50%以上	国	50%	県	25% 37 ~ 38

# 国営かんがい排水事業

## ○ 目 的

農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等の農業用用排水施設の整備を行い、農業の生産性の向上、農業構造の改善等を図る。

## ○ 事業内容

- ・かんがい排水事業  
農業用用排水施設の新設、廃止または変更の事業
- ・国営造成土地改良施設整備事業  
国営土地改良事業により造成された基幹的な農業用用排水施設の軽微な変更
- ・低炭素農業水利システム構築事業  
省エネルギー化や再生可能エネルギー利用のための農業用用排水施設の整備

## ○ 採択要件

### [国営かんがい排水事業]

- ・受益面積が 3,000ha 以上で、末端支配面積が 500ha 以上、畠地については 100ha 以上。  
(重要度及び緊急度が高い施設の整備は 100ha 以上。)
- ・畠において、末端支配面積 20ha 以上 100ha 未満のファームポンド等。
- ・田において、末端支配面積 100ha 以上 500ha 未満のファームポンド等。
- ・末端支配面積が 500ha (畠に係るものにあっては 100ha) 未満の農業用用排水施設に係る農業水利制御システム。

### [国営農業用水再編対策事業]

- ・受益面積が 3,000ha 以上で末端支配面積が 5ha 以上。ただし、管路にあっては末端支配面積の制限を設けない。

### [国営造成土地改良施設整備事業]

- ・国営土地改良事業により造成された施設のうち、基幹施設 (ダム、頭首工、機場、幹線水路等) であって、総事業費 10 億円 (管理設備、電源設備、非常用電源装置又は放流警報設備の整備のみを行うものにあっては 2 千万円) 以上の改修を必要とする施設の補修事業。

### [低炭素農業水利システム構築事業]

- ・受益地に存在する農業用用排水施設の年間エネルギー使用量の削減及び再生可能エネルギーの利用に係る事項を定めた省エネルギー化・再生可能エネルギー利用促進計画が策定されていること。
- ・省エネルギー化又は再生可能エネルギー利用のための整備の対象となる農業用用排水施設の末端支配面積がおおむね 100ha 以上 (畠に係るものにあっては 20ha 以上) であること。
- ・総事業費がおおむね 2 千万円以上

## ○ 事業主体

農林水産省（九州農政局）

○ 補助率

国	県
2/3 (70%)	25.4~28.4% (30%)

※ ( ) は基幹

※国営造成土地改良施設整備事業は、国 2/3

※ファームポンド等の整備で、田において末端支配面積が 100ha 以上 500ha 未満の部分の工事、畑において末端支配面積 100ha 未満の部分の工事は、国 50%

【農山村課広域水利担当】

【農地整備課地域整備（水利）担当】

# 県営かんがい排水事業（基幹水利施設整備型）

## ○ 目 的

農業用水が不足している地域において、水田・畑・樹園地のかんがい用水を確保するため、農業用用排水施設の整備を行い、農業の生産性を向上させ、競争力ある「攻めの農業」の実現を図ることを目的とする。

## ○ 事業内容

- ・農業用用排水施設（ダム、頭首工、用排水機場、農業用用排水路等）の新設、廃止又は変更。

## ○ 採択要件

農業用用排水施設の新設、廃止又は変更であって、受益面積がおおむね 200ha 以上であり、かつ末端支配面積がおおむね 100ha 以上。

※「水利施設等保全高度化事業」における要件

以下の区分の保全高度化整備計画のいずれかを策定すること。

### (1) 高付加価値区分

高収益作物の導入・生産拡大等を通じて農業の付加価値を高めるものであること。

### (2) 農地集積促進区分

事業の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が 50%以上になることが確実と見込まれること。

### (3) 水管理省力化区分

水管理の省力化や維持管理の低コスト化等に資するものであること。

## ○ 事業主体

県

## ○ 補助率

国	県
50%	25%

## ○ 国庫補助事業名

- ・水利施設等保全高度化事業 水利施設等整備事業（基幹水利施設整備型）
- ・農山漁村地域整備交付金 水利施設等整備事業（基幹水利施設整備型）

【農山村課広域水利担当】

【農地整備課地域整備（水利）担当】

# 県営かんがい排水事業（農地集積促進型）

## ○ 目 的

農業用水が不足している地域において、水田・畑・樹園地のかんがい用水を確保するため、農業用排水施設の整備を行い、担い手への農地の集積を促進させることで、農業の生産性を向上させ、競争力ある「攻めの農業」の実現を図ることを目的とする。

## ○ 事業内容

- ① 農業用排水施設整備事業
- ② 客土事業、暗渠排水事業、区画整理事業（①の事業と併せて一体的に実施）
- ③ 農業経営高度化支援事業（①の事業と密接に関係する場合）  
(高度土地利用調整事業、中心経営体農地集積促進事業、耕地利用高度化促進事業)

## ○ 採択要件

- ・受益面積がおおむね 20ha 以上（中山間地域は 10ha）
- ・担い手への農地集積率が、目標年度においての次のいずれかをみたすこと
  - (1) 水田及び畠地（畠作物の直接支払交付金の対象品目を作付けする畠地）の面積の合計が地区のおおむね 8 割以上の場合、80%以上
  - (2) その他の場合、50%以上
- ・農振農用地のうち地域計画を策定した区域であること

担い手農地利用集積率（その他の場合）	
事業開始時	事業完了時
50%未満	50%以上
50%以上 90%未満	5 %ポイント以上 UP
90%以上 95%未満	95%以上
95%以上	UP

## ○ 事業主体 県

## ○ 補助率

国	県
50% (55%)	25%

※ ( ) 書きは 5 法指定地域及び急傾斜地帯、  
指定棚田地域

## ○ 国庫補助事業名

水利施設等保全高度化事業 水利施設整備事業（農地集積促進型）

【農山村課広域水利担当】

【農地整備課地域整備（水利）担当】

# 地域水田農業支援排水対策特別事業

## ○ 目 的

麦・大豆・飼料作物等の転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図る。

## ○ 事業内容

- ・排水機場、排水樋門、排水路等の更新または整備。
- ・用水路等の更新または整備、区画整理、客土、暗きよ排水のうち、上記と一体不可分の範囲で施工することを相当とする次のものと併せて一体的に実施するもの。
  - ア 排水施設と一体としての機能を有するもの
  - イ 排水施設の整備と併せ行うことにより相互の事業効率を高めることとなるもの
  - ウ 排水施設の受益面積及び事業費に比して小規模なもの

## ○ 採択要件

- ・受益地が原則として次のいずれかに該当するものであって、かつ、ア又はイに該当する水田面積が受益地内のおおむね 50%以上であること。
  - ア 降雨時において、排水機、排水樋門、排水路等の排水施設の能力が十分にないために湛水を来す水田
  - イ 常時地下水位が高い水田(田面から夏季においておおむね 50cm 未満または冬季においておおむね 70cm 未満)
  - ウ ア又はイの水田と一体的に整備することが必要な水田
- ・受益面積がおおむね 20ha 以上であり、末端支配面積がおおむね 5ha 以上。

### ※ 「水利施設等保全高度化事業」における要件

以下の区分の保全高度化整備計画のいずれかを策定すること。

#### (1) 高付加価値区分

高収益作物の導入・生産拡大等を通じて農業の付加価値を高めるものであること。

#### (2) 農地集積促進区分

事業の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が 50%以上になることが確実と見込まれること。

#### (3) 水管理省力化区分

水管理の省力化や維持管理の低コスト化等に資すること。

## ○ 事業主体

県

## ○ 補助率

国	県
50%	25%

## ○ 国庫補助事業名

- ・水利施設等保全高度化事業 水利施設整備事業（排水対策特別型）
- ・農山漁村地域整備交付金 水利施設等整備事業（排水対策特別型）

【農地整備課地域整備（水利）担当】

## 農業水利施設の保全の体系

### 《緊急的な補修》

事業名	採択要件	補助率				目次
県単基幹水利施設等緊急補修事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の補助の適用を受けない</li> <li>・緊急的に復旧補修するべきもの</li> <li>・事業費が 40 万以上であるもの (受益戸数 2 戸以上の管水路および揚水機場は 20 万以上)</li> </ul>	国	—	県	1/2	41
土地改良施設突発事故復旧事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 維持管理計画書等に基づいた管理がなされていること。</li> <li>2 機能保全計画等を定めた上で、計画に基づいた対策や施設監視を適切に行っていること。</li> <li>3 施設の末端支配面積 (国営) 100ha 以上 (県営) 20ha 以上 (中山間地域は 10ha 以上) (団体営) 20ha 以上 (中山間地域は、10ha 以上)</li> <li>4 復旧事業費 (1箇所あたり) (国営) 20,000 千円以上 (県営・団体営) 2,000 千円以上</li> </ol>	国	別紙	県	別紙	42

### 《予防保全》

事業名	採択要件	補助率				目次
基幹水利施設ストックマネジメント事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 既存施設を有効活用し施設機能の向上を主な目的としないもの。</li> <li>2 県が作成する実施方針に位置付けられたもの。</li> <li>3 機能診断に基づく機能保全計画等が策定されていること。</li> <li>4 施設の末端支配面積 100ha 以上 (田以外 20ha 以上)</li> </ol>	機能診断、計画策定 国 50% 県 50%				43 ～ 45
		対策工事、長寿命化 国 50% (55%) 県 25% (30%)				
地域農業水利施設ストックマネジメント事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 既存施設を有効活用し施設機能の向上を主な目的としないもの。</li> <li>2 機能診断に基づく機能保全計画等が策定されていること。</li> </ol>	国	50% (55%)	県	15%	46 ～ 48

	3 受益面積 10ha 以上					
--	-------------------	--	--	--	--	--

《維持管理》

事業名	採択要件	補助率				目次	
基幹水利施設管理事業	・農林水産大臣から管理を委託されたもの・受益面積1,000ha以上	国 1/3	30% 1/3	県	30% 35%	49 ～51	
水利施設管理強化事業	・国営造成施設及び一体不可分な県営造成施設を管理する土地改良区等 ・治水協定の締結及び治水協定に基づき取組を実施する農業用ダム	一般型				52 ～ 53	
		国	50%	県	20%		
		特別型					
		国	50%	県	未定		
土地改良施設維持管理適正化事業	管理指導事業による診断で必要と認められた整備	国	30%(40%)	県	30%	54	
		土地改良区		40%(30%)			
多面的機能支払交付金	・農業者等による組織の設立 ・事業計画の作成	国	1/2	県	1/4	55 ～ 57	

# 県単基幹水利施設等緊急補修事業

## ○ 目 的

基幹水利施設等の緊急補修を行う市町村又は土地改良区に対し補助を行い、土地改良施設の適正管理と農業用水の安定供給を確保することを目的とする。

## ○ 事業内容

予測不可能な突発的な事故、故障等に対する緊急的な復旧、補修事業。

## ○ 採択要件

- ・国・県営土地改良事業により造成された施設のうち、次に掲げる施設
  - ①ダム及びその附帯施設
  - ②①に直結する幹線管水路（パイプライン）
  - ③②以外の受益戸数2戸以上の管水路
  - ④揚水機場
  - ⑤排水機場及び排水樋門
- ・他の補助事業の適用を受けないものであること。
- ・緊急的に復旧、補修を行わなければ第三者に甚大なる被害を及ぼす恐れのあるもの又は施設の適正管理、農業用水の安定供給が妨げられるものであるものその他知事が特に必要と認めたものであるもの。
- ・事業費が40万円以上であること。但し、対象施設の③及び④においては、事業費が20万円以上であること。

## ○ 事業主体

土地改良区（①～⑤）、市町（①、②、⑤）

## ○ 補助率

県
1/2

【農地整備課地域整備（水利）担当】

# 土地改良施設突発事故復旧事業

## ○ 目的

基幹的な農業水利施設において発生した、農業への大きな被害や県民生活に影響を与える恐れのある原因不明の突発事故について、原則として農家負担を求めずに、速やかに復旧を行うことで、農業や地域への被害の防止・軽減を図る。

## ○ 事業内容

突発事故により機能が喪失・低下した施設の機能を回復させるための工事。

- 1 現地仮復旧
- 2 機能回復を行う復旧工事（本復旧）
- 3 緊急応急工事

## ○ 採択要件

ダム、排水機場、排水樋門、基幹揚水機場及び幹線管水路で発生した農業への大きな被害や県民生活に影響を与える恐れのある突発事故で以下の要件の全てを満たすこと。

- 1 維持管理計画書等に基づいた管理がなされていること。
- 2 機能保全計画等を定めた上で、計画に基づいた対策や施設監視を適切に行っていきること。
- 3 施設の末端支配面積
  - (国営) 国営造成施設で、100ha 以上
  - (県営) 国・県営造成施設で、20ha 以上 (中山間地域は 10ha 以上)
  - (団体営) 団体営造成施設等で、20ha 以上 (中山間地域は、10ha 以上)
- 4 復旧事業費
  - (国営) 1箇所当たり 20,000 千円以上
  - (県営・団体営) 1箇所当たり 2,000 千円以上

## ○ 事業主体

国、県、市町、土地改良区

## ○ 補助率

	国	県	市町
国営	2/3	3/10	1/30
県営	50(55) %	32%	18(13) %
団体営	50(55) %	21%	29(24) %

( ) 書きは過疎、山振、特農、離島、半島の場合

※国営、県営にかかる地元負担は、市町の義務負担とする。

団体営にかかる地元負担は、市町が全額負担するよう努めるものとする。

【農地整備課地域整備（水利）担当】

# 基幹水利施設ストックマネジメント事業 (NN 交付金、保全高度化)

## ○ 目 的

国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成されたダム、頭首工、用排水機場、農業用用排水路等の基幹的な既存農業水利施設の有効活用を図り効率的な機能保全対策を推進するため、施設の劣化状況等を調べる機能診断の実施、機能保全のための対策方法等を定めた機能保全計画の策定、機能保全計画に基づく対策工事を一貫して行うことにより、施設の機能を有効に保全する。併せて、突発的な事故に対する緊急補修工事等の措置を講じる。

## ○ 事業内容

### 1 施設機能保全計画の策定

国営及び県営造成施設の機能診断を実施し、ライフサイクルコストの低減に資する効果的な対策工事を行うための計画を策定する。

### 2 施設機能保全対策の実施

国営及び県営造成施設において機能保全計画等に基づく対策工事の実施。

### 3 緊急補修工事等の対策

国営又は県営造成施設において発生した、突発的な事故に対する緊急補修工事の実施。

## ○ 採択要件

- 既存施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主な目的としないもの。
- 機能保全計画の策定の対象となる県営造成施設は、県が作成する実施方針に位置付けられたものとする。
- 保全対策の実施については機能診断に基づく機能保全計画等が策定されていること。
- 県営事業において法律補助で実施する場合、地域の農業用用排水施設の体系において重要な機能を担う施設であって、末端支配面積がおおむね 100ha 以上のもの（田以外の農用地を受益地とするものについては、末端支配面積がおおむね 20ha 以上のもの）であること。
- 県営造成施設について、緊急補修工事を実施する場合は、2により県知事が選定した施設であること。
- 水利施設等保全高度化事業により実施する場合は、以下の区分の保全高度化整備計画のいずれかを策定すること。
  - 高付加価値区分  
高収益作物の導入・生産拡大等を通じて農業の付加価値を高めるものであること。

(2) 農地集積促進区分

事業の完了時において、当該事業の受益面積に占める扱い手の経営等農用地面積の割合が50%以上になることが確実と見込まれること。

(3) 水管理省力化区分

水管理の省力化や維持管理の低コスト化等に資するものであること。

○ 事業主体

県

○ 補助率

1) 機能診断、機能保全計画の策定：国 50%（定額100%） 県 50%（－）

※（ ）書きは、水利施設等保全高度化事業 実施計画策定事業の場合

2) 機能保全計画に基づく対策工事：国 50% 県 25%（30%）

※（ ）書きはダム、排水機場、排水樋門の場合

○ 国庫補助事業名

・農山漁村地域整備交付金（水利施設等整備事業 基幹水利施設保全型）

・水利施設等保全高度化事業 水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）

・水利施設等保全高度化事業 実施計画策定事業

【農地整備課地域整備（水利）担当】

# 基幹水利施設ストックマネジメント事業 (長寿命化)

## ○ 目 的

農業の持続的発展には、農業生産活動が安心して行われることが重要であり、その基盤となる農業水路等の農業水利施設が将来にわたってその機能を安定的に発揮していくことが大切であり、適時・適切な長寿命化対策により施設を健全な状態に保つ必要がある。このため、農業水利施設のきめ細やかな長寿命化を実施し、農業の持続的な発展を図る。

## ○ 事業内容

### 1 長寿命化対策

農業用用排水施設の整備のうち長寿命化に資するもの、及び機能診断並びに機能保全計画の策定。

## ○ 採択要件

- 1 国営造成施設と一体となる農業水利施設等又は国庫補助事業によって造成された農業水利施設等であること。
- 2 機能保全計画の策定の対象となる県営造成施設は、県が作成する実施方針に位置付けられたものとする。
- 3 対策工事の実施については機能診断に基づく機能保全計画等の策定が必要。
- 4 末端支配面積がおおむね 100ha 以上のものであること。
- 5 1 地区当たりの事業費の合計が 200 万円以上。機能診断及び機能保全計画策定は 1 地区当たりの上限が 1,000 万円。
- 6 1 地区当たりの受益者数が、農業者 2 者以上。
- 7 1 地区当たりの事業工期が原則 3 カ年以内。ただし、機能診断及び機能保全計画策定については 1 カ年以内。

## ○ 事業主体

県

## ○ 補助率

- 1) 長寿命化対策 [ハード] : 国 50% (55%) 県 25% 【30%】  
※ ( ) 書きは 5 法指定地域及び急傾斜畑地帯、棚田指定地域  
【 】書きはダム、排水機場、排水樋門
- 2) 機能診断及び機能保全計画策定 : 国 定額 100% 県 一

## ○ 国庫補助事業名

農業水路等長寿命化・防災減災事業（非公共）

【農地整備課地域整備（水利）担当】

# 地域農業水利施設ストックマネジメント事業 (NN 交付金)

## ○ 目 的

団体営事業等で造成された農業水利施設は、ダムなどの基幹的な施設と一体になって用排水系統を構成するなど、食料の安定供給の基盤としての役割のほか、洪水の防止などの公益的機能を担っている重要な施設である。

これらの施設は、標準的な耐用年数を経過していくものが今後、急速に増加する見込みであり、既存の施設の有効活用を図りつつ、施設の機能を効率的に保全していくことが求められることから、コストの最小化や財政負担の平準化を図るストックマネジメントの手法を導入し、施設の状況に応じたきめ細かい対策を講じる。

## ○ 事業内容

- 1 団体営造成施設等に係る機能保全計画に基づく対策工事の実施。
- 2 団体営造成施設等において発生した突発的事故に対する緊急工事の実施。
- 3 機能保全計画の策定。

## ○ 採択要件

- 1 対策工事は、農村振興局長が別に定める機能保全計画を作成し、受益面積が 10ha 以上であること。
- 2 緊急工事は、施設の劣化に起因すると想定されるものであること。
- 3 対策工事、緊急工事は施設機能の向上を主な目的としないこと。
- 4 農山漁村地域整備交付金による場合は、「地域農業水利施設保全整備事業計画書」を作成すること。
- 5 機能保全計画の策定については、農山漁村地域整備交付金による場合は末端支配面積 100ha 以上の施設、水利施設等保全高度化事業実施計画策定事業による場合は受益面積 10ha 以上。

## ○ 事業主体

市町、土地改良区等

## ○ 補助率

- 1) 機能保全計画： 国 50% (定額 100%) 県 15% ( - )  
※ ( ) 書きは、水利施設等保全高度化事業実施計画策定事業の場合
- 2) 対策工事 : 国 50(55)% 県 15%  
※ ( ) 書きは 5 法指定地域及び急傾斜畠地帯、棚田指定地域の場合

## ○ 国庫補助事業名

- ・ 農山漁村地域整備交付金 (水利施設等整備事業 地域農業水利施設保全型)
- ・ 水利施設等保全高度化事業 (実施計画策定事業)

【農地整備課地域整備（水利）担当】

# 地域農業水利施設ストックマネジメント事業 (耕作条件)

## ○ 目 的

団体営事業等で造成された農業水利施設は、ダムなどの基幹的な施設と一体になって用排水系統を構成するなど、食料の安定供給の基盤としての役割のほか、洪水の防止などの公益的機能を担っている重要な施設である。

これらの施設は、標準的な耐用年数を経過していくものが今後、急速に増加する見込みであり、既存の施設の有効活用を図りつつ、施設の機能を効率的に保全していくことが求められることから、コストの最小化や財政負担の平準化を図るストックマネジメントの手法を導入し、施設の状況に応じたきめ細かい対策を講じる。

## ○ 事業内容

団体営造成施設等に係る機能保全計画に基づく対策工事の実施。

## ○ 採択要件

- 1 対策工事は、機能保全計画を作成し、受益面積が 10ha 以上であること。
- 2 緊急工事は、施設の劣化に起因すると想定されるものであること。
- 3 対策工事、緊急工事は施設機能の向上を主な目的としないこと。
- 4 本事業の実施区域は、農地中間管理事業の重点実施区域等であること。
- 5 地域内農地集積促進計画および農地耕作条件改善計画を作成すること。
- 6 1 地区当たりの事業費（ハード事業）の合計が 200 万円以上。
- 7 1 地区当たりの受益者数が、農業者 2 者以上。

## ○ 事業主体

市町、土地改良区等

## ○ 補助率

国	県
50% (55%)	15%

※( )書きは 5 法指定地域及び急傾斜畠地帯、  
棚田指定地域の場合

## ○ 国庫補助事業名

農地耕作条件改善事業（非公共）

【農地整備課地域整備（水利）担当】

# 地域農業水利施設ストックマネジメント事業 (長寿命化)

## ○ 目 的

農業の持続的発展には、農業生産活動が安心して行われることが重要であり、その基盤となる農業水路等の農業水利施設が将来にわたってその機能を安定的に発揮していくことが大切であり、適時・適切な長寿命化対策により施設を健全な状態に保つ必要がある。このため、農業水利施設のきめ細やかな長寿命化を実施し、農業の持続的な発展を図る。

## ○ 事業内容

### 1 長寿命化対策

農業用用排水施設の整備のうち長寿命化に資するもの、及び機能診断並びに機能保全計画の策定。

## ○ 採択性要件

- 1 国営造成施設と一体となる農業水利施設等又は国庫補助事業によって造成された農業水利施設等であること。
- 2 対策工事の実施については機能診断に基づく機能保全計画等を策定すること。
- 3 受益面積が 10ha 以上であること。
- 4 1 地区当たりの事業費の合計が 200 万円以上。機能診断及び機能保全計画策定は 1 地区当たりの上限が 1,000 万円。
- 5 1 地区当たりの受益者数が、農業者 2 者以上。
- 6 1 地区当たりの事業工期が原則 3 カ年以内。ただし、機能診断及び機能保全計画策定については 1 カ年以内。

## ○ 事業主体

市町、土地改良区等

## ○ 補助率

- ・長寿命化対策〔ハード〕 国 50(55)% 県 15%
- ・機能診断及び機能保全計画策定 国 100%

※ ( ) 書きは 5 法指定地域及び急傾斜畠地帯、棚田指定地域の場合

## ○ 国庫補助事業名

農業水路等長寿命化・防災減災事業（非公共）

【農地整備課地域整備（水利）担当】

# 基幹水利施設管理事業

## ○ 目的

基幹水利施設管理事業は、市町等が土地改良区と連携を図りつつ、大規模で公共性の高い基幹水利施設について、地域の農業情勢及び社会情勢の変化に対応した管理を行うことにより、その効用を適正に発揮させることを目的とする。

## ○ 事業内容

### 1 一般型

都道府県又は市町村が、基幹水利施設管理強化計画に基づき、公共・公益的な機能が高い基幹水利施設の管理を行う事業とする。

### 2 特別型

都道府県が、公共・公益的な機能が高い基幹水利施設のうち、その操作が河川の管理に著しい影響を及ぼすとともに、関係受益面積の相当部分を占める非農地の浸湛水被害の防止機能を有するものと認められる施設の管理を行う事業とする。

## ○ 採択要件

### 1 一般型

基幹水利施設及び水路であって、次の各号に掲げる全ての要件に該当するもの（これと一体的に管理する必要のある施設を含む。）を管理の対象とし、かつ、非農地率がおおむね10パーセント以上であるものとする。

- (1) 農林水産大臣により管理を委託されたものであること。
- (2) 一施設ごとの受益面積がおおむね1,000（地盤沈下地帯にあっては500）ヘクタール（畑を受益地とするものにあっては300（地盤沈下地帯にあっては100）ヘクタール）以上であること。
- (3) 別表1に定める施設の規模等に係る要件に該当するものであること。
- (4) 別表2に定めるいづれかの流域治水対策を実施する施設に該当し、強化計画において当該施設を活用した流域治水の取組が位置付けられているものであること。

### 2 特別型

国営土地改良事業により造成した施設（これに準ずる国有の土地改良施設を含む。）のうちダム、頭首工、排水機場又は防潮水門（関連施設を含む。）であって、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものを管理の対象とする。

- (1) 農林水産大臣により管理を委託されたものであること。
- (2) 一施設ごとの受益面積がおおむね3,000ha以上であること。
- (3) 別表3に定める施設の規模等に係る要件及び浸湛水被害の防止機能に係る要件に該当するものであること。

別表 1

施設の区分	施設の規模等に係る要件
ダム	設計洪水量がおおむね 300m <sup>3</sup> /s 以上であること、又は貯水量がおおむね 2,500 千 m <sup>3</sup> 以上であること。
頭首工	下記の要件のすべてに該当するものであること。 (1) 設計洪水量がおおむね 300m <sup>3</sup> /s 以上であること。 (2) ゲートを 1 門以上有すること。 (3) 最大取水量がおおむね 1.0m <sup>3</sup> /s 以上であること。
用水機場	最大取水量がおおむね 1.0m <sup>3</sup> /s 以上であること。
排水機場	排水機の総口径がおおむね 3,000mm 以上であること。
排水樋門 (排水分水ゲートを含む。)	計画通水量がおおむね 15m <sup>3</sup> /s 以上（排水分水ゲートにあっては、流末の排水先への総分水量がおおむね 15m <sup>3</sup> /s 以上）であること。
水路	幹線排水路にあっては、計画通水量がおおむね 15m <sup>3</sup> /s 以上であること、幹線用排水路にあっては、計画通水量がおおむね 5 m <sup>3</sup> /s 以上であること。

別表 2

流域治水対策の分	流域治水対策の位置付け
流域治水プロジェクト	流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの
治水協定	治水協定の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの
地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画又は協定	地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの

別表 3

施設の区分	施設の規模及び関係受益面積等に係る要件	浸湛水被害の防止機能に係る要件
ダム・頭首工	設計洪水量がおおむね 700m <sup>3</sup> /s 以上でゲート 3 門以上を有するもの	一級河川又は二級河川に設置された管理上特別の技術的配慮を必要とするものであって、その操作により関係受益地帯の相当部分を占める地域について浸湛水被害の防止が見込まれ、かつ、非農地が当該地域の面積のおおむね 20%以上を占めると認められるもの

排水機場	1 機場おおむね口径 1,500mm 以上の排水機が 5 台以上設置されているもの又は排水能力においてこれと同程度のもの	その操作により浸湛水被害の防止が見込まれる非農地の面積が関係受益面積のおおむね 20%以上を占めると認められるもの
防潮水門	年間利用水量がおおむね 4,000 万 m <sup>3</sup> 以上又は満水面積がおおむね 1,000ha 以上の淡水湖に係るもので、計画通水量がおおむね 1,000m <sup>3</sup> /s 以上又は流域面積がおおむね 10,000ha 以上のもの	その操作が地域社会の環境保全に著しい影響を及ぼすものと認められるものであって、その操作により浸湛水被害の防止が見込まれる非農地の面積が関係受益面積のおおむね 20% 以上を占めると認められるもの

## ○ 事業主体

### 1 一般型

事業主体は、強化計画において基幹水利施設を管理すべき者として位置付けられた市町村又は都道府県とする。

### 2 特別型

事業主体は、都道府県とする。

## ○ 補助率

### 1 一般型

国	県	< >は、流域治水の取組が位置付けられているもの ( ) は、上場地区
30% <1/3>	30% (35%)	

### 2 特別型

国
1 / 3

【農山村課広域水利担当】  
【農地整備課地域整備（水利）担当】

# 水利施設管理強化事業

## ○ 目 的

農業水利施設は、農業用水の供給、農地排水等の機能だけでなく、国土の保全、水源のかん養等の多面的機能を有しているが、集中豪雨の激甚化・頻発化によって、施設管理者は複雑かつ高度な操作・管理を求められている。このため、農業水利施設の役割に応じて施設管理者を支援し、多面的機能の適正な発揮を図る。

## ○ 事業内容

### 1 一般型

- ・水利施設管理強化計画に基づき、国営造成施設（共同事業により造成した施設を含む）及びこれと一体不可分な国営附帯都道府県営造成施設を管理する土地改良区又は土地改良区連合に対する支援を行う。

### 2 特別型

#### （1）流域治水対策

- ・流域治水対策を実施する農業水利施設（一般型の対象となるものを除く。）において、流域治水推進計画を策定して実施する取組に対する支援を行う。

#### （2）特定外来生物対策

- ・国営造成施設等及び国営造成施設等と同一の水系に位置する農業水利施設において、施設機能等の適正な発揮のために、特定外来生物対策計画を策定して実施する取組に対する支援を行う。

## ○ 採択要件

### 1 一般型

- ・国営造成施設（共同事業により造成した施設を含む）及びこれと一体不可分な県営造成施設を管理する土地改良区等。

### 2 特別型

#### （1）流域治水対策

- ア 流域治水プロジェクト（次に掲げる通知に基づき策定・公表又は推進される「流域治水プロジェクト」をいう。）が策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの

- イ 治水協定（「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づき締結される協定をいう。）の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの

- ウ 地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの

#### （2）特定外来生物対策

- 国営造成施設等及び国営造成施設等と同一の水系に位置する農業水利施設

## ○ 事業主体

- 事業主体は、県又は市町村とする。

## ○ 補助率

1、一般型

国	県
50%	20%

2、特別型

- 流域治水対策

国	県
50%	0%

- 特定外来生物対策

国	県
50%	未定

【農山村課広域水利・流域治水担当】

【農地整備課地域整備（水利）担当】

# 土地改良施設維持管理適正化事業

## ○ 目 的

土地改良施設の整備補修については、本来、土地改良区等施設管理者自らこれを行うべきものであるが、最近の農村環境の変化に伴い必ずしもこれらが円滑に行われていない実状にある。このため、土地改良区等により施設整備補修のための資金を造成し、この資金を利用して土地改良施設の定期的な整備補修を行い、施設の機能の保持と耐用年数の確保を図る。

## ○ 事業内容

おおむね5年単位に行われる農業水利施設の整備補修（施設の省力化・合理化に伴う施設の撤去含む）（毎年経常的に行うべきものを除く）で、その内容は下記のとおりである。

- ① 水門扉の整備補修
  - ② 原動機、ポンプのオーバーホール
  - ③ 電気設備の精密整備
  - ④ 門扉等の塗装
  - ⑤ 用排水路の小規模の補修浚渫
  - ⑥ 番かん施設の整備補修
  - ⑦ 有材暗渠排水の整備補修（個人の農地に帰属し、個人が管理しているものを除く）
- ※施設の撤去は整備補修事業（連携管理保全型）に限る。

## ○ 採択要件

- ・県土連が行う農業水利施設の管理指導事業の結果、必要と認められた整備補修内容であること。又は国や国の補助金等の交付を受けて県等が策定した農業水利施設の機能保全計画において、必要と認められた整備補修であること。
- ・整備補修の対象施設が団体営規模以上の事業により造成された施設であること。
- ・一般型：1地区当たりの事業費が200万円以上のものであること。  
(ただし、毎年経常的に行うべきものは除く)
- ・連携管理保全型：1地区当たりの事業費が100万円以上でのものであり、水土里ビジョンにおいて、適正かつ円滑に保全すべき施設として位置付けられていること。又は管理の適正化協議会規約及び会議議事録が作成されていること。  
(ただし、毎年経常的に行うべきものは除く)

## ○ 事業主体

一般型：当該施設の管理主体である市町、土地改良区等

連携管理保全型：保全すべき施設を水土里ビジョンに位置付けることが確実と見込まれる土地改良区、土地改良区連合

## ○ 補助率

国30%（40%）、県30%、土地改良区等40%（30%）（内30%は拠出金で支出し、残りの10%は事業実施年度に支出）

※（ ）書きは、連携管理保全型

※拠出金は5年間毎年均等に積み立てる（30%／5年間＝6%／年）

【農地整備課地域整備（水利）担当】

# 多面的機能支払交付金

## ○ 目 的

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、農業者等による組織が取り組む農地、水路等の地域資源の基礎的な保全活動及び地域住民を含む組織が取り組む農地、水路等の質的向上を図る共同活動や、施設の長寿命化のための活動に対し支援する。

## ○ 事業内容

### 【農地維持支払】

- ・地域資源の基礎的な保全活動
- ・地域資源の適切な保全管理のための推進活動

基本単価 〈3,000 円(田) 2,000 円(畑) 250 円(草地) 【10a 当】〉

### 【資源向上支払】

- ・地域資源の質的向上を図る共同活動

基本単価 〈2,400 円 (田) 1,440 円(畑) 240 円(草地) 【10a 当】〉

※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施した地区及び施設の長寿命化のための活動に一緒に取り組む地区は、上記の 75% 単価が適用

加算単価 (多面的機能の更なる増進に向けた活動) 〈400 円 (田) 240 円(畑) 40 円(草地) 【10a 当】〉

加算単価 (水田の雨水貯留機能の強化 (田んぼダム) の推進) 〈400 円 (田) 〉

加算単価 (広域活動組織の設立及び活動支援班の設置) 〈40 万円 【1 組織当】〉

- ・施設の長寿命化のための活動

〈4,400 円 (田) 2,000 円(畑) 400 円(草地) 【10a 当】〉

※直営施工を実施しない活動組織は、上記の 5/6 単価に面積を乗じた額

- ・広域活動組織の規模を満たさない場合、保全管理する区域内に存在する集落数に200 万円を乗じた額と上記単価に面積を乗じた額のいずれか小さい額

## ○ 採択要件

- ・活動組織の要件

(農地維持支払)

- ①組織の設立 ②事業計画の作成

(資源向上支払 [地域資源の質的向上を図る共同活動])

- ①組織の設立 ②非農業者等、多様な主体の参画 ③事業計画の作成

(資源向上支払 [施設の長寿命化のための活動])

- ①農地維持活動の実施 ②事業計画の作成

- ・地域活動指針の要件

(農地維持支払)

- ①基礎的な保全活動について、すべての活動項目を実施

- ②地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、活動を 1 以上選択し、毎

- 年度実施とともに、活動期間中に地域資源保全管理構想を策定  
(資源向上支払[地域資源の質的向上を図る共同活動])
- ①施設の軽微な補修について、計画に位置付けた施設等を対象に毎年度実施
  - ②農村環境保全活動について、テーマを1以上定めた上で、その取組を実施
  - ③多面的機能の増進を図る活動については、取組を1以上定めた上で、その活動を実施（直ちに活動に取り組めない組織は5/6を乗じた単価が適用）
- (資源向上支払[施設の長寿命化のための活動])
- ①水路、農道等について、活動計画に基づき補修・更新を実施

#### 【さが園芸 888 推進地域支援事業】

農地維持支払及び資源向上支払において、「園芸 888 計画」に基づき田に園芸団地を造成し、地目変更（田一畠）を行うことにより減額となる交付金を本事業により交付する。

なお、農地維持支払の補助単価の適用は、次期計画の開始年度から令和10年度までとする。

(農地維持支払)

基本単価 〈1,000 円 【10a 当】〉

(資源向上支払 (共同))

基本単価 〈960 円 【10a 当】〉

加算単価 〈160 円 【10a 当】〉

#### 【田んぼダム推進事業】

令和元年及び令和3年の豪雨等により浸水被害を受けた住宅や公共施設の上流部等で、田んぼダムに取り組むことにより浸水被害の軽減に寄与する田を対象とする。

なお、補助の期間は、令和7年度から令和9年度までとする。

ただし、災害復旧費の交付については、令和9年度までとする。

(田んぼダム協力金)

補助単価 ・取組拡大エリア（取組期間3か年目まで） 〈2,000 円 【10a 当】〉

・取組定着エリア（取組期間4か年目以降） 〈1,000 円 【10a 当】〉

(災害復旧費)

補助額 〈実績額に基づき農家負担相当額〉

### ○ 事業主体

活動組織又は広域活動組織

(田んぼダム推進事業は集落単位で取り組む団体を含む)

### ○ 補助率

国	県	市町
1/2	1/4、(3/4 <sup>※1</sup> )、(10/10 <sup>※2</sup> )	1/4

※1 さが園芸 888 推進地域支援事業

※2 田んぼダム推進事業

○ 国庫補助事業名

- ・多面的機能支払交付金（旧農地・水保全管理支払交付金）

【農山村課施設管理・流域治水担当】

## 農地防災の体系

## 《防災減災対策》

( ) は中山間地域、【 】は防重ため池

事業名	採択要件	補助率				目次	
国営総合農地防災事業	受益面積 3,000ha 以上	国	2/3	県	28.6%	64～66	
ため池整備事業							
ため池総合整備工事	豪雨対策型	〔大規模：④〕 ・防災受益面積 70ha 以上 ・受益面積 40ha 以上 等 〔小規模：④〕 ・防災受益面積 7ha 以上 ・総事業費 8 百万円以上 等	国	④55% ④50% (55%)	県	④未定 ④30% 【33%】	67～68
			国	④55% ④50% (55%)	県	④未定 ④30% 【33%】	69～70
	一般整備型	〔大規模：④〕 ・受益面積 100ha 以上 ・総事業費 8 千万円以上 〔小規模：④〕 ・受益面積 2ha 以上 ・総事業費 8 百万円以上	国	④55% ④50% (55%)	県	30% 【33%】	71～72
	ため池の廃止 ・貯水量 1,000 m <sup>3</sup> 以上 ・総事業費 8 百万円以上						
	一般整備型（水質改善）	〔大規模：④〕 ・受益面積 100ha 以上 ・総事業費 35 百万円以上 〔小規模：④〕 ・受益面積 2ha 以上 ・総事業費 35 百万円以上	国	④55% ④50% (55%)	県	未定	73
	長寿命化型	・施設長寿命化計画等が策定されていること ・受益面積 2ha 以上	国	50% (55%)	県	未定	74
	ため池群整備工事	〔大規模：④〕 ・受益面積 80ha 以上 ・防災受益面積 200ha 以上 〔小規模：④〕 ・受益面積 10ha 以上 ・防災受益面積 20ha 以上	国	④55% ④50% (55%)	県	未定	75～76
	調査計画（実施計画策定等）		国	50%	県	未定	77～78

県単ため池災害防 止事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>受益面積 10ha 未満</li> <li>工事費 2 百万円以上、 8 百万円未満</li> </ul>	国	一	県	50%	79	
ため池洪水調節機 能強化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域治水プロジェクト策定、改定</li> <li>治水協定締結</li> <li>防災計画</li> <li>[大規模：④]</li> <li>防災受益面積 70ha 以上</li> <li>被害想定額 3 億円以上</li> <li>[小規模：④]</li> <li>防災受益面積 7ha 以上</li> <li>被害想定額 4 千万円以上 等</li> </ul>	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>④55%</li> <li>④50% (55%)</li> </ul>	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>④未定</li> <li>④30% 【33%】</li> </ul>	80 ～ 81	
農業用河川工作物 応急対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>[大規模：④]</li> <li>総事業費 1 億円以上</li> <li>[小規模：④]</li> <li>総事業費 8 百万円以上</li> </ul>	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>④55%</li> <li>④50% (55%)</li> </ul>	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>④37%</li> <li>④42%</li> </ul>	82 ～ 83	
用排水施設等整備 事業							
湛 水 防 除 事 業	排水施設 整備対策	<p>【排水施設整備工事及び 湛水防除施設改修工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>[大規模：④]</li> <li>受益面積 400ha 以上</li> <li>総事業費 5 億円以上</li> <li>[小規模：④]</li> <li>受益面積 30ha 以上</li> <li>総事業費 5 千万円以上 等</li> </ul>	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>④55%</li> <li>④50% (55%)</li> </ul>	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>④未定</li> <li>④35%</li> </ul>	84 ～ 85
	クリーク 防災機能 保全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>[大規模：④]</li> <li>受益面積 100ha 以上</li> <li>[小規模：④]</li> <li>受益面積 20ha 以上</li> </ul>	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>④55%</li> <li>④50% (55%)</li> </ul>	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>④35%</li> <li>④未定</li> </ul>	86
地盤沈下対策事 業	<p>地下水の採取が法令等により規 制されている地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>[大規模：④]</li> <li>受益面積 400ha 以上</li> <li>[小規模：④]</li> <li>受益面積 20ha 以上</li> </ul>	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>④55%</li> <li>④50% (55%)</li> </ul>	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>④39%</li> <li>④未定</li> </ul>	87	
用排水施設整備 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>[大規模：④]</li> <li>受益面積 400ha 以上</li> <li>総事業費 80 百万円以上</li> <li>[小規模：④]</li> <li>受益面積 20ha 以上 (10ha)</li> <li>総事業費 8 百万円以上</li> </ul>	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>④55%</li> <li>④50% (55%)</li> </ul>	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>④28%</li> <li>④29%</li> </ul>	88	

	〔土砂崩壊防止工事〕 受益面積 県営 5ha 以上 団体営面積要件なし 総事業費 800 万円以上		(土砂) 50% (55%)		(土砂) 40%		
地すべり対策事業	「地すべり防止法」に基づき指定された地域					89 ～ 90	
	地すべり防止工事	総事業費 70 百万円以上	国	50%	県	50%	
	ぼた山崩壊防止工事	総事業費 70 百万円以上	国	50%	県	未定	
	関連事業	地すべりによる被害を除去又は軽減するために必要があると認められたもの	国	別紙 参照	県	別紙 参照	
	地すべり防止施設長寿命化対策工事	・施設長寿命化計画が策定されていること ・総事業費 8 百万円以上	国	50%	県	50%	
農地保全整備事業	平均傾斜度 15 度以上の急傾斜地帯等 〔県営〕 受益面積 50ha 以上 (畠地帯 20ha) 〔団体営〕 受益面積 10ha 以上	県 営				91	
		国	50%	県	37.5%		
		団体営					
		国	50%	県	未定		
水質保全対策事業	〔大規模〕 水質汚濁に起因する障害除去で 受益面積 400ha 以上 〔小規模〕 水質汚濁に起因する障害除去で 受益面積 10ha 以上 又は水質基準を満たしていない 受益面積が 20ha 以上	国	50% (55%)	県	25%	92	
防災ダム整備事業	防災受益面積 100ha 以上	国	55%	県	40%	93	
農業水路等長寿命化・防災減災事業 (ため池等)	・総事業費 2 百万円以上 ・受益農家数が 2 者以上 ・工事期間が原則 3 か年以内(ため池整備の場合 5 か年以内)					94 ～ 96	
水利施設整備、ため池整備	ため池しゅんせつ工事の場合、貯水量に対する堆砂率が 10% 以上	国	50% (55%)	県	15% 【18%】		

危機管理システム等整備		国	50% (55%) ため池 の場 合 は定額	県	未定	94 ～ 96
緊急的な防災対策	防災重点農業用ため池を対象とする	国	定額	県	-	
地域防災上のリスク除去のためのため池整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災重点農業用ため池であって、想定被害額（農外）が5百万円以上</li> <li>廃止に伴い水路等の施設整備を伴うものほか</li> </ul>	国	定額	県	-	
監視・管理体制の強化		国	定額	県	-	
減災対策の実施		国	定額	県	-	
ため池緊急防災体制整備促進事業						97
①監視・管理体制の強化 ②緊急的な防災対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災重点農業用ため池で受益面積2ha以上</li> </ul>	国	定額 (100%)	県	-	
③地域防災上のリスク除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災重点農業用ため池で想定被害額（農外）が5百万円以上</li> <li>統廃合に伴い代替水源を確保するために施設整備を伴うもの</li> </ul>	国	定額 (100%)	県	-	
④ハード整備の着手促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>③の事業を実施するために行うものにあっては、③</li> <li>上記以外の場合は、①②の事業実施の要件</li> </ul>	国	50% (55%)	県	未定	
特定農業用管水路等特別対策事業	<p>[県営] 受益面積20ha以上</p> <p>[団体営] 受益面積10ha以上</p>	国	50% (55%)	県	未定	98
地域防災機能増進事業						99
土地改良施設豪雨対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域排水機能強化計画が策定されていること</li> <li>総事業費8百万円以上、又は、防災受益面積30ha以上</li> </ul>	国	50% (55%)	県	未定	

土地改良施設耐震対策事業	耐震化対策整備計画が策定されていること 〔大規模：④〕 防災受益面積 400ha 以上 〔小規模：④〕 総事業費 8 百万円以上 又は、防災受益面積 30ha 以上	国	④55% ④50% (55%)	県	④未定 ④未定	
農道防災対策工事	防災対策の必要性が整理されていること 〔大規模：④〕 防災受益面積 400ha 以上 〔小規模：④〕 総事業費 8 百万円以上 又は、防災受益面積 30ha 以上	国	④55% ④50% (55%)	県	④未定 ④未定	
海岸保全施設整備事業（直轄）	・工事費の合計が 50 億円以上 ・模型実験、試験工事が必要な工事 ・2 以上の都府県にまたがる工事など	国	2/3	県	1/3	100
海岸保全施設整備事業（補助）						
高潮対策事業	・高潮、波浪、津波等による被害が発生するおそれがあり、事業費 1 億円以上	国	50%	県	50%	101
侵食対策事業	・侵食による被害が発生するおそれがあり、事業費 1 億円以上	国	50%	県	45%	102
海岸環境整備事業	・海岸保全区域において、海浜利用が増進される機能を発揮するために行う事業、養浜するための事業で 1 億円以上 ・階段工・安全情報伝達施設を設置する事業で 5 千万円以上（市町は 2.5 千万円以上） ・広域的な一連の海岸において、地域の自主的・戦略的取り組みを推進するための事業で 1 億円以上 ・ヘドロ除去事業	国	1/3	県	未定	103 ～ 104
津波・高潮危機管理対策事業	・既存の海岸保全施設における防災機能の確保及び避難対策を促進する事業で 5 千万円以上	国	50%	県	50%	105

海岸耐震対策事業	・海岸保全施設である護岸・堤防等の耐震対策を実施する事業で5千万円以上	国	50%	県	50%	106
----------	-------------------------------------	---	-----	---	-----	-----

《維持補修》

事業名	採択要件	補助率				目次
県単地すべり防止施設管理事業	地すべり防止工事により整備した施設であること	国	一	県	100%	107
海岸メンテナンス事業	・海岸保全施設の老朽化調査、対策計画及び対策工事を一体的に実施する事業で5千万円以上	国	50%	県	50%	108 ～ 109
県単農地海岸管理費	・国庫補助事業の対象とならないこと ・県が管理する海岸保全施設	国	-	県	100%	110

# 国営総合農地防災事業

## ○ 目 的

国営総合農地防災事業は、自然的、社会的状況の変化等に起因して、農業用用排水施設の機能が低下していること又は農業用用排水施設が必要な耐震性を有さないことにより災害のおそれが広域的に生じている地域において、その機能の回復や耐震化により災害の未然防止を図ること及び農用地、農業用用排水施設等の機能が低下しこれにより排水不良、農作物の生育不良等の被害が発生している地域において、その機能を回復し、被害を防止することにより、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、もって国土の保全に資することを目的とする。

## ○ 事業内容

### (1) 一般型

地盤沈下、流域開発等の他動的要因に起因して機能が低下している農業用用排水施設の機能回復を図るために行う当該施設及び当該施設に関連する農業用用排水施設の新設、廃止又は変更を内容とするもの。

### (2) 豪雨災害対策型

豪雨により排水能力不足が顕著となった農業用排水施設の豪雨災害を防止するため行う当該施設及び当該施設に関連する農業用排水施設の新設、廃止又は変更を内容とするもの。

### (3) 大規模地震型

一度発生すれば大災害になり得る地震動に対して必要な耐震性を有していない農業用用排水施設の耐震化を図るために行う当該施設の変更を内容とするもの。

### (4) ため池群型

相当数の農業用のため池が存在する地域における農用地及び農業用施設等の災害を防止するために行う、築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急な整備を要する複数の農業用のため池及びこれらのため池に関連する農業用用排水施設の新設、廃止又は変更を内容とするもの。

### (5) 防災重点農業用ため池緊急整備型

過去に国営土地改良事業を実施した地域において、豪雨又は地震による防災重点農業用ため池の決壊等を防止するため行う防災重点農業用ため池及び当該ため池に関連する農業用用排水施設の新設、廃止又は変更を内容とするもの。

### (6) 基幹施設型

ア 国営土地改良事業等で造成された基幹土地改良施設で、地震等の異常な天然現象による機能低下が経年変化とともに顕著となっていること、当該施設が河川区域内にある農業用河川工作物でありその構造が河川管理上不適当であること等から災害のおそれが広域的に生じているものの機能回復を図るために行う当該施設の新設、廃止又は変更を内容とするもの。

イ 国自らが造成した農業用用排水施設及び当該施設の管理主体が当該施設と一体的に管理している農業用用排水施設の機能回復を図るために行う当該施設の新設、廃止又は変更を内容とするもの。

(7) 併せ行う排水施設整備又はため池整備

- ア 農用地の災害を防止するために行う排水施設の新設若しくは変更又はため池の変更で、(1)の一般型、(2)の豪雨災害対策型又は(3)の大規模地震型の事業と併せ行うもの。
- イ 農用地の災害を防止するために行うため池の変更で、(3)の大規模地震型の事業と併せ行うもの。
- ウ 農用地の災害を防止するために行う排水施設又はため池の変更で、(3)の大規模地震型の事業と併せ行うもの。

## ○ 採択要件

(1) 一般型

次の(ア)から(ウ)までの要件を満たすものであること。

- (ア) 事業による受益地がおおむね 3,000ha 以上の地積にわたる土地であり、かつ、機能の低下している農業用用排水施設に係る受益面積が当該地積の 2 / 3 以上であること。
- (イ) 総事業費がおおむね 100 億円以上であること。
- (ウ) 対象となる施設の末端支配面積がおおむね 300ha 以上、畠地については、100ha 以上であること。

(2) 豪雨災害対策型

次の(ア)から(ウ)までの要件を満たすものであること。

- (ア) 事業による受益地がおおむね 3,000ha 以上の地積にわたる土地であること。
- (イ) 総事業費がおおむね 100 億円以上であること。
- (ウ) 対象となる施設の末端支配面積がおおむね 300ha 以上、畠地については、100ha 以上であること。

(3) 大規模地震型

ア 農業用用排水施設の新設、管理、廃止、変更又は災害復旧又は地震に対する安全性の向上を図るため急速に農業用用排水施設の変更（イに掲げるものを除く）を実施する場合については、次の(ア)から(ウ)までの要件を満たすものであること。

- (ア) 事業による受益地がおおむね 3,000ha 以上の地積にわたる土地であり、かつ、必要な耐震性を有していない農業用用排水施設に係る受益面積が当該地積の 2 / 3 以上であること。

(イ) 総事業費がおおむね 100 億円以上であること。

- (ウ) 対象となる施設の末端支配面積がおおむね 300ha 以上、畠地については、100ha 以上であること。

イ 農業用用排水施設の新設、管理、廃止、変更又は災害復旧又は地震に対する安全性の向上を図るため急速に農業用用排水施設の変更を実施する場合については、次の(ア)及び(イ)の要件を満たすものであること。

- (ア) 事業による受益地がおおむね 500ha（田以外の農用地を受益地とする事業で、おおむね 150kPa 以上の圧力を必要とする末端給水栓を含む配水系パイプラインに用水を供給する施設に係るものにあっては、おおむね 100ha）以上の地積にわたる土地であること。

(イ) 対象となる施設が、国営土地改良事業によって生じた農業用用排水施設（地域の農業水利上重要な機能を担う基幹施設に限る）であって、その通水量等がおおむね

0.5 m<sup>3</sup>/s (田以外の農用地を受益地とするものにあっては受益地 100ha 当たりの通水量等がおおむね 0.03 m<sup>3</sup>/s) を超えるもの又はそれに相当する能力を有するものであること。

(4) ため池群型

次の(ア)及び(イ)の要件を満たすものであること。

(ア) 事業による受益地がおおむね 3,000ha 以上の地積にわたる土地であること。

(イ) 対象となる施設の末端支配面積がおおむね 20ha 以上であること。

(5) 防災重点農業用ため池緊急整備型

次の(ア)及び(イ)の要件を満たすものであること。

(ア) 事業による受益地がおおむね 300ha 以上、かつ、防災受益地がおおむね 500ha 以上の地積にわたる土地であること。

(イ) 対象となる施設の末端支配面積がおおむね 20ha 以上であること。

(6) 基幹施設型

ア 次の(ア)及び(イ)の要件を満たすものであること。

(ア) 事業による受益地がおおむね 3,000ha (田以外の農用地を受益地とする事業にあっては、おおむね 1,000ha) 以上の地積にわたる土地であること。

(イ) 対象となる施設の末端支配面積がおおむね 3,000ha (田以外の農用地を受益地とする事業にあっては、おおむね 1,000ha) 以上のものであること。

イ 対象となる施設の末端支配面積がおおむね 1,000ha 以上 (末端支配面積が 3,000ha 未満のものは総事業費がおおむね 100 億円以上) のものであること。

(7) 併せ行う排水施設整備又はため池整備

対象となる施設は、排水施設又はため池 (国営土地改良事業によって生じた農業用排水施設と一体となって機能を発揮するため池に限る) 及びこれに関連する農業用排水施設であって、末端支配面積がおおむね 300ha 以上 (複数のため池を整備する場合にあっては、おおむね 20ha 以上であり、かつ、ため池の受益面積の合計がおおむね 300ha 以上) のものであること。

○ 事業主体

農林水産省（九州農政局）

○ 補助率

国	県
2/3 (70%) <50%	28.6% (30%)

※ ( ) は末端支配面積が 5,000ha 以上のダム、頭首工等

※ < > は末端支配面積の要件を満たさない農業用排水施設の水管理システム及び分水施設の整備

【農山村課広域水利担当】

# ため池整備事業（豪雨対策型）

## ○ 目的

施設が決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下「防災重点農業用ため池」という）又は、施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池の整備を行うことにより、決壊を未然に防止し、農業用水の確保、農業経営の安定及び地域住民のくらしの安全の確保等を図る。

## ○ 事業内容

豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、付帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備。

## ○ 採択要件

大規模：次のいずれかに該当するもの。

- ・防災受益面積70ha以上かつ受益面積40ha以上
- ・防災受益面積7ha以上かつ受益面積2ha以上であって、想定被害額（農外）3億円以上

小規模：次に該当するもの。（ため池整備事業の場合）

- ・防災受益面積7ha以上又は想定被害額（農外）4千万円以上であって、かつ、受益面積2ha以上
  - ・総事業費800万円以上
- ただし、ため池加速化対策として実施する場合
- ・防災受益面積7ha以上又は想定被害額（農外）4千万円以上
  - ・総事業費800万円以上

小規模：次に該当するもの。（防災重点農業用ため池緊急整備事業の場合）

- ・防災受益面積7ha以上又は想定被害額（農外）4千万円以上であって、かつ、受益面積2ha以上
  - ・総事業費4千万円以上
- ただし、ため池加速化対策として実施する場合
- ・防災受益面積7ha以上又は想定被害額（農外）4千万円以上
  - ・総事業費4千万円以上

## ○ 事業主体

- ・大規模 県
- ・小規模 県、市町

## ○ 補助率

(ため池整備事業の場合)

	国	県
大規模	55%	未定
小規模・県営	50% (55%)	30% 【33%】
小規模・団体営	50% (55%)	未定

( ) は、中山間地域の補助率

【 】は、防災重点農業用ため池の補助率

(防災重点農業用ため池緊急整備事業の場合)

	国	県
大規模	55%	未定
小規模・県営	50% (55%)	【33%】
小規模・団体営	50% (55%)	未定

( ) は、中山間地域、緊急性が高いものの補助率

【 】は、防災重点農業用ため池の補助率

## ○ 国庫補助事業名

- ・農村地域防災減災事業 ため池整備事業 (ため池総合整備工事 地震・豪雨対策型)
- ・農村地域防災減災事業 防災重点農業用ため池緊急整備事業  
(ため池総合整備工事 地震・豪雨対策型)

【農山村課流域治水担当】

# ため池整備事業（地震対策型）

## ○ 目的

地震対策上緊急性の高い地域において、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高い農業用ため池の決壊を未然に防止し、農業用水の確保、農業経営の安定、国土の保全等を図る。

## ○ 事業内容

耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修。

## ○ 採択要件

大規模：次のいずれかに該当するもの。

- ・防災受益面積70ha以上かつ受益面積40ha以上
- ・防災受益面積7ha以上かつ受益面積2ha以上であって、想定被害額（農外）3億円以上

小規模：次に該当するもの。（ため池整備事業の場合）

- ・防災受益面積7ha以上又は想定被害額（農外）4千万円以上であって、かつ、受益面積2ha以上
  - ・総事業費800万円以上
- ただし、ため池加速化対策として実施する場合
- ・防災受益面積7ha以上又は想定被害額（農外）4千万円以上
  - ・総事業費800万円以上

小規模：次に該当するもの。（防災重点農業用ため池緊急整備事業の場合）

- ・防災受益面積7ha以上又は想定被害額（農外）4千万円以上であって、かつ、受益面積2ha以上
  - ・総事業費4千万円以上
- ただし、ため池加速化対策として実施する場合
- ・防災受益面積7ha以上又は想定被害額（農外）4千万円以上
  - ・総事業費4千万円以上

## ○ 事業主体

- ・大規模 県
- ・小規模 県、市町

## ○ 補助率

(ため池整備事業の場合)

	国	県
大規模	55%	未定
小規模・県営	50% (55%)	30% 【33%】
小規模・団体営	50% (55%)	未定

( ) は、中山間地域の補助率

【 】は、防災重点農業用ため池の補助率

(防災重点農業用ため池緊急整備事業の場合)

	国	県
大規模	55%	未定
小規模・県営	50% (55%)	【33%】
小規模・団体営	50% (55%)	未定

( ) は、中山間地域、緊急性が高いものの補助率

【 】は、防災重点農業用ため池の補助率

## ○ 国庫補助事業名

- ・農村地域防災減災事業 ため池整備事業 (ため池総合整備工事 地震・豪雨対策型)
- ・農村地域防災減災事業 防災重点農業用ため池緊急整備事業  
(ため池総合整備工事 地震・豪雨対策型)

【農山村課流域治水担当】

# ため池整備事業（一般整備型）

## ○ 目的

築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を行い、決壊を未然に防止し、農業用水の確保、農業経営の安定、国土の保全等を図る。

## ○ 事業内容

早急に整備を要するため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備。

## ○ 採択要件

### (1) 一般整備型（ため池の廃止を除く）

- ・大規模：かんがい受益面積 100ha 以上、総事業費 8 千万円以上  
(中山間地域：かんがい受益面積 70ha 以上、総事業費 3 千万円以上)
- ・小規模（ため池整備事業の場合）  
：かんがい受益面積 2 ha 以上、総事業費 800 万円以上  
ただし、ため池加速化対策として実施する場合、総事業費が 800 万円以上
- ・小規模（防災重点農業用ため池緊急整備事業の場合）  
：かんがい受益面積 2 ha 以上、総事業費 4 千万円以上  
ただし、ため池加速化対策として実施する場合、総事業費が 4 千万円以上
- ・しゅんせつ工事は、上記のほか、ため池の安全性を損なわないものとし、次のいずれかの要件を満たすもの。なお、しゅんせつ土は耕土、基盤土等への利用に努める。
  - (ア) 貯水量に対する堆砂率がおおむね 10% 以上のもの
  - (イ) 放流口付近の堆砂により、洪水時等における緊急放流が阻害されているもの
  - (ウ) 流域内の山崩れ、地すべり、林地荒廃等の特殊要因による堆砂を対象とし、貯水量が 10 万 m<sup>3</sup> 以上 30 万 m<sup>3</sup> 未満、堤高が 10m 以上、堆砂量が 3 万 m<sup>3</sup> 以上
  - (エ) 池敷地内の土地造成に係り当該土地が公共の用に供され、かつ、その面積が 1,000 m<sup>2</sup> 以上

### (2) 一般整備型（ため池の廃止）

#### （ため池整備事業の場合）

- ・廃止するため池の貯水量の合計が 1,000 m<sup>3</sup> 以上、総事業費の合計が 800 万円以上  
(防災重点農業用ため池緊急整備事業の場合)
- ・廃止するため池の貯水量の合計が 1,000 m<sup>3</sup> 以上、総事業費の合計が 4 千万円以上

## ○ 事業主体

- ・大規模 県
- ・小規模 県、団体（ため池の廃止は県、市町）

## ○ 補助率

(ため池整備事業の場合)

	国	県
大規模	55%	30% 【33%】
小規模・県営	50% (55%)	30% 【33%】
小規模・団体営	50% (55%)	15% 【18%】

( ) は、中山間地域の補助率

【 】は、防災重点農業用ため池の補助率

(防災重点農業用ため池緊急整備事業の場合)

	国	県
大規模	55%	【33%】
小規模・県営	50% (55%)	【33%】
小規模・団体営	50% (55%)	【18%】

( ) は、中山間地域、緊急性が高いものの補助率

【 】は、防災重点農業用ため池の補助率

## ○ 国庫補助事業名

- ・農村地域防災減災事業 ため池整備事業 (ため池総合整備工事 一般整備型)
- ・農村地域防災減災事業 防災重点農業用ため池緊急整備事業  
(ため池総合整備工事 一般整備型)

【農山村課流域治水担当】

# ため池整備事業（一般整備型（水質改善））

## ○ 目 的

築造後における自然的・社会的状況の変化等によりため池の水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えていため池の水質を改善する。

## ○ 事業内容

水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えていため池の水質を改善するために必要な次の工事。

- ア 水質を改善するために必要な農業用排水施設の新設又は変更
- イ 水質浄化施設整備
  - (ア) 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備
  - (イ) その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備

## ○ 採択要件

- ・大規模：受益面積 100ha 以上、農村振興局長が定める条件に該当する地域で行うもの、  
総事業費 3,500 万円以上のもの
- ・小規模：受益面積 2ha 以上、総事業費 3,500 万円以上のもの
- ・上記のほか、次の要件を満たすもの
  - ア ため池の水質汚濁により、施設機能障害、作物生育障害又は周辺環境への悪影響が生じていること。
  - イ 農家、地域住民及び行政等の関係者がため池の水質改善策を協議するためのため池水質改善協議会の設置が見込まれること。

## ○ 事業主体

- ・大規模 県
- ・小規模 県、団体（市町等）

## ○ 補助率

	国	県
大規模	55%	未定
小規模	50% (55%)	未定

（ ）は、中山間地域の補助率

## ○ 国庫補助事業名

- ・農村地域防災減災事業 ため池整備事業（ため池総合整備工事 一般整備型）
- ・農村地域防災減災事業 防災重点農業用ため池緊急整備事業  
(ため池総合整備工事 一般整備型)

【農山村課流域治水担当】

# ため池整備事業（長寿命化型）

## ○ 目的

施設の機能保全・更新等を計画的に実施するための中長期的な計画に基づいて適切な管理が行われているため池の長寿命化を図る。

## ○ 事業内容

施設長寿命化計画（個別施設計画）等に基づいて適切な管理が行われているため池の長寿命化を図ることを目的として実施される補修や部分改修等。

## ○ 採択要件

施設長寿命化計画等が策定されており、かつ、受益面積が 2 ha 以上。  
ただし、ため池加速化対策として実施する場合を除く。

## ○ 事業主体

県、団体（市町等）

## ○ 補助率

- ため池総合整備工事③ため池長寿命化型

国	県
50% (55%)	未定

( ) は、中山間地域の補助率

## ○ 国庫補助事業名

- 農村地域防災減災事業 ため池整備事業（ため池総合整備工事 長寿命化型）

【農山村課流域治水担当】

# ため池整備事業（ため池群整備工事）

## ○ 目 的

老朽化した複数の農業用ため池において、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高い農業用ため池の決壊を未然に防止し、農業用水の確保、農業経営の安定、国土の保全等を図る。

## ○ 事業内容

複数のため池を対象に行う、ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資するため池の改修、廃止、しゅんせつ、付帯施設の整備、周辺水路の整備、その他目的を達成するために必要な施設の整備。

## ○ 採択要件

- ・次に該当するもの
  - ア 防災重点農業用ため池を含むもの
  - イ 防災効果を確保又は十分に發揮するために一体的に整備する必要があるものであって、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する2か所以上のため池を対象とするもの
    - (ア) ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの
    - (イ) ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの
    - (ウ) 決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの
  - ウ 大規模：受益面積の合計が 80 ha 以上
  - 小規模：受益面積の合計が 10 ha 以上
  - エ 大規模：防災受益面積の合計が 200ha 以上又は想定被害額（農外）の合計が 10 億円以上
  - 小規模：防災受益面積の合計が 20ha 以上又は想定被害額（農外）の合計が 1 億円以上

## ○ 事業主体

県

## ○ 補助率

	国	県
大規模	55%	未定
小規模	50% (55%)	未定

( ) は、中山間地域の補助率

※国の補助金を除いた残額は、地方公共団体の費用で充当するよう努めること。

## ○ 国庫補助事業名

- ・農村地域防災減災事業 ため池整備事業（ため池群整備工事）
- ・農村地域防災減災事業 防災重点農業用ため池緊急整備事業（ため池群整備工事）

【農山村課流域治水担当】

# ため池整備事業（調査計画）

## ○ 目 的

ため池整備事業を実施するために必要な調査や実施計画等の策定を行う。

## ○ 事業内容

### ・ため池整備事業の場合

#### （1）実施計画策定

事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する。

#### （2）耐震性点検・耐震化対策整備計画策定

大規模地震発生のおそれのある地域において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて耐震化対策整備計画を策定する。

#### （3）施設長寿命化計画策定

機能診断等の調査を行い、施設長寿命化計画を策定する。

#### （4）ため池群調査計画策定

ため池の決壊防止やため池の持つ洪水調節機能などの評価に必要な調査、整備計画策定に必要な調査、調査結果から、農用地災害防止ため池整備計画を策定する。

### ・防災重点農業用ため池整備事業の場合

#### （1）劣化状況評価

劣化による防災重点農業用ため池の決壊の危険性の評価を行う。

#### （2）豪雨耐性評価

豪雨による防災重点農業用ため池の決壊の危険性の評価を行う。

#### （3）地震耐性評価

地震による防災重点農業用ため池の決壊の危険性の評価を行う。

#### （4）ため池緊急防災対策情報整備

計画的に防止対策を推進するために行う調査及び諸元等の詳細情報の整備を行う。

#### （5）実施計画策定

事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する。

#### （6）ため池群調査計画策定

ため池の決壊防止やため池の持つ洪水調節機能などの評価に必要な調査、整備計画策定に必要な調査、調査結果から、農用地災害防止ため池整備計画を策定する。

#### （7）ハード整備の着手促進

ハード整備に着手するために必要な、防災重点農業用ため池漆器地の所有者を確定するための相続関係の調査、所有者を確定するための申立てに必要な資料作成、用地境界を確定するための測量等を実施する。

（8）農業水利施設安全対策推進計画の策定

特に安全施設の整備が必要な防災重点農業用ため池について、農業水利施設安全対策推進計画を策定する。

○ 事業主体

県、団体（市町等）

○ 補助率

（ため池整備事業の場合）

国	県
50%（定額）	未定

（ ）は、令和7年度までの補助率

（防災重点農業用ため池緊急整備事業の場合）

国：定額助成

○ 国庫補助事業名

- ・農村地域防災減災事業 ため池整備事業（実施計画策定等）
- ・農村地域防災減災事業 防災重点農業用ため池緊急整備事業（実施計画策定等）

【農山村課流域治水担当】

# 県単ため池災害防止事業

## ○ 目 的

老朽ため池の改修により災害を未然に防止し、農地等の保全、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

## ○ 事業内容

老朽化したため池における

- ・堤体の漏水を防止する工事
- ・余水吐、放水路を補強する工事
- ・取水施設を補修する工事
- ・洪水を調節するのに必要な浚渫工事
- ・その他防災上、必要と認める工事

## ○ 採択要件

老朽ため池の災害防止のための補修を行うもので次の要件をすべて満たすもの。

①国庫補助の適用を受けないもので次のいずれかに該当するもの

- ・受益面積 10ha 未満
- ・1地区の工事費が 800万円未満
- ・洪水を調節するのに必要な浚渫工事

②緊急に災害防止のための補修を要するもの

③1地区の工事費が 200万円以上のもの

## ○ 事業主体

市町

## ○ 補助率

県
50%

ただし、市町が工事費の 25%以上を負担する場合に限る

【農山村課流域治水担当】

# ため池洪水調節機能強化事業

## ○ 目 的

ため池の有する多面的機能の一つである洪水調節機能を最大限に活用するための整備を行うことにより、集中豪雨等による被害を未然に防止し、農村地域の防災・減災力の向上を図る。

## ○ 事業内容

- (1) 洪水調節機能の付与・増進
- (2) ため池の低水位管理に必要な整備
- (3) 洪水調節容量の活用に必要な整備
- (4) 実施計画策定

## ○ 採択要件

### 1 次のいずれかに該当するもの

- (1) 流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの
- (2) 治水協定の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの
- (3) 地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの

### 2 大規模事業

#### 事業内容 (1) (3) にあっては、次のいずれかに該当するもの

- (1) 防災受益面積おおむね 70ha 以上
- (2) 防災受益面積おおむね 7ha 以上かつ被害想定額（農業関係以外）3 億円以上

### 3 小規模事業

#### 事業内容 (1) (3) にあっては、次のいずれかに該当するもの

- ア. 防災受益面積おおむね 7ha 以上又は被害想定額（農業関係以外）4,000 万円以上
  - イ. 総事業費おおむね 800 万円以上
- (2) 事業内容 (2) にあっては、防災受益面積おおむね 7ha 以上

## ○ 事業主体

事業内容 (1) (3) … 県又は市町村

事業内容 (2) (4) … 県又は団体

## ○ 補助率等

(1) 洪水調節機能の付与・増進、(3) 洪水調節容量の活用に必要な整備

	国	県
大規模	55%	未定
小規模	50% (55%)	30% 【33%】

( ) は、離島、山村、半島、過疎、特定農山村、急傾斜畑地帯、指定棚田の補助率

【 】は、防災重点農業用ため池の補助率

(2) ため池の低水位管理に必要な整備

国	県
50% (55%)	未定

( ) は、離島、山村、半島、過疎、特定農山村、急傾斜畑地帯、指定棚田の補助率

(4) 実施計画策定

国：50%、県：未定

ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るもので、R12 年度迄に採択する場合は定額

## ○ 国庫補助事業名

- 農村地域防災減災事業（ため池洪水調節機能強化事業）

【農山村課流域治水担当】

# 農業用河川工作物応急対策事業

## ○ 目 的

農業用河川工作物の構造が不適当又は不十分のため、治水機能が劣っている農業用河川工作物について、整備・補強等を行い、洪水等からの災害を未然に防止する。

## ○ 事業内容

### ・農業用河川工作物応急対策事業

河川の直轄管理区間及び知事管理区間で河道が整備されている一連の区間に設置された農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等）のうち河川管理施設等応急対策基準に照らして改善措置を要するものについて、整備、補強または撤去等を行う。

### ・実施計画策定等

当該事業の実施に係る実施計画策定、耐震性点検・耐震化対策整備計画策定。

## ○ 採択要件

工作物の構造が不適当または不十分のため前後一連の区間に比較して、その治水機能が劣っている工作物について改善措置を必要とするもの。

大規模：総事業費 10,000 万円以上

小規模：総事業費 800 万円以上

## ○ 応急対策基準

- ・原則として、既存施設の残存耐用年数が十分にあり、利水機能は問題ない施設で、全面改築するまでには至らないもの。
- ・工作物の構造が不適当又は不十分のため、前後一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について対策基準により改善措置を必要とするもの及びこれと一連の施設で洪水等からの安全を確保するため、一体としての工事の実施を必要とするもの。
- ・工作物の本来の機能が失われ、前後の一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について洪水等からの安全を確保するため、工作物の撤去等の工事の実施を必要とするもの。

## ○ 事業主体

大規模：県

小規模、実施計画策定等：団体（市町等）

## ○ 補助率

- 農業用河川工作物応急対策事業

	国	県	
大規模	55%	37%	
小規模	50% (55%)	42%	〔事業費 5,000 万円以上 10,000 万円未満〕
	50% (55%)	32%	〔事業費 5,000 万円未満〕

※ ( ) は、中山間地域の補助率

※国の補助金を除いた残額は、地方公共団体の費用で充当するよう努めること。

- 実施計画策定等：国 50% (ただし、令和 7 年度まで定額)

## ○ 国庫補助事業名

- 農村地域防災減災事業（農業用河川工作物等応急対策事業）

【農地整備課農地保全担当】

# 湛水防除事業（排水施設整備対策）

## ○ 目 的

原則として、過去に応急の湛水排除事業が実施された地域において、あらかじめ排水機や排水路等の防止施設を整備し、予想される湛水被害を未然に防止する。

## ○ 事業内容

- ①排水施設整備工事：既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前に、立地条件の変化により、湛水被害を生じるおそれのある地域で、これを防止するために行う排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、排水調整池、地下浸透施設、排水路、堤防等の新設・改修
- ②排水管理施設整備工事：排水施設の一元化を必要とする地域で、上記①排水施設整備工事によって造成された排水施設について、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設・改修
- ③湛水防除施設改修工事：上記①排水施設整備工事により整備された農業用排水施設の耐用年数が経過した以後において、その機能低下により再び湛水被害を生じるおそれのある地域で、これを防止するために行う当該施設の変更
- ④実施計画策定等：事業の実施等に係る実施計画策定

## ○ 採択要件

- ①排水施設整備工事及び③湛水防除施設改修工事

- ・大規模：受益面積 400ha 以上かつ総事業費 5 億円以上
- ・小規模：受益面積 30ha 以上かつ総事業費 5,000 万円以上

- ②排水管理施設整備工事

- ・大規模：受益面積 1,000ha 以上
- ・小規模：受益面積 100ha 以上

※①、②にあっては次の(1)、(2)のいずれか、③にあっては次の(1)に該当するもの

- (1) 農業以外の事業効果が見込まれる場合には、全体の 50%未満のもの
- (2) 受益面積の 50%以上が農用地であるもの

## ○ 事業主体

県または団体（市町、土地改良区等）

## ○ 補助率

【県営】	国	県
大規模	55%	未定
小規模	50% (55%)	35%

※団体営の県費未定

( ) は、中山間地域の補助率

- ※国の補助金を除いた残額は、地方公共団体の費用で充当するよう努めること。
- ・実施計画策定等：国 50%（ただし、令和 7 年度まで定額）

## ○ 国庫補助事業名

- ・農村地域防災減災事業 用排水施設等整備事業  
(湛水防除事業 排水施設整備対策工事)

【農地整備課農地保全担当】

# 湛水防除事業（クリーク防災機能保全対策）

## ○ 目 的

佐賀平野においては、近年、都市化・混住化の進行に伴う流出機構の変化により、クリークに対する洪水負荷が増大しつつあるため、地域の幹線的なクリークについて、急激な水位変動に耐えるような護岸整備等を行い、洪水調整機能の強化・保全を図る。

## ○ 事業内容

「クリーク地域防災機能保全対策基本計画」に基づき行う下記のもの

### ①排水施設の新設、廃止又は改修

排水路については、耐用年数が経過する以前において水路機能障害が生じているか又は生じるおそれがあるものの改修に限る

### ②農業用道路の改修

①の排水路に接し、浸食被害が発生している農業用道路の改修

### ③暗渠排水

①の排水路の浸食被害の発生に伴い機能低下した暗渠排水の機能回復

### ④整地

①の排水路内に堆積した土砂を利用した整地

## ○ 採択要件

- ・市町を単位として、受益農用地に占める貯水容量を有するクリークの面積の割合が6.7%以上、又は、受益農用地100ha当たり67,000m<sup>3</sup>以上の貯留容量を有する地域であること
- ・湛水面積が30%以上増加している地域であること
- ・受益面積が、大規模は100ha、小規模は20ha以上であること
- ・水路機能障害が生じているか、または生じる恐れのある延長が、整備を行おうとする水路延長の30%以上であること

## ○ 事業主体

県

## ○ 補助率

	国	県
大規模	55%	35%
小規模	50% (55%)	未定

( ) は、中山間地域の補助率

## ○ 国庫補助事業名

- ・農村地域防災減災事業 用排水施設等整備事業  
(湛水防除事業 クリーク防災機能保全対策工事)

【農山村課流域治水担当】

# 地盤沈下対策事業

## ○ 目 的

地下水の採取に起因して生じた地盤沈下地域において、沈下により生じた農用地及び農業用施設の被害を復旧するとともに、地盤沈下を防止するため、水源を転換するための事業を行うものである。

## ○ 事業内容

- ・水源を転換するための事業

地盤沈下防止のため、法令等により採取規制された農業用地下水を地表水に転換するために行う水源転換事業で、ダム、頭首工、揚水機、用水路等の工事。

- ・機能復旧事業

地盤沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するために必要な工事。

## ○ 採択条件

- ・地下水の採取が法令等（地方公共団体の条例を含む）により規制されている地域。
- ・機能復旧事業にあってはその機能低下率が30%以上。
- ・大規模は受益面積が400ha以上。
- ・小規模は受益面積が20ha以上。

## ○ 事業主体

県

## ○ 補助率

	国	県
大規模	55%	39%
小規模	50% (55%)	未定

( ) は、中山間地域の補助率

## ○ 国庫補助事業名

- ・農村地域防災減災事業 用排水施設等整備事業（地盤沈下対策事業）

【農山村課広域水利担当】

## 用排水施設整備事業

### ○ 目 的

築造後の自然的、社会的状況の変化により脆弱した農業用用排水施設の整備及び流域開発等による流出量の増加、流出形態の変化による溢水被害等の発生防止を行い、周辺地域の被害を未然に防止する。

風水害によって、土砂崩壊の危険が生じた箇所において、農用地及び農業用施設の災害を防止し、民生の安定を図る。（土砂の崩壊を防止する工事）

### ○ 事業内容

- ・頭首工、樋門、用排水機場、用排水路の新設、改修等。
- ・土砂崩壊の危険の生じた箇所において農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁、土砂溜堰堤、水路等の整備。（土砂崩壊防止工事）

### ○ 採択要件

- ・大規模：受益面積 400ha 以上（中山間地域 200ha 以上）  
総事業費 8,000 万円以上（中山間地域 3,000 万円以上）
- ・小規模：受益面積 20ha 以上（中山間地域 10ha 以上）  
総事業費 800 万円以上
- ・土砂崩壊防止工事：受益面積（県営は 5ha 以上、団体営は面積要件なし）  
総事業費 800 万円以上

※中山間地域とは過疎、山振、離島、半島、特農のいずれかの指定を受けている地域の市町又はその地域を含む市町

### ○ 事業主体

- ・大規模：県
- ・小規模：市町
- ・土砂崩壊防止工事：県、市町、土地改良区

### ○ 補助率

	国	県
大規模	55%	28%
小規模	50% (55%)	29%
土砂崩壊 防止工事	50% (55%)	40%

( ) は、中山間地域の補助率

### ○ 国庫補助事業名

- ・農村地域防災減災事業 用排水施設等整備事業（用排水施設整備対策事業）

【農地整備課農地保全担当】

# 地すべり対策事業

## ○ 目 的

地すべりによる被害を除去し、又は軽減するため、地すべり現象を防止し、国土の保全と民生安定を図る。

## ○ 事業内容

「地すべり等防止法」により指定された地すべり防止区域において行う次の工事。

### 1 地すべり防止工事

地すべり防止施設の新設又は改良その他地すべりを防止するための工事。

### 2 ぼた山崩壊防止工事

ぼた山崩壊防止施設の新設又は改良その他ぼた山の崩壊又は流出を防止するための工事。

### 3 関連事業

(1) 暗渠排水、ため池の移転又は漏水防止、浸透の著しい水田の床締め又は畠地転換とこれに伴う区画整理、浸透の著しい用排水路の改修又は移転等地すべり防止工事と直接関連して行われ、地すべり防止の機能を果たすもの。

(2) ため池又は用排水路の移転等地すべりによる二次被害の増大を排除するもの。

(3) 農道の整備又は区画整理等地すべり地帯において土地利用を合理化することにより地すべり防止工事と同様に地すべりによる被害を軽減することに役立つもの

### 4 地すべり防止施設長寿命化対策工事。

地すべり防止施設に係る施設長寿命化計画に基づいた対策を実施するための工事。

## ○ 採択要件

- 「地すべり等防止法」に基づき、指定された地域であること。

### 指定の要件

- 農地 10ha 以上に被害を及ぼすおそれのあるもの。

(農地 5ha 以上の場合、人家の被害考慮)

- 貯水量 30,000m<sup>3</sup> 以上のため池または受益面積 100ha 以上の用排水施設に被害を及ぼすおそれのあるもの。

- 地すべり防止工事：総事業費 7,000 万円以上。

- ぼた山崩壊防止工事：総事業費 7,000 万円以上。

- 関連事業：地すべりによる被害を除去又は軽減するために必要があると認められるもの。

- 地すべり防止施設長寿命化対策工事：施設長寿命化計画が策定されており、かつ、総事業費がおおむね 800 万円以上。

○ 事業主体

- ・ 1, 2, 4 : 県
- ・ 3 : 団体 (市町等)

○ 補助率

1, 4 : 国 50% 県 50%

2 : 国 50% 県 未定

3 : 国 当該事業に要する経費に対し、県が補助する場合における当該補助に要する経費（地すべり等防止法施行令第 16 条に定める補助率を超えて補助する場合には、その超える部分の補助に要する経費を除いた経費）の 10 分の 10

○ 国庫補助事業名

- ・ 農村地域防災減災事業 地すべり対策事業

【農地整備課農地保全担当】

# 農地保全整備事業

## ○ 目的

農地の侵食と法面等の崩壊を防止することにより、生産性の高い農地の肥沃な土壤を確保するとともに、周辺地域の災害も未然に防止し、農業生産性の向上と国土の保全を図る。

## ○ 事業内容

- ・本工事： 急傾斜地帯若しくはこれに準じる地帯又は特殊土壤地帯における農用地の侵食、崩壊を防止するために行う排水施設等の新設、改修又は風食、風害、潮害を受けやすい地域における農用地の被害を防止するために行う防風施設の整備
- ・関連工事： 本工事と併せ行うことが技術的経済的に適当と認められる次の工事
  - (1) 本工事に係る排水施設と連絡する等機能上密接のある排水施設の新設又は改修
  - (2) 農道の新設又は改修
  - (3) 農道の効用を兼ねる水路の新設又は改修
  - (4) 本工事と一体的に整備することにより人家、人命及び公共施設に及ぼす災害を未然に防止することができる農業用排水路、土留工等の新設、改修
  - (5) 農用地及び農業用施設の災害の未然防止、農村地域の安全性の維持等に資する排水路、土留工等の新設又は改修

## ○ 採択要件

- ・急傾斜地帯（土地の平均傾斜度が 15 度以上の地域）若しくはこれに準じる地帯、若しくは特殊土壤地帯（浸食をうけやすい性状の土壤地帯）
- ・県 営：本工事は受益面積 50ha（畠地 20ha）以上、関連工事は受益面積 5 ha 以上
- ・団体営：本工事は受益面積 10ha 以上、関連工事は受益面積の制限なし

## ○ 事業主体

- ・県、団体（市町等）

## ○ 補助率

	国		県	
	本工事	関連工事	本工事	関連工事
県営	50%	45%	37.5%	未定
団体営	50%	45%	未定	未定

## ○ 国庫補助事業名

- ・農村地域防災減災事業 農地保全整備事業

【農地整備課農地保全担当】

# 水質保全対策事業

## ○ 目的

農業用用排水施設内の水質を浄化することにより、農業用用排水の水質汚濁に起因する障害を除去し又は農業用用排水施設から公共用水域に排出される水質を浄化し、良質な農業用水の確保及び農村地域の環境保全を図り、もって水資源の総合的な保全に資する。

## ○ 事業内容

### 1 農業用用排水施設整備

農業用用排水路等の水質汚濁に起因して障害が生じているか、応急的な防止措置を実施しなければ障害が発生すると推定される場合に行う農業用用排水施設その他の施設の新設、廃止若しくは変更又はこれと併せて行う客土。

### 2 水質保全施設整備

農村地域の水質保全を図るために必要な農業用用排水施設その他の施設の整備。

### 3 水質保全施設改修工事

1,2 に掲げる事業で整備された施設における自然的・社会的状況の変化等による機能低下を防止するために行う当該施設の変更。

## ○ 採択要件

次の 1、2 のいずれかを満たすもの。

- 農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるもので受益面積の合計が 400ha 以上（大規模事業）のもの。（小規模事業 10ha 以上）
- 農業用用排水施設内の水質及び農業用用排水施設から公共用水域へ排出される排水の水質が、都道府県知事が策定する農村地域水質保全計画の水質基準を満たしていない地域で受益面積の合計が 20ha 以上のもの。

## ○ 事業主体

県、団体（市町等）

## ○ 補助率

・県営

国	県
50% (55%)	25%

（ ）は、中山間地域の補助率

## ○ 国庫補助事業名

・農村地域防災減災事業 水質保全対策事業

【農地整備課農地保全担当】

# 防災ダム整備事業

## ○ 目 的

防災ダムの新設または改修することにより、台風、梅雨時の洪水から農地や農業用施設の被害を未然に防止するとともに公共用施設、家屋、人命等を守る。

## ○ 事業内容

- (1) 洪水調節用のダム（余水吐その他の付帯施設を含む）の新設又は改修及び併せ行う関連整備。
- (2) 防災ダム整備事業に係る実施計画策定、耐震性点検・耐震化対策整備計画策定及び施設長寿命化計画策定。

## ○ 採択要件

- ・防災受益面積 100ha 以上  
農業以外の事業効果が見込まれる場合には、当該効果が全体の事業効果の 50%未満のものに限る。

## ○ 事業主体

- (1) 県
- (2) 県、市町等

## ○ 補助率

	国	県
(1)	55%	40%
(2)	50%※	未定

※令和 7 年度までは定額

## ○ 国庫補助事業名

- ・農村地域防災減災事業 防災ダム整備事業

【農地整備課農地保全担当】

# 農業水路等長寿命化・防災減災事業(ため池等)

## ○ 目 的

農業水利施設のきめ細やかな長寿命化を図るほか、水管理労力軽減や維持管理コスト低減に資する取組、施設の機能低下により災害の恐れが生じている個所において、その機能を回復するとともに、被害の発生を未然に防ぐための取組及び事故の防止などリスク管理に資する取組を実施し、もって農業の持続的な発展を図る。

## ○ 事業内容

事業内容は、次に掲げるものとする。

### (1) 水利施設整備

ア 農業用用排水施設及び附帯する施設の新設、廃止又は変更

### (2) ため池整備

ア 豪雨による結果の防止、その他の洪水調整機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調整機能の発揮のための整備

イ 耐震性の向上のためのため池改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修

ウ 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家若しくは公共施設等に被害を及ぼすおそれがある場合に早急に整備を要するため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備

### (3) 危機管理システム等整備

ア 雨量計若しくは水位計等の観測機器、緊急放流施設、緊急排水ポンプ等の設置による危機管理対策

### (4) 緊急的な防災対策

ア ため池の防災機能を確保するために必要な、緊急時に応するための排水ポンプの設置等

### (5) 地域防災上のリスク除去のためのため池の廃止

### (6) ハザードマップ作成

ア 防災重点ため池に係るハザードマップの作成及び作成のために必要な調査等

### (7) 監視・管理体制の強化

ア 監視・管理に必要な技術習得のための研修の開催、地域住民を含めた管理体制の構築に資する活動

イ 地域（市町村単位）又は県単位で行う監視・保全管理に資する活動

### (8) 減災対策の実施

ア 地域における減災の意識を醸成するために必要な、ハザードマップを活用した防災訓練の実施

## ○ 採択要件

(共通)

- ・事業費の合計が 200 万円以上
- ・受益農家数が 2 者以上 (ただし、施設の廃止や撤去を行う場合は除く)
- ・工事工期が原則 3 か年以内 (ただし、ため池整備は原則 5 カ年以内)

(2) ため池整備

ウ しゅんせつ工事にあっては、ため池の安全性を損なわないものとし、貯水量に対する堆砂率が 10% 以上

(4) 緊急的な防災対策

防災重点農業用ため池を対象とする。

(5) 地域防災上のリスク除去のためのため池の廃止

- ①防災重点農業用ため池であって、想定被害額（農外）が 500 万円以上
- ②廃止に伴い水路等の施設整備を伴うもの
- ③埋立てによる廃止の場合は、開削（附帯施設の整備等を含む。）によるものより経済的であって、かつ、造成される土地が公共の用に供されるものであること。ただし、堤体の掘削により生じる発生土のみで埋立てる場合を除く。
- ④事業実施に先立ち、廃止後の維持管理を行う者（ため池の所有者又は管理者等）と、(1)常時及び非常時（豪雨、地震時）の見回り方法、(2)開削部等に異常が確認された場合の対応について、予め確認していること
- ⑤従前に農業用水を貯留する施設として利用され、かつ、他の用途に使用していないもの

## ○ 事業主体

県、市町、土地改良区、農協、多面的機能支払交付金の広域活動組織

## ○ 補助率等

(1) 水利施設整備、(2) ため池整備

国	県
50% (55%)	15% 【18%】

( ) は、離島、山村、半島、過疎、特定農山村、急傾斜畑地帯、指定棚田の補助率  
【 】は防災重点ため池の補助率

(3) 危機管理システム等整備

国：50% (55%)、県：未定

ただし、ため池において行うものにあっては、R12 年度迄は定額

(4) 緊急的な防災対策

国：50% (55%)、県：未定 ただし、R12 年度迄は定額

(5) 地域防災上のリスク除去のためのため池の廃止

国：定額 1 か所あたりの助成額の上限 0

堤高	基本	特に必要と認められる場合	下流水路の整備延長	
			20m 以上 500m 未満	500m 以上
5m 未満	1 千万円	3 千万円	6 千万円	8 千万円
5m 以上 10m 未満	2 千万円	4 千万円	7 千万円	9 千万円
10m 以上	3 千万円	6 千万円	9 千万円	11 千万円

(6) ハザードマップ作成

国：50%、県：未定 ただし、R12 年度迄は定額

(7) 監視・管理体制の強化

国：50%、県：未定 ただし、R12年度迄は定額

ア 定額の場合、上限1千万円

イ 定率の場合、上限4千万円

(8) 減災対策の実施

国：50%、県：未定 ただし、R12年度迄は定額

ア 1地区あたりの上限5百万円

○ 国庫補助事業名

・農業水路等長寿命化・防災減災事業

【農山村課流域治水担当】

# ため池緊急防災体制整備促進事業

## ○ 目 的

ため池の防災対策が講じられるまでの間、不測の事態に備えるとともに、一刻も早く整備をするため、監視・管理体制の強化、ハード整備の促進や地域防災上のリスクを低減する。

## ○ 事業内容

### ①監視・管理体制の強化

災害の発生を未然に防止するために必要な、観測機器の設置。

### ②緊急的な防災対策

ため池の防災機能を確保するために必要な、施設の軽微な補修、洪水調整のための水位低下、緊急時に対応するための排水ポンプの設置等の実施。

### ③地域防災上のリスク除去

ため池の統廃合及び代替水源の確保。

### ④ハード整備の着手促進

ハード整備に着手するために必要な、ため池敷地の所有者を確定するための相続関係の調査、所有者を確定するための申立てに必要な資料作成、用地境界を確定するための測量等の実施。

## ○ 採択要件

- ・①、② 防災重点農業用ため池であって、受益面積が 2 ha 以上
- ・③ 防災重点農業用ため池であって、想定被害額（農外）が 500 万円以上  
統廃合に伴い代替水源を確保するために施設整備を伴うもの
- ・④ ③の事業を実施するために行うものにあっては、③の要件  
③以外の場合には①、②の要件

※①、②、④の事業の採択期間は令和 12 年度まで

## ○ 事業主体

県、団体（市町等）

なお、③、④（ため池の統廃合に係るものに限る）は県、市町

## ○ 補助率

	国	県
①～③	定額補助（100%）	—
④	50%（55%）	未定

（ ）は、中山間地域の補助率

## ○ 国庫補助事業名

- ・農村地域防災減災事業（ため池緊急防災環境整備事業）

【農山村課流域治水担当】

# 特定農業用管水路等特別対策事業

## ○ 目 的

石綿等による影響を防止するため、農業用管水路等の整備を行う。

## ○ 事業内容

- ① 石綿等が使用されている農業用管水路の撤去（撤去することが著しく困難又は不適当な場合において行う当該石綿等の劣化又は飛散の防止措置を含む。）及びこれと一体的に行う農業用用排水路の変更。
- ② ①の農業用用排水路と一体となって機能を発揮する農業用用排水路の変更。
- ③ 石綿等が使用されている土地改良施設（農業用管水路を除く。）において行う当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更。

## ○ 採択要件

- ・県営：受益面積 20ha 以上。
- ・団体営：受益面積 10ha 以上。
- ・事業内容①②を対象とするものにあっては、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が 50%以上。

## ○ 事業主体

県又は団体（市町等）

## ○ 補助率

国	県
50% (55%)	未定

( ) は、中山間地域の補助率

## ○ 国庫補助事業名

- ・農村地域防災減災事業 特定農業用管水路等特別対策事業

【農地整備課農地保全担当】

# 地域防災機能増進事業

## ○ 目 的

地域の防災機能を増進させるために土地改良施設の補強等を行う。

## ○ 事業内容

- ①土地改良施設豪雨対策事業：土地改良施設の豪雨対策に必要な施設の改修
- ②土地改良施設耐震対策事業：土地改良施設の耐震改修
- ③農道防災対策工事 : 農道橋等の耐震化対策や災害発生の防止が必要な危険個所の整備

## ○ 採択要件

### ①土地改良施設豪雨対策事業

地域排水機能強化計画が策定されており、かつ  
総事業費 800 万円以上、又は防災受益面積 30ha 以上

### ②土地改良施設耐震対策事業

耐震化対策整備計画が策定されており、かつ  
・大規模：防災受益面積 400ha 以上  
・小規模：総事業費 800 万円以上、又は防災受益面積 30ha 以上

### ③農道防災対策工事

防災対策の必要性が整理されており、かつ  
・大規模：防災受益面積 400ha 以上  
・小規模：総事業費 800 万円以上、又は防災受益面積 30ha 以上

## ○ 事業主体

県、市町

## ○ 補助率

		国	県
①		50% (55%)	未定
②	大規模	55%	未定
	小規模	50% (55%)	未定
③	大規模	55%	未定
	小規模	50% (55%)	未定

※（ ）は、中山間地域の補助率

## ○ 国庫補助事業名

- ・農村地域防災減災事業（地域防災機能増進事業）

【農地整備課農地保全担当】

# 直轄海岸保全施設整備事業

## ○ 目 的

海岸法第6条第1項の規定に基づく直轄海岸保全施設整備事業は、特に重要な海岸保全施設の新設または改良に関する工事を行い、国土の保全を図ることを目的とする。

## ○ 事業内容

堤防、突堤、護岸、胸壁その他海水の侵入または海水による侵食を防止するための施設の新設、改良を行う。

## ○ 採択要件

次のいずれかに該当するもの。

- 1 気象、海象及び背後地の状況が類似する海岸における一連の工事で工事費の合計が50億円以上であるもの。
- 2 工事の施行にあたり、波浪及び津波の解析、漂砂の移動機構の解明、軟弱地盤の解明、将来の地盤沈下量の推定等のために特に調査を必要とする工事または堤防、護岸、突堤等の重要施設に関する模型実験もしくは実験工事を行う必要がある工事。
- 3 施行期間の著しい短縮、工事費の著しい節約施行について質的向上等を図るため重建設機械、特殊プラントまたは特殊機械を使用する必要がある工事。
- 4 施行区域が二以上の都府県にわたる場合において地形、海象及び背後地の状況から判断して、当該都府県ごとに分離して施行することが不適当である工事。

## ○ 事業主体

農林水産省（九州農政局）

## ○ 補助率

国	県
2/3	1/3

【農地整備課農地保全担当】

# 海岸保全施設整備事業（高潮対策）

## ○ 目 的

海岸域は、台風による高潮や波浪等の来襲にさらされており、加えて地震に伴う津波による被害もしばしば被っている。そこで、これらに対処し、国土の保全、国民生活の安定を図る。

## ○ 事業内容

高潮、波浪、津波等による被害が発生する恐れのある地域において、堤防等の新設、または改良を行う事業で、工種は堤防護岸、突堤、離岸堤、消波工、根固工、水門、樋門、排水施設、内堤工等。

## ○ 採択要件

次の要件をすべて満たすこと。

- ・総事業費が1億円以上。
- ・1km当たり防護面積が5ha以上または防護人口50人以上。
- ・海岸法に基づく海岸管理者が管理する海岸保全施設であること。

## ○ 事業主体

県

## ○ 補助率

国	県
50%	50% (45%松浦沿岸域)

## ○ 国庫補助事業名

- ・農山漁村地域整備交付金 海岸保全施設整備（高潮対策）

【農地整備課農地保全担当】

# 海岸保全施設整備事業（侵食対策）

## ○ 目 的

近年、全国各地の海岸では侵食による汀線の後退が進行しており、貴重な国土が失われている。そこで、これらに対処し、国土の保全、国民生活の安定を図る。

## ○ 事業内容

海岸侵食による被害が発生するおそれがある地域において、護岸等の新設、または改良を行う事業で、工種は堤防護岸、突堤、離岸堤、消波工、根固工、水門、樋門、排水施設、内堤工等。

## ○ 採択要件

次の要件をすべて満たすこと。

- ・総事業費が1億円以上。
- ・1km当たり防護面積が5ha以上又は防護人口50人以上。
- ・海岸法に基づく海岸管理者が管理する海岸保全施設であること。

## ○ 事業主体

県

## ○ 補助率

国	県
50%	45%

## ○ 国庫補助事業名

- ・農山漁村地域整備交付金 海岸保全施設整備（侵食対策）

【農地整備課農地保全担当】

# 海岸保全施設整備事業（海岸環境整備）

## ○ 目 的

農地保全に係る海岸の区域において、国土の保全とあわせて海岸環境を整備することにより、安全で快適な海浜利用を促進することを目的とする。

## ○ 事業内容

海岸法に基づく海岸保全区域において実施する事業で、次のいずれかの要件に該当するもの。

① 海岸保全区域のうち、周辺に公営の公園、海水浴場、ヨットハーバー、海洋・水産センター等の施設のある地域又はそれらの施設等が計画されている地域において、より海浜利用が増進される機能を発揮するために行う堤防、突堤、護岸、離岸堤、砂浜、植栽、飛砂防止施設、安全情報伝達施設、照明（安全確保上必要最小限のものに限る。）、進入路（必要最小限の管理用駐車スペース含む。）、通路（水印兼用）、緩衝帯としての緑地・広場、その他所期の目的を達成するため必要最小限の施設の新設若しくは改良を行う事業。

② 広域的な一連の海岸において、海岸利用を活性化し、海岸の観光資源としての魅力を向上させるなど、地域の特色を活かした自主的・戦略的取組を推進するため、多様なニーズを踏まえた海岸利用活性化計画※の策定及び①で定めた施設等の新設又は改良を行う事業。

※地方公共団体は、多様な関係者と協働して、広域的な一連の海岸における海岸利用活性化計画を策定するものとする。計画の内容は次のとおりとする。

1. 対象とする海岸の概要 2. 海岸利用の活性化に関する基本方針

3. 施設等配置に関する計画 4. 施設等の維持管理に関する計画 5. その他

③ 侵食傾向が著しいため、海岸保全施設の設置だけでは、前浜の回復若しくは環境維持が困難である海岸又は海浜特性からみて海岸保全施設の設置に環境上の制約がある海岸において、緊急に養浜を実施しなければならない海岸

④ 自然環境との調和・個性ある地域づくりに資する海岸において行う次の事業

1. 国指定文化財等の史跡・景勝岩及び交流促進施設の防護を図るため、海岸保全施設の新設又は改良を行う海岸であること

2. 国立公園内等の利用・景観への配慮又は貴重種等特有の環境に依存した固有の生物の生息・生育環境の保全・再生を図るため既存海岸保全施設の改良を行う海岸であること

⑤ 海水浴等海岸の利用度が高く、既に海岸保全施設が整備されている海岸において行う次の事業。

1. 階段工及びこれと一体として整備する水印兼用の通路又は植栽の事業で、かつ、短年度施行をもって事業効果を発揮しうるもの

2. 海岸利用者の安全性の確保を図るための安全情報伝達施設を整備するもの。

⑥ヘドロ等の除去等の事業（農地保全に係る海岸の区域に限る。）

1. 汚染の著しい海域において行うヘドロ等の除去で、総事業費が 10,000 万円以上のもの

2. 海岸保全区域内において行う放置座礁船の処理で、総事業費が 5,000 万円以上のもの

3. ヘドロ等の除去とは、ヘドロ・汚染物質等の浚渫をいい、放置座礁船の処理とは、放置座礁船及びそれに付随して一体的に実施するものをいう。

4. ヘドロ等の除去については、海岸環境の保全、公衆の海岸の適正な利用に著しい影響のある、あるいは影響を与えるおそれのある場合に実施が必要なものを交付金の対象とする。

5. 放置座礁船の処理については、海岸保全区域において実施するものであり、海岸保全施設の機能の確保、海岸環境の保全と公衆の海岸の適正な利用に著しい影響のある、あるいは影響を与えるおそれのある場合で、船の所有者等に代わってやむを得ず実施するものを交付金の対象とする。

## ○ 採択要件

総事業費が、上記「事業内容」の

①,②,③,⑤の場合：1億円以上。

④の場合：5,000 万円以上。（県）

：2,500 万円以上。（市町）

## ○ 事業主体

県、市町

## ○ 補助率

国	県
1/3	未定

## ○ 国庫補助事業名

・農山漁村地域整備交付金 海岸保全施設整備（海岸環境整備）

【農地整備課農地保全担当】

# 海岸保全施設整備事業 (津波・高潮危機管理対策)

## ○ 目 的

津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設における防災機能の確保及び避難対策を促進することにより、津波発生時における人命の優先的な防護を推進することを目的とする。

## ○ 事業内容

一連の防護区域を有する海岸において、津波・高潮危機管理対策事業計画書に基づき、以下の対策を総合的に実施する。

- ①水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等
- ②津波防災ステーションの整備
- ③堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止
- ④津波・高潮ハザードマップ作成支援（耐震調査等）
- ⑤津波情報提供施設の設置
- ⑥避難対策としての管理用通路の整備
- ⑦避難用通路の整備

## ○ 採択要件

次の①～④の条件を満たす海岸であること。

- ①大規模な地震による甚大な被害が想定され、対策を要する海岸であること。
- ②朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、高潮被害が甚大であり対策を要する海岸
- ③事業着手から5年以内に、整備目標の達成が見込まれること。
- ④津波危機管理対策事業計画が策定されていること。
- ⑤総事業費5千万円以上。

## ○ 事業主体

県

## ○ 補助率

国	県
50%	50% (45%松浦沿岸域)

## ○ 国庫補助事業名

- ・農山漁村地域整備交付金 海岸保全施設整備（津波・高潮危機管理対策）  
【農地整備課農地保全担当】

# 海岸保全施設整備事業（海岸耐震対策）

## ○ 目 的

堤防・護岸等の耐震対策を実施することにより、地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止し、もって人命や資産の防護を図ることを目的とする。

## ○ 事業内容

一連の防護区域を有する海岸ごとに海岸耐震対策事業計画書を策定し、護岸・堤防の耐震対策を実施する。

## ○ 採択要件

次の①～③の条件を満たす海岸であること。

- ① 防護区域に地域中枢機能集積地区を担う施設（市町村役場、病院等）を有する海岸のうち、朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害のおそれがあり、対策を要する海岸。
- ② 海岸耐震対策事業計画が策定されていること。
- ③ 総事業費 5 千万円以上。

## ○ 事業主体

県

## ○ 補助率

国	県
50%	50% (45%松浦沿岸域)

## ○ 国庫補助事業名

- ・農山漁村地域整備交付金 海岸保全施設整備（海岸耐震対策）

【農地整備課農地保全担当】

# 地すべり防止施設管理事業

## ○ 目的

地すべり防止区域内で整備した地すべり防止施設の維持管理をおこない、地すべりによる被害を未然に防止し、農地の保全と県民の安全・安心を図ることを目的とする。

## ○ 事業内容

「地すべり等防止法」により指定された地すべり防止区域において行われた地すべり防止施設の維持補修のために必要な工事等。

- ① 地すべり防止施設の点検・補修工事等
- ② 未買収となっている施設用地の買収
- ③ 地すべり防止区域台帳（帳簿、図面）の整備・更新・データ化
- ④ 新規地すべり対策事業に関する実施計画策定 等

## ○ 採択要件

- ① 「地すべり等防止法」に基づき指定された地域であること。
  - 指定の要件
    - ・農地 10ha 以上に被害を及ぼすおそれのあるもの。  
(農地 5 ha 以上の場合、人家の被害考慮)
    - ・貯水量 30,000m<sup>3</sup> 以上のため池または受益面積 100ha 以上の用排水施設に被害を及ぼすおそれのあるもの。

- ② 上記区域内で実施した地すべり防止工事により整備した施設であること。

抑止施設：抑止杭、アンカーワーク、法枠工、擁壁等

抑制施設：集水井、水抜工、排水路、集水路等

付帯施設：標識、標識柱、安全施設等

## ○ 事業主体

県

## ○ 補助率

県
100%

【農地整備課農地保全担当】

# 海岸メンテナンス事業

## ○ 目 的

海岸堤防などの海岸保全施設は、築造後相当な年月が経過したものが多く、損傷や機能低下が進行している施設が多いこと、また、地球温暖化の影響等による高潮被害の増加等が懸念されていることから、これらに応じた施設の機能強化を図ることを目的とする。

## ○ 事業内容

老朽化等により機能が確保されていない海岸保全施設にあって、その機能の強化又は回復を行う必要があるものについて、以下の対策を実施する。

- (1) 長寿命化計画の策定又は変更
  - ① 海岸保全施設の機能診断
  - ② 長寿命化計画の変更
  - ③ 老朽化対策
    - ① 海岸保全施設の老朽化調査
    - ② ①の調査結果を踏まえた老朽化対策計画の策定
    - ③ ②の老朽化対策計画に基づいて実施する老朽化対策工事(防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む)

## ○ 採択要件

海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域内の海岸保全施設を対象に実施するものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、長寿命化計画の変更にあっては、維持管理費用の見直しやコスト縮減内容に加え、新技術等の導入検討が長寿命化計画に記載されているものに限る。

- (1) 長寿命化計画の変更

以下の①から③のいずれかの要件を満たすこと。

  - ① 既に策定されている長寿命化計画について、以下の事項等を反映させて令和5年度までに変更されるものであること。
    - (ア) 水門・樋門、陸閘等の施設の追加
    - (イ) 水門・樋門、陸閘等の統廃合の位置づけ
  - ② 既に策定されている長寿命化計画について、沖合施設の追加を反映させて、令和7年度までに変更されるものであること。
  - ③ 既に策定されている長寿命化計画について、新技術等を活用した施設の点検手法等を新たに位置づけて、令和7年度までに変更されるものであること。

(2) 老朽化対策

以下の①から⑤の要件を満たすこと。

- ① 長寿命化計画に基づき海岸保全施設が適切に管理されていること。
- ② 老朽化等により機能が確保されていない又は機能低下の恐れがある海岸保全施設であって、その機能の強化又は回復を行う必要があると認められるものであること。
- ③ 海岸法第2条の3第1項の海岸保全基本計画等に基づき、事業実施内容を記載した第2の4に規定する事業計画が策定されている地区であること。
- ④ 事業計画に位置付ける総事業費が以下のとおりであること。
  - (ア) 都道府県が行うもの 5,000万円以上
  - (イ) 市町村が行うもの 2,500万円以上
- ⑤ 農地の保全に係るものについて、地区内の防護区域内に農地が存在しないものの、他に防護すべき人家、公共施設等が存在し、引き続き海岸保全区域として保全する必要がある場合においては、上記要件に加え、海岸保全区域適正化計画書（別記様式第14号）を策定すること。

○ 事業主体

県、市町

○ 補助率

国	県
50%	50%

○ 国庫補助事業名

・農地保全に係る海岸メンテナンス事業

【農地整備課農地保全担当】

## 県単農地海岸管理費

### ○ 目 的

海岸保全施設の機能を維持するため、老朽化等により機能が低下した施設の補修を行い、既存施設を適正かつ有効に機能させ、災害の未然防止を図る。

### ○ 補修要件

県が管理する海岸保全施設で、補助事業の採択要件に満たないもの。

### ○ 事業主体

県

### ○ 補助率

県 100%

【農地整備課農地保全担当】

## 農地の災害復旧の体系

### 《緊急的な対策》

事業名	採択要件	補助率				目次
農地・農業用施設 災害復旧事業(A)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事費 40 万円以上</li> <li>・農業用施設にあっては受益戸数 2 戸以上</li> </ul>	国	別紙	県	—	112
農業用施設災害関連事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、200 万円以上で A の事業費を超えないこと</li> </ul>	国	50%	県	—	113
ため池災害関連特別対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋 10 戸以上等に被害</li> <li>・1,500 万円以上で A の事業費を超えないこと</li> </ul>	国	50%	県	別紙	114
農地災害関連区画整理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次期降雨により被害のおそれ</li> <li>・受益農家 2 戸以上</li> <li>・400 万円以上で A の事業費を超えないこと</li> </ul>	国	50%	県	未定	115
災害関連農村生活環境施設復旧事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受益農家 2 戸以上</li> <li>・工事費 200 万円以上</li> <li>・同一地域内に A があること</li> </ul>	国	50%	県	—	116
災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸区域内に 1,000m<sup>3</sup> 以上漂着したもの</li> <li>・工事費 200 万円以上</li> </ul>	国	50%	県	50%	117
災害関連緊急地すべり対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の危険性の増大 (すべり防止指定区域で地すべりが活発、ぼた山崩壊の規模拡大等)</li> </ul>	国	50%	県	50%	118
海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事費 120 万円以上</li> </ul>	国	2/3	県	1/3	119
農地海岸漂着物対策事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸保全区域内に漂着したもの (災害補助要件に満たないもの)</li> </ul>	国	別紙	県	別紙	120
県単農林地崩壊防止事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暫定法の適用を受けない災害復旧事業</li> <li>・工事費 40 万円以上</li> </ul>	国	—	県	50%	121

### 《費用補助》

事業名	採択要件	補助率				目次
県単農地災害復旧事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A の単位当たり限度額を超えて復旧するもの</li> </ul>	国	—	県	別紙	122

# 農地・農業用施設災害復旧事業(暫定法)

## ○ 目 的

暴風、洪水、高潮、地震、その他異常な天然現象により、被災した農地・農業用施設の復旧を行い、農林水産業の維持、農業経営の安定を図る。

※根拠法:「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(昭和 25 年 5 月 10 日法律第 169 号)

## ○ 事業内容

農地(田、畑)及び農業用施設(用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農道、橋梁、堤防、及び農地保全施設)を原形に復旧する。

## ○ 採択要件

- ・国庫補助の対象となる災害要因
  - ①雨量: 24 時間雨量 80mm 以上、または時間雨量が大きい場合(20mm 以上)
  - ②風速: 15m/sec 以上
  - ③洪水: その地点の水位が警戒水位以上
  - ④干ばつ: 連続干天日数 20 日以上(日雨量 5 mm 未満の日を含む)
  - ⑤その他: 異常なる天然現象(地震、落雷、高潮等)
- ・事業費及び受益戸数
  - 1 箇所の工事費が 40 万円以上で、農業用施設にあっては受益戸数が 2 戸以上

## ○ 事業主体

市町

## ○ 補助率

国庫補助率は「その年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に発生した当該市町村の復旧事業費を関係農家戸数で除した 1 戸当たりの復旧事業費の額」によって決定される。県費補助はなし。

- ・市町の災害復旧事業費総額を関係耕作者数で除した金額が

	農地	農業用施設
8 万円までの部分(普通率)	50%	65%
8 万円を超える部分(1 次高率)	80%	90%
15 万円を超える部分(2 次高率)	90%	100%

※激甚災害の適用を受ける場合は、地元負担額を軽減するため、さらに国庫嵩上げがなされる。

【農地整備課農地保全担当】

# 農業用施設災害関連事業

## ○ 目 的

災害復旧事業のみでは将来復旧した施設が再度災害を被るおそれがある場合に、復旧施設または関連する施設を補強するために災害復旧事業と併せて行う。

## ○ 事業内容

被災した道路、水路、ため池等の農業用施設が再度災害を被ることを防止するために行う工事。

## ○ 採択要件

- ① 原則として、1箇所の工事費が 200 万円以上で、かつ施行する災害復旧事業費の工事費を超えないこと。
- ※ ただし、1箇所の工事費が 200 万円以下あるいは、施工する災害復旧事業費（本災）の工事費を超えるものでも、災害関連事業を併せ行うことによってその事業が非常に効果的となる場合は、採択することが可能。取り扱い上、下記のとおりとする。
  - A 項関連：200 万円以上で本災の工事費 100%以下
  - B 項関連：その他のもの（※）
- ② 当該施設について、他の改良計画がないこと。
- ③ 構造物の安定性、耐用年数等が増大するなど事業効果が大であること。

## ○ 事業主体

市町

## ○ 補助率

国	県
50%	なし

※激甚災害の嵩上げ措置あり

【農地整備課農地保全担当】

# ため池災害関連特別対策事業

## ○ 目 的

ため池またはため池上流域内の災害復旧事業に関連してため池の整備を行うことにより、被災原因の除去に努めるとともに再度災害を防止し、農業経営の安定、国土の保全を図る。

## ○ 事業内容

激甚な災害を受け、災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できない場合に、被災ため池及び一連の地域内にある緊急に対策が必要なため池について、災害復旧事業とあわせて一定の計画(老朽ため池整備指針)に基づき整備を行う。

## ○ 採択要件

下記の採択基準のすべてを満たすこと。

### 1 次のいずれかに該当するため池

- ・被害が激甚（災害査定額が 1,500 万円を超えるもの）であって、災害復旧工事のみでは十分な効果が期待できないもの。
- ・被災ため池と一連の地域内にあるため池であって、次期洪水時に下流に著しい被害を及ぼすおそれがあり、次のいずれかに該当するもの。
- ①当該災害により被害を受けた家屋と次期災害を受けるおそれのある家屋が合わせて 10 戸以上と認められるもの。
- ②鉄道、国・県道、う回路のない市町村道、受益面積 100ha 以上の農道、その他公共施設に直接被害を及ぼすと認められるもの。
- ③官公署、学校、または病院等の公共建物に直接被害を及ぼすと認められるもの。

### 2 貯水量 1,000m<sup>3</sup> 以上のため池。

### 3 工事費 1,500 万円以上でかつ、災害復旧事業の工事費を超えないもの。

### 4 原則として他の改良計画がないもの。

### 5 事業の実施によって得られる効果が大なもの。

※総事業費 < 想定被害金額

## ○ 事業主体

県、市町

## ○ 補助率

国 50% (激甚災害の嵩上げ措置あり)

[県が事業主体の場合] 県 補助残の 60%

[市町村が事業主体の場合] 県 0%

※原則として、3か年度以内に完了すること。

【農地整備課農地保全担当】

# 農地災害関連区画整理事業

## ○ 目 的

被災農地の災害復旧事業にあわせて、隣接する農地等を含めて区画形質を変更し、被災原因の除去を行うことにより、再度災害を防止し、農業経営の安定と国土の保全を図る。

## ○ 事業内容

一連の農地が被災し、その被害が甚大であって、災害復旧工事のみでは再度災害防止に十分な効果が期待できない場合、被災した農地、施設の復旧とあわせて隣接する農地等の整備を区画整理方式で実施するもの。

## ○ 採択要件

下記の採択基準のすべてを満たすこと。

- 1 次のいずれかに該当する農地等
  - ・災害復旧工事のみでは、再度災害防止に十分な効果が期待できないもの。
  - ・次期降雨等により残存農地等及びその下流に著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。
  - ・河川その他公共土木施設の災害復旧事業等に関連して実施することが、当該地域の再度災害防止のうえで必要なもの。
- 2 受益農家2戸以上。
- 3 工事費 400万円以上でかつ、災害復旧事業の被災面積及び工事費を原則として超えないもの。
- 4 当該農地等において、他の改良計画がないこと。
- 5 事業効果が大きいこと。

※農地の整備に要する費用 < 復旧限度額

復旧限度額：計画面積に農地災害復旧事業に関する1アール当たり事業費  
を乗じた金額

- 6 一連の農地・農業用施設の面積の約5割が被災しつつ、工事費及び事務雑費のうち国の補助残の1/2以上を地方公共団体において負担されるもの。

## ○ 事業主体

県、市町、土地改良区等

## ○ 補助率

国 50% (農業用施設にあっては、激甚災害の嵩上げ措置あり)

県 未定

※原則として、3か年度以内に完了すること。

【農地整備課農地保全担当】

# 災害関連農村生活環境施設復旧事業

## ○ 目 的

災害を受けた農村生活環境施設の復旧を速やかに行うことにより、活力ある農村地域社会の維持、形成することを目的とする。

## ○ 事業内容

災害復旧事業(暫定法)が行われる場合に、これと関連して、同一の災害により被災した農村生活環境施設（農業農村整備事業で整備されたもの）を原形に復旧するもので次にいづれかに該当するもの。

- ・集落排水施設

集水施設(個人に係わる部分を除く)、処理施設、導水施設、集落排水路等

- ・営農飲雜用水施設

水源取水施設、貯水施設、導水施設、浄化施設、送水施設、配水施設等

- ・農村公園施設

園路及び広場、修景施設、休憩施設、遊戯施設、運動施設、便益施設、管理施設等

- ・集落防災安全施設

斜面崩壊防止施設、雪害防止施設、風害防止施設、火災防止施設等

- ・情報基盤施設

農業情報、健康福祉情報、行政情報、防災情報提供にかかる施設等

## ○ 採択要件

- ・受益農家 2戸以上
- ・工事費 200万円以上
- ・同一地域内(同一市町)に暫定法に基づく災害があること

## ○ 事業主体

県、市町、土地改良区等

## ○ 補助率

国	県
50%	なし

激甚地震災害に指定された災害の場合、さらに国庫の嵩上げがなされる。

【農地整備課農地保全担当】

# 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業

## ○ 目 的

洪水、台風等により海岸に漂着した流木等が異常に堆積し、これを放置することで、堤防や離岸堤の消波機能の低下、水門の防潮機能への障害等、海岸保全施設の機能を阻害する事になる場合に、緊急的に流木等を処理し、災害の防止を図り、国土の保全と民生の安定に資する。

## ○ 事業内容

当該年発生の大規模な流木等が海岸保全施設の機能を阻害する場合に、緊急的に流木等の処理を実施するもの。

## ○ 採択要件

- ① 海岸保全区域内に漂着したもの。
- ② 堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から 1 km 以内の区域に漂着したもの。
- ③ 漂着量が 1000m<sup>3</sup> 以上のもの。（複数の海岸の場合は、事業主体数にかかわらずその合計）
- ④ 一の事業主体の事業費が 200 万円以上のもの。

## ○ 事業主体

県

## ○ 補助率

国	県
50%	50%

## ○ 国庫補助事業名

- ・災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業

【農地整備課農地保全担当】

# 災害関連緊急地すべり対策事業

## ○ 目的

当該年の降雨、地震等により、農地保全に係る地すべり防止指定区域(指定予定区域を含む)において、地すべりが活発となるかまたはばた山崩壊の規模が大となることにより、災害の危険性が増大する等経済上、民生安定上放置し難い場合、緊急に地すべり防止工事を実施する。

## ○ 事業内容

地すべり活動の防止または原因除去のための地表水排除工、地下水排除工、杭打工、擁壁工。

## ○ 採択要件

1箇所の工事費が 600 万円を超えるもので、次のいずれかの要件を満たすこと。

- ①災害復旧工事に特に先行して施工する必要のあること。
- ②公共の利害に密接な関連を有し、次のいずれかに該当すること。

- 1) 多量の崩土が溪流または河川に流入し、下流河川に直接被害を及ぼすと認められること。
- 2) 鉄道、高速道路、一般国道、県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの、受益面積 100ha 以上の農道その他公共施設のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの。
- 3) 官公署、学校または病院等の公共建物のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの。
- 4) 貯水量 3 万 m<sup>3</sup> 以上ため池または関係面積 100ha 以上の用排水施設に直接被害を及ぼすと認められるもの。
- 5) 人家 10 戸以上に直接被害を及ぼすと認められるもの。
- 6) 農地 10ha 以上に直接被害を及ぼすと認められるもの。  
(農地 5 ha 以上 10ha 未満であって、当該地区内の人家の被害を合わせ考慮し、それが農地 10ha 以上の被害に相当すると認められるものを含む。)

## ○ 事業主体

県

## ○ 補助率

国	県
50%	50%

【農地整備課農地保全担当】

# 海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業(負担法)

## ○ 目 的

農地の保全に係る海岸保全施設(農水省所管の海岸保全区域)及び地すべり防止施設(構造改善局所管の地すべり防止区域)に係る災害復旧事業を行い、保全区域の安全を図る。

※根拠法：「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」(昭和 26 年 3 月 31 日法律第 97 号)

## ○ 事業内容

- ・海岸保全施設：海岸またはこれに設置する堤防、護岸、その他海岸を防護するための施設。
- ・地すべり防止施設：地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム、その他地すべりを防止するための施設。

## ○ 採択要件

- ・国庫補助の対象となる災害原因  
降雨、暴風、高潮、地すべり等の災害のうち、
  - ①雨量：24 時間雨量 80mm 以上、または時間雨量が大きい場合(20mm 以上)
  - ②風速：15m/sec 以上
  - ③高潮、津波：暴風、もしくはその余波による異常な高潮、波浪または津波により発生した災害で被災の程度が大であるもの
  - ④地すべり：地すべり防止施設の災害にあっては、地すべりが発生した区域のうち、被災前の地すべり防止施設により一定のブロックが構成しているもの  
※「一定のブロックが構成している」とは、地すべり防止工事基本計画に基づき実施される一つの運動ブロックを対象とした地すべり防止工事が完了し、地すべりの停止が地下水位の観測等により確認できる場合をいう。
- ・事業費  
1 箇所の工事費が 120 万円以上

## ○ 事業主体

県

## ○ 補助率

地方公共団体の標準税収入により異なるが、通常、国 2/3 県 1/3

【農地整備課農地保全担当】

# 農地海岸漂着物対策事業費

## ○ 目 的

日常的あるいは不法投棄等により発生したごみ、また、海岸環境に配慮するための海岸漂着ごみを回収・処分することにより、堤防等の海岸保全施設の機能や海岸域の環境の保全に資することを目的とする。

## ○ 事業内容

- ①海岸漂着ごみの回収・処分（災害補助要件未満のもの）
- ②漂流・海底ごみの回収・処分
- ③海岸ごみの発生抑制対策

## ○ 事業主体

県

## ○ 補助率

区分	国	県
内地	7／10	3／10
有明海再生特別措置法の地域		
半島振興地域	8／10	2／10
過疎地域自立促進特別措置法の地域		
離島振興地域	9／10	1／10

## ○ 国庫補助事業名

- ・地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）

【農地整備課農地保全担当】

# 県単農林地崩壊防止事業

## ○ 目 的

風水害等によって崩壊し、または崩壊のおそれがある農地及び林地で、人家及び公共施設に危害を及ぼす危険があり緊急に復旧等を要するもののうち、国庫補助事業の対象にならないものについて、当該復旧等の事業を行い、民生の安定を図る。

## ○ 事業内容

風水害等によって土砂崩壊の危険が生じた箇所において、農地及び林地の復旧に要する工事。（林地については、森林整備課で対応）

## ○ 採択要件

暫定法の適用を受けない災害復旧事業で 1 箇所の工事費が 40 万円以上のもので、[土砂の崩壊を防止する工事] の採択基準以下のもののうち、次の要件のいずれかに該当するもの。

- ・人家 1 戸以上に直接被害が及ぶもの。
- ・鉄道、道路、河川施設等に被害を及ぼすもの。
- ・官公署、学校、病院等に被害を及ぼすもの。
- ・重要な農業用施設に直接被害が及ぶもの。
- ・農地 2 ha 以上に直接被害が及ぶもの。

## ○ 事業主体

市町

## ○ 補助率

県
50%

【農地整備課農地保全担当】

# 県単農地災害復旧事業

## ○ 目 的

暫定法に基づく農地の災害復旧事業のうち、被災箇所当たりの国庫補助対象限度額を超える部分について補助し、人家、公共施設等の危険を回避する。

## ○ 事業内容

暴風、洪水、高潮、地震、その他異常な天然現象により、被災した農地を原形に復旧する。

## ○ 採択性要件

暫定法に基づく農地災害で単位当たり限度額を超えて復旧するもののうち、次の要件のいずれかに該当するもの。但し、上限額を 800 万円以下とする。

- ・人家 2 戸以上に直接被害が及ぶもの。
- ・鉄道、道路、河川施設等に被害を及ぼすもの。
- ・官公署、学校、病院等に被害を及ぼすもの。
- ・重要な農業用施設に直接被害が及ぶもの。
- ・農地 2 ha 以上に直接被害が及ぶもの。
- ・上記の 1 つに準ずるもので、特に知事が必要と認めるもの。

## ○ 事業主体

市町

## ○ 補助率

県：暫定法に基づく災害復旧事業の国庫補助率と同じ。（ただし、最大 90% 打切）

【農地整備課農地保全担当】

## その他の事業体系

### 《地域活性化のための取組》

事業名	採択要件	補助率				目次
農業集落排水事業 (H14 採択～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理対象人口は 1,000 人に相当する規模以下</li> <li>・受益戸数 20 戸以上</li> </ul>	国	50%	県	—	126 ～ 128
集落基盤整備事業 (農村振興総合整備事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興地域の区域であること</li> <li>・農村生活環境整備事業のみ実施する場合にあっては、周辺農用地の整備が完了している又は近い将来、周辺農用地の整備が完了することが見込まれる事業計画区域であること。</li> </ul>	農業生産基盤整備				129
		国	50%	県	20% (R7)	
		農村生活環境整備				
地方創生汚水処理施設整備推進交付金	支援措置の対象となる汚水処理施設（公共下水道、集落排水施設（農業集落排水施設、漁業集落排水施設）、浄化槽）のうち、異なる 2 以上の施設の整備が地域再生計画に位置付けられていること	国	50%	県	15% (R7)	130
		国	50%	県	—	
さが農村のよさ発掘・醸成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと「さが」水と土探検支援事業</li> <li>・指定棚田地域保全活動支援事業</li> <li>・棚田ボランティア支援事業</li> </ul>	国	—	県	別紙	131 ～ 132
農地等再編加速化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則中山間地域等における複数集落が対象</li> <li>（・採択後 3 年以内に土地利用構想を策定する必要あり）</li> </ul>	国	別紙	県	別紙	133 ～ 134

### 《土地改良区の体制強化》

事業名	採択要件	補助率				目次
水土里ビジョン策定 (土地改良区機能強化支援事業)	—	国	定額	県	—	135

### 《償還・助成》

事業名	採択要件	補助率				目次
土地改良負担金 償還平準化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自由化関連作物等作付率 1/3 以上</li> <li>・ピーク償還額が 1 万円/10a 以上 等</li> </ul>	国	50%	県	50%	136
特別型国営事業計画 償還助成事業	特別型国営事業、水機構営事業地区で「新計画償還制度」の適用要件を満たす	定額				137

	している地区				
水田・畑作経営所得安定対策等支援事業	H6 以降採択の土地改良事業等で、水田・畑作経営所得安定対策加入者などの担い手の経営面積の集積増加率が一定以上となることが見込まれる地区	国	100%	県	— 138
災害被災地域土地改良負担金償還助成事業	被災した土地改良施設等の復旧が次のいずれかの適用を受けていること。 ①暫定法 ②土地改良法第 87 条の 4, 5 ③海岸法第 5, 6 条 ④地すべり等防止法第 7, 10 条 ⑤水機構法第 12 条 ⑥緑機構法第 11 条第 1 項第 9 号 及び 附則第 8 条	国	100%	県	— 139
県単県営かんがい排水淡水切替助成事業	—	国	—	県	別紙 140
経営体育成促進事業	①対象事業（別紙参照）の採択要件を満たしていること。 ②農業経営基盤強化促進基本構想が定められている、又は定められる見込みがあること。 ③基盤整備関連経営体育成等促進計画若しくは農業農村活性化計画が定められていること。 ④市町村基盤整備関連経営体育成等促進計画又は市町村耕作放棄地解消等基盤整備基本構想及び遊休農地利用増進土地改良整備計画が定められていること。 ⑤耕作放棄地解消等基盤整備基本構想及び遊休農地利用増進土地改良整備計画が定められていること。	国	10%以内		141
地域生産基盤保全強化支援事業	下記①～④のいずれかに該当すること ①目標年度までに、担い手農地利用集積率が一定の割合で増加すること ②目標年度までに、高収益作物の生産額がおおむね 20%以上増加すること ③輸出事業計画の認定規定に基づき認定された輸出事業計画との連携が図られること ④先端的な技術を活用した生産方式との適合が図られること	国	100%	県	— 142

《地方債》

事業名	対象事業	財政措置	目次
緊急自然災害防止 対策事業債	① 国庫補助の要件を満たさない事業 ② 流域治水プロジェクト又は流域治水計画に位置付けられた総事業費 200 万円以上の事業 ③ 総事業費 4,000 万円未満の防災重点農業用ため池の整備	充当率 100% 交付税措置率 70%	143 ～ 144
緊急浚渫推進事業 債	浚渫に関する個別計画に基づき、地方単独事業として緊急に実施される浚渫事業	充当率 100% 交付税措置率 70%	145
公共施設等適正管理推進事業費 (長寿命化事業)	地方単独事業により実施する次の老朽化対策（事業の実施により、10 年以上の長寿命化が見込まれるもの）  ① 農業水利施設（水路、機場、ため池等）のうち、受益面積が概ね 20ha 未満（ため池については概ね 2 ha 未満）の施設の改修事業 ② 受益面積が概ね 50ha 未満の農道（橋梁、トンネル、舗装、小規模構造物、法面・斜面の小規模対策工等）の改修事業 ③ ②に掲げる以外の農道に対する国庫補助事業の要件を満たさない規模（総事業費が 3 千万円未満）の改修事業 ④ 地すべり防止施設（総事業費 800 万円未満）の改修事業	充当率 90% 交付税措置率 30～50%  ※ 交付税措置率 $= -0.5X + 0.7$ (X=財政力指数) ただし、財政力指数が 0.8 を超えるときは交付税措置率を 0.3 とし、0.4 に満たないときは 0.5 とする。 なお、財政力指数は、本事業債を起こす年度前 3 年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数を合算した数を 3 で除して得た数を用いるものとする。	146 ～ 147

## 農業集落排水事業

### ○ 目 的

農業用用排水の水質保全、農業用用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設等の整備等を行う。

### ○ 事業内容

(農山漁村地域整備交付金)

- ① 汚水もしくは雨水を処理する施設又は汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設及びこれらの附帯する施設の整備又は改築
- ② 機能診断調査及び最適整備構想の策定

(農村整備事業)

- ① 既設の農業集落排水施設について、最適整備構想又は維持管理適正化計画に基づき実施する耐震、浸水、停電対策、管理システム整備等の施設の目的を達成するために必要な改築又は撤去【強靭化型】
- ② 維持管理の効率化・適正化に向けた新技術導入に取り組む施設の整備、改築又は撤去【高度化型】
- ③ 維持管理適正化計画の策定
- ④ 最適整備構想の策定（最適整備構想の策定に必要な当該施設の点検・機能診断、老朽化対策・災害対策等の検討を含む。）

### ○ 採択要件

(農山漁村地域整備交付金)

#### 1 整備又は改築

- (1) 受益戸数は、おおむね 20 戸以上を原則とする。
- (2) 本事業により農業集落排水施設等の整備または改築にあっては、コスト縮減や経営改善に資する PFI 等の民間活用、公営企業会計の適用を検討するものとする。
- (3) 改築の場合は、「最適整備構想」が策定されており、当該改築に要する費用の額が 200 万円以上であって、かつ、次のいずれかの要件に該当する施設を対象とするものとする。
  - ① 維持管理が適正に行われているものであって、原則として供用開始後 7 年以上経過していること。
  - ② 供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化その他の既設の農業集落排水施設を取り巻く条件又は環境の変化が認められること。
  - ③ 太陽光発電施設の整備のみを行う場合における当該太陽光発電施設であること。

## 2 機能診断調査及び最適整備構想の策定

既存施設を有効活用すると認められるものであって、施設機能の向上を主な目的としないものであるとともに、当該市町内に整備された農業集落排水施設であること。

### (農村整備事業)

#### 1 強靭化型・高度化型

##### (共通要件)

- (1) 受益戸数がおおむね 20 戸以上であること。ただし、末端受益は 2 戸以上とする。
- (2) 既設の農業集落排水施設の改築にあっては、最適整備構想及び維持管理適正化計画が策定されており、当該改築に要する費用の額が 200 万円以上であって、かつ、次いずれかに該当すること。
  - ア 維持管理が適正に行われているものであって、原則として供用開始後 7 年以上経過していること。
  - イ 供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化その他の既設の農業集落排水施設を取り巻く条件又は環境の変化が認められること。
- (3) 農業集落排水施設の整備または改築にあっては、コスト縮減や経営改善に資する PFI 等の民間活用、公営企業会計の適用を検討するものとする。
- (4) 防災拠点等にマンホールトイレシステムを整備する場合にあっては、1 処理区当たり 1 か所を上限とする。

##### ○強靭化型

次のいずれかを満たすものであること

- (1) 定住人口がおおむね 500 人以上であるもの
- (2) 浸水想定区域内にあるもの
- (3) 処理区内に防災拠点等となりうる公共施設等が存在するもの
- (4) 施設の再編・集約を行うもの

##### ○高度化型

維持管理の効率化・適正化に向けた省エネルギー技術導入、管理システム整備、農業集落排水汚泥の循環利用に資する施設の整備等、新技術を導入すること。

## 2 維持管理適正化計画の策定

- ・当該事業費が 200 万円以上であること。

## 3 最適整備構想の策定

- ・事業内容①、②の採択要件を満たす施設を対象としていること。

○ 事業主体

市町

○ 補助率

(農山漁村地域整備交付金)

事業内容	国	県	市町
①	50%	—	50%
②	定額	—	—

(農村整備事業)

事業内容	国	県	市町
①、②	50%	—	50%
③、④	定額	—	—

○ 国庫補助事業名

- ・農山漁村地域整備交付金
- ・農村整備事業

【下水道課】

# 集落基盤整備事業(農村振興総合整備事業)

## ○ 目 的

集落周辺の地域における農業生産性の向上を図るため、農業生産基盤及び農村生活環境の整備・再編を実施する。

## ○ 事業内容

### ・農業生産基盤整備

- ①農業用排水施設整備 ②農道整備 ③ほ場整備 ④農用地開発
- ⑤農地防災 ⑥客土 ⑦暗渠排水 ⑧農用地の改良又は保全

### ・農村生活環境整備

- ①農業集落道整備 ②営農飲雜用水施設整備 ③農業集落排水施設整備
- ④農業集落防災安全施設整備 ⑤用地整備 ⑥活性化施設整備
- ⑦地域農業活動拠点施設整備 ⑧集落環境管理施設整備
- ⑨交流施設基盤整備 ⑩情報基盤施設整備 ⑪市民農園等整備
- ⑫生態系保全施設等整備 ⑬地域資源利活用施設整備 ⑭施設補強整備 等

## ○ 採択要件

- ・農業振興地域の区域であること
- ・農村生活環境整備事業のみ実施する場合にあっては、周辺農用地の整備が完了している又は近い将来、周辺農用地の整備が完了することが見込まれる事業計画区域であること。※全体で2工種以上行う必要あり。

## ○ 事業主体

県、市町、一部事務組合、土地改良区 等

## ○ 補助率

	国	県
農業生産基盤整備	50%	20%
農村生活環境整備	50%	15%

- ・県補助率については、事業実績のある整備内容について適用するものとし、実績の無い整備内容については、未定とする。
- ・中山間総合整備事業と併せて実施することができる。

## ○ 国庫補助事業名

- ・農山漁村地域整備交付金（農村集落基盤再編・整備事業）

【農地整備課地域整備（基盤）担当】

# 地方創生汚水処理施設整備推進交付金

## (農業集落排水事業)

### ○ 目 的

農林水産省、国土交通省、環境省所管の汚水処理施設の整備に関する補助事業を統合した地方創生汚水処理施設整備推進交付金制度を創設し、効率的な汚水処理施設の普及促進を図る。

### ○ 制度概要

- ・市町が策定する地域再生計画に基づいて実施する公共下水道、集落排水施設又は浄化槽について、施設間、年度間で融通可能な交付金が交付される。
- ・地域再生計画の中間年度及び計画期間が終了した段階で、地域再生計画の目標の達成状況に係る評価を行う。

### ○ 対象施設

公共下水道【国土交通省】

集落排水施設（農業集落排水施設、漁業集落排水施設）【農林水産省】

淨化槽【環境省】

### ○ 事業要件

- (1) 地域再生計画策定（汚水処理施設の整備に関する事項を位置付けていること）の市町地域再生計画に記載できる事業は、地方版総合戦略に位置付けられ、先導的であること
- (2) 同一の市町で所管を跨った2種類以上の施設整備の実施。

※ 地域再生計画

計画の区域、計画の目標、目標を達成するために必要な事業、計画期間等を記載する。（計画期間は、概ね5ヶ年以内とし、必要な事業量及び事業費を当初に認定）

### ○ 交付率

国 50% 県 0% 市町 50%

【下水道課】

# さが農村のよさ発掘・醸成事業

## ○目的

農家の高齢化や過疎化等により集落機能の低下や担い手不足となり、農業農村が持つ多面的機能（水源の涵養機能、国土の保全機能等）が低下している地域の支援を行うため、農業・農村が持つ多面的機能や自然豊かな農村空間等の魅力を広く県民に知ってもらうとともに、地域住民による農地や土地改良施設等をはじめ、農村環境の保全活動の推進を図る。

## ○事業内容・採択要件・事業主体・補助率

### 1 ふるさと「さが」水と土探検支援事業

事業内容：田植え等の農業体験、農業用水路の探検、土地改良施設の見学等

活動主体：各地域のCSO組織及びふるさと水と土指導員等（企画・実施等）

経理事務：農林事務所（活動経費の調整等）

実施要件：活動主体、参加人数、活動内容等を明記した活動計画書の提出。

事業費：30万円/1地区（県負担）

（報償費・講師旅費・バス借上費・体験資材費・試食費用（地域食材使用）・保険料等）

### 2 佐賀県指定棚田地域保全活動支援事業

事業内容：①指定棚田地域保全構想策定支援事業

将来にわたって持続的に棚田の保全と利用を継続していくための指定棚田地域の将来像や方針、具体的な取組等を記載した「指定棚田地域保全構想」の作成支援

②指定棚田地域保全活動支援事業

保全活動の話し合い、美しい景観づくり等の保全活動、棚田を活かした農業体験等交流イベントの支援、棚田ボランティア受入れ支援等

事業実施主体：市町、地域活動組織

実施要件：棚田地域振興法第7条第1項に基づく指定棚田地域又は指定される見込みがある地域。

事業費：①50万円以内（県10/10以内）

②120万円（県2/3以内）

### 3 佐賀県棚田ボランティア支援事業

事業実施主体：地域活動組織

事業内容：棚田地域と企業、団体等で締結した「棚田ボランティアに関する協定書」に基づく活動（農作業（草刈りなど）、農道・水路等の維持保全、棚田イベントの参加及び支援など）

- 実施要件 : 佐賀県棚田ボランティア支援事業補助金交付要綱に基づき、支援対象組織登録や事業計画書の提出。
- 事業費 : 20万円以内/1協定（県10/10以内）※原則3年間

【農山村課中山間地域農業担当】

## 農地等再編加速化事業

(農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策事業）)

### ○ 目 的

農業従事者の減少や耕作放棄地の拡大に伴って進められてきた、地域で考える将来像の実現に向けた施設再編計画に係る取組を加速させ、将来の農業経営や施設管理の安定化を図る。

### ○ 事業内容

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想を概定、農用地保全のための実証的な取組
- ② 土地利用構想図に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備
- ③ 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ④ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置

### ○ 事業主体

市町、農業委員会、JA、土地改良区等

### ○ 実施要件

- ・市町村、農業者、地域住民が参画すること。
- ・営農を守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、土地利用構想を事業開始から3年以内に策定すること。
- ・粗放的利用の取組を1つ以上行うこと。
- ・本事業により整備した農用地について、事業完了後5年間耕作又は粗放的利用を行うこと。
- ・営農を続けて守るべき農地の整備については、地域計画の策定又は策定の見込みがあること。
- ・農用地保全等推進員の措置を実施する場合には、農用地の保全等に関する事業を含む活性化計画を策定していること又は策定することが確実であること。

### ○ 補助率等

- ・事業期間：2年以上5年以内

- ・話し合い、実証事業、計画策定（ソフト）・・・定額：1,000万円/年
- ・粗放的利用支援（ソフト）・・・定額：上限10,000円/10a または上限5,000円/10a
- ・農用地保全等推進員の措置（ソフト）・・・定額：上限250万円/年
- ・農用地保全の条件整備（ハード）・・・定率：事業費上限2,000万円/年  
(国55%、県15%)

○ 国庫補助事業名

農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策事業）

【農地整備課地域整備（基盤）担当】

# 水土里ビジョン策定 (土地改良区機能強化支援事業)

## ○ 目 的

将来にわたり地域の農業水利施設等を適切に保全していくための将来像を関係者で共有し、保全に関する取組を推進する体制を構築するため、農業生産基盤の保全及び運営基盤強化に関する土地改良区の連携管理保全計画（「水土里ビジョン」）策定を支援する。

## ○ 事業概要

土地改良区に対し、農業生産基盤の保全及び運営基盤強化に関する計画策定に必要な経費の補助を行う。

## ○ 水土里ビジョン策定手順

### ①区域設定

土地改良区は、都道府県の指導・助言を踏まえながら、土地改良施設等の保全を図るべき区域を設定

### ②地域協議会の設置

土地改良区は、水土里ビジョンの策定及び実施に関し必要な事項について協議を行うために、地域の関係者からなる協議会を組織

### ③水土里ビジョンの策定

土地改良区は、協議会における市町村等の関係者による議論を踏まえて、水土里ビジョンを策定

### ④水土里ビジョンの認定申請

水土里ビジョンを作成した土地改良区は、総会の議決を経て、都道府県知事の認可を受ける。

## ○ 事業主体

土地改良区

## ○ 補助率

1 ビジョンあたり上限 300 万円の定額補助

※県土連に委託して策定することが可能

## ○ 事業期間

令和 7 年度から

## ○ 国事業名

土地改良区機能強化支援事業

【農山村課施設管理担当】

# 土地改良負担金償還平準化事業

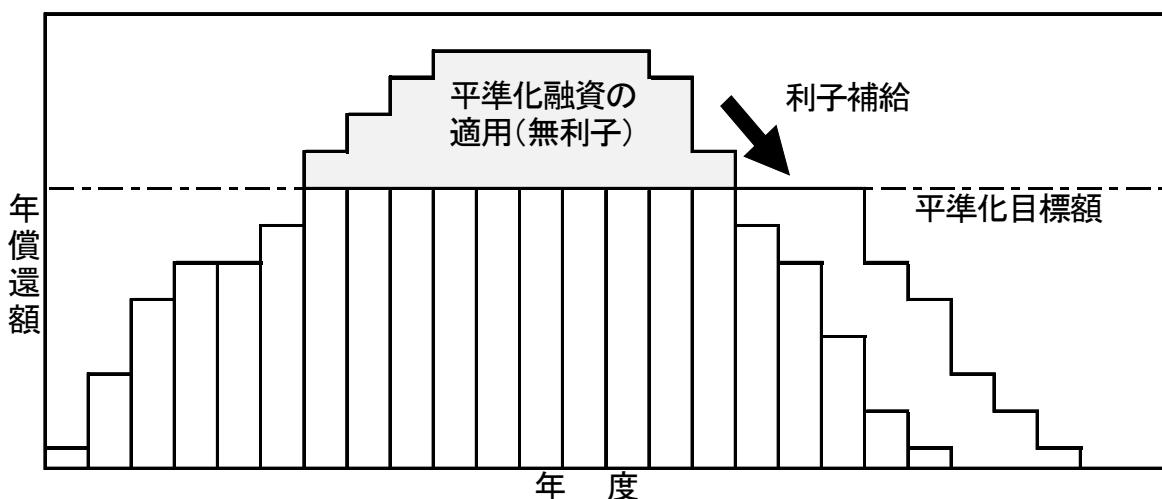
【H 5 年度までに採択された土地改良事業等が対象】

## ○ 目的

年償還額の一部を後年に繰り延べるために借り入れた資金に対し、金融機関に利子補給を行い、年償還額を平準化することにより、土地改良事業負担金の円滑な償還が図れるようとする。

## ○ 事業内容

年償還額がピーク時年償還額の 70% (H14 年度制度拡充により 60%) を越える期間を限度として、その超える部分を融資機関から資金を借り入れ、その借り入れ利率が無利子となるように利子補給を行う。



## ○ 採択要件

平成 5 年度までに採択された土地改良事業であって、次の要件を満足する地区。

- ・次のいずれかに該当する地区。
  - ①転作率 30%以上 ②自由化関連作物作付け率 1/3 以上
  - ③10 a 当り事業費が 3 倍以上増加
- ・ピーク時年償還額が次のいずれかに該当する地区。
  - ①10 a 当り 1 万円以上 (自由化関連作物以外の地区は 3 万円以上)  
※自由化関連作物：米、麦、かんきつ、とまと、豆類、飼料作物等
  - ②戸当たり 20 万円以上
- ・その他知事が必要と認める地区。

## ○ 事業主体

公募団体(全国土地改良事業団体連合会)

## ○ 補助率

国 50% 県 50%

※ただし採択期間は、平成 2 ~ 16 年度

【農地整備課管理換地担当】

# 特別型国営事業計画償還助成事業

【現在、償還を行っている特別型土地改良事業等が対象】

## ○ 目的

国営土地改良事業等の地元負担分について、財投からの借入金により事業を行っている地区で、負担金の償還が困難となっている土地改良区等を対象に、農家負担の軽減と計画的償還の一層の推進を図る。

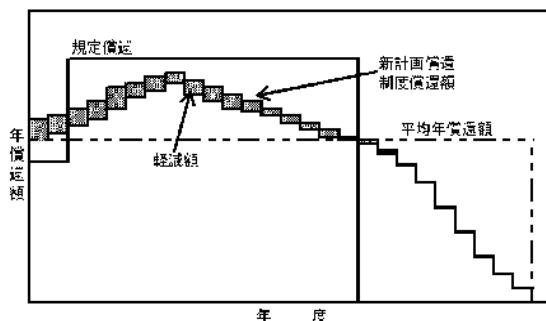
## ○ 事業内容

現在、償還を行っている特別型国営事業、水資源機構営事業地区において、(財)資金協会が償還利息の一部を助成することとし、次に掲げる中からあらかじめ選択する。

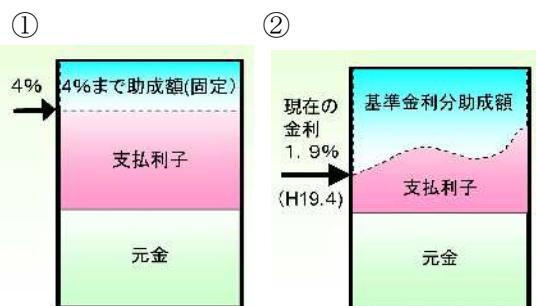
- ①土地改良法施行令第52条の2第2項の規定に基づき農林水産大臣が定めた利率(「償還利率」という)による各年度の償還額から、利率を4%とした場合の各年度の償還額を控除した額以内
- ②償還利率による各年度の償還額から、利率を農林漁業金融公庫が定める農業家基盤整備資金の一般補助事業(国、都道府県及び独立行政法人水資源機構以外の者が行う事業をいう。)の貸付利率を基に算出した利率とした場合の各年度の償還額を控除した額

※②を選択した場合には、選択した年度以降に助成の方法を変更することは認められない。

### 計画償還のイメージ



### 年毎の償還イメージ



※金利は変動する

## ○ 採択要件

特別型国営土地改良事業地区、独立行政法人水資源機構事業地区で「新計画償還制度」(「国営土地改良事業負担金計画償還措置実施要領」等に基づき、元利金等年賦支払い以外の方法により償還を行う制度)の適用要件を満たしている地区

## ○ 事業主体

公募団体(財団法人 全国土地改良資金協会)

## ○ 補助率

定額

【農山村課広域水利担当】  
【農地整備課地域整備(水利)担当】

# 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業

【平成 6 年度以降採択の土地改良事業等（国営事業等の場合には、平成 19 年度以降償還開始地区を含む）が対象】

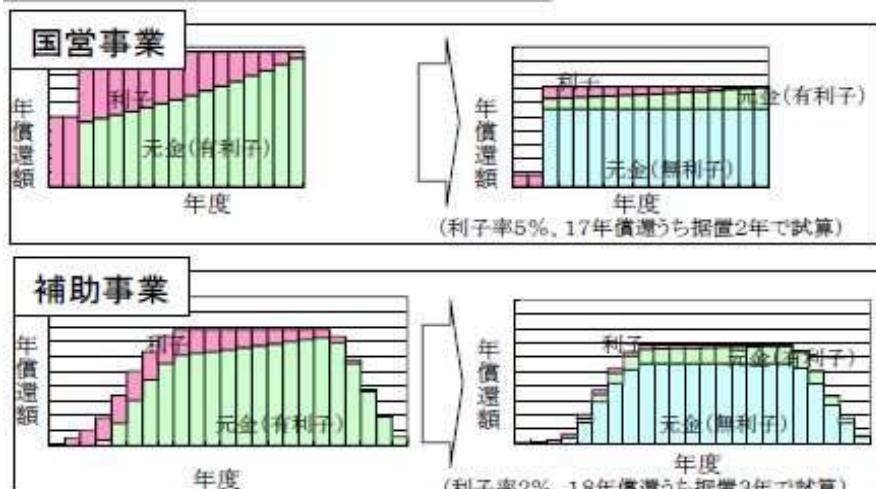
## ○ 目 的

水田・畑作経営所得安定対策の導入など、力強い農業構造の実現を支援するため、土地改良事業の負担金軽減策の充実を図り、水田・畑作経営所得安定対策加入者などの担い手への農地利用集積を促進する。

## ○ 事業内容

土地改良事業等を実施中あるいは地元負担金償還中の地区であって、対象事業地区に係る農家負担金の 5/6 について無利子融資を行う。

無利子資金を活用した場合の償還イメージ



## ○ 採択要件

平成 6 年度以降採択の土地改良事業等（国営事業等の場合には、平成 19 年度以降償還開始地区を含む）であって、水田・畑作経営所得安定対策加入者などの担い手の経営面積の集積増加率が一定以上となることが見込まれる地区

- ・担い手の経営等農用地面積の割合が下記のとおり増加を図る

- ①認定率 20%未満 → 目標 30%以上へ
- ②認定率 20~50% → 目標 10 ポイント以上引き上げ
- ③認定率 50~55% → 目標 60%以上へ
- ④認定率 55~90% → 目標 5 ポイント以上引き上げ
- ⑤認定率 90~95% → 目標 95%以上へ
- ⑥認定率 95%以上 → 目標シェア引き上げ

## ○ 事業主体

公募団体(全国土地改良事業団体連合会)

## ○ 補助率

国 100%

【農地整備課地域整備（基盤）担当】

# 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

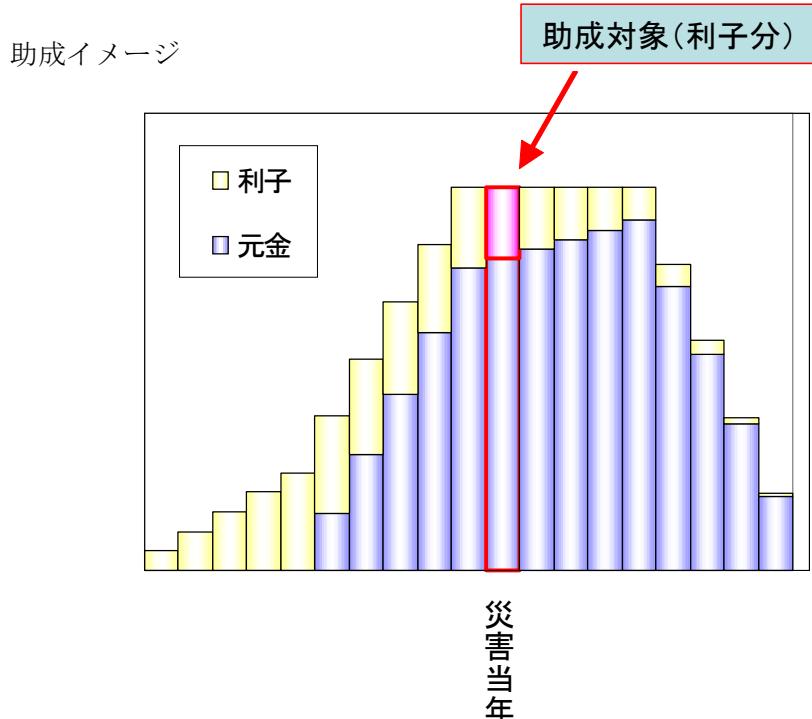
【土地改良事業等の農家負担金を償還している地区が対象】

## ○ 目的

被災地域の負担軽減を行うことにより、農家経営の安定化を図る。

## ○ 事業内容

土地改良事業等の農家負担金を償還している地域において、農用地または土地改良施設等が一定規模以上被災した場合、その年の被災受益地に係る償還金の利息を助成する。



## ○ 採択要件

被災した土地改良施設等の復旧が次のいずれかの適用を受けていること。

- ①暫定法
- ②土地改良法第87条の4又は5
- ③海岸法第5、6条
- ④地すべり等防止法第7、10条
- ⑤水機構法第12条
- ⑥緑機構法第11条第1項第9号及び附則第8条

## ○ 事業主体

公募団体(全国土地改良事業団体連合会)

## ○ 補助率

国 100%

【農地整備課管理換地担当】

# 県単県営かんがい排水淡水切替助成事業

## ○ 目 的

筑後川下流土地改良事業に附帯して実施されている県営かんがい排水事業は、淡水取水からの水源の切替により、水資源の総合的有効利用を図るとともに、クリークの統廃合による地域環境の整備、排水条件の改良及び広域的な水質改善など極めて公共性の高い事業であるため、地元負担の一部に対し助成を行うことで、事業の円滑な推進を図る。

## ○ 事業内容

- ・土地改良区の各年度の償還額に対し、事業費の5%相当の助成
- ・助成期間 平成9年度～（ピーク年償還額の1／2以上の期間まで）

## ○ 助成対象地区

- ・三養基地区

## ○ 事業主体

三養基土地改良区

## ○ 補助率

土地改良区の各年度の償還額に対し、事業費の5%相当

【農地整備課管理換地担当】

# 経営体育成促進事業

## ○ 目 的

農業競争力強化農地整備事業実施要綱第2の1に規定する農地整備事業等の実施を契機として、担い手への農用地の利用集積を促進するとともに、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を図る。

## ○ 事業内容

農家負担の軽減を図るため、対象事業に係る年度事業費の10%以内(農家負担金が年度事業費の12%以下の場合は当該負担金の5/6以内)に相当する額の無利子資金貸付を行う。

## ○ 事業の実施要件

※下記の対象事業の実施地区であり、①～⑤の要件を満たすこと。

- ・農業競争力強化農地整備事業実施要綱第2の1に規定する農地整備事業のうち、実施要領別紙1－1の第2の1に規定する経営体育成型、2に規定する畠地帯担い手育成型、5に規定する中山間地域型・・・①～③の要件をすべて満たすこと。
- ・農山漁村地域整備交付金実施要綱第2の1の(2)①のア(ア)に規定する農地整備事業のうち、実施要領別紙1－1の第3の1に規定する経営体育成型、2に規定する畠地帯担い手支援型・・・①～③の要件をすべて満たすこと。
- ・農業競争力強化農地整備事業実施要綱第2の1に規定する農地整備事業のうち、実施要領別紙1－1の第2の4に規定する耕作放棄地型・・・①～②、⑤の要件をすべて満たすこと。
- ・農山漁村地域整備交付金実施要綱第2の1の(2)①のア(ア)に規定する農地整備事業のうち、実施要領別紙1－1の第3の4に規定する耕作放棄地型・・・①～②、⑤の要件をすべて満たすこと。

- ①対象事業の採択要件を満たしていること。
- ②対象事業実施地区の全部又は一部を含む市町で、農業経営基盤強化促進基本構想が定められている、又は定められる見込みがあること。
- ③基盤整備関連経営体育成等促進計画若しくは農業農村活性化計画が定められていること。
- ④市町村基盤整備関連経営体育成等促進計画又は市町村耕作放棄地解消等基盤整備基本構想及び遊休農地利用増進土地改良整備計画が定められていること。
- ⑤耕作放棄地解消等基盤整備基本構想及び遊休農地利用増進土地改良整備計画が定められていること。

## ○ 国庫補助事業名

- ・担い手育成農地集積事業

【農地整備課管理換地担当】  
【農地整備課地域整備（基盤）担当】

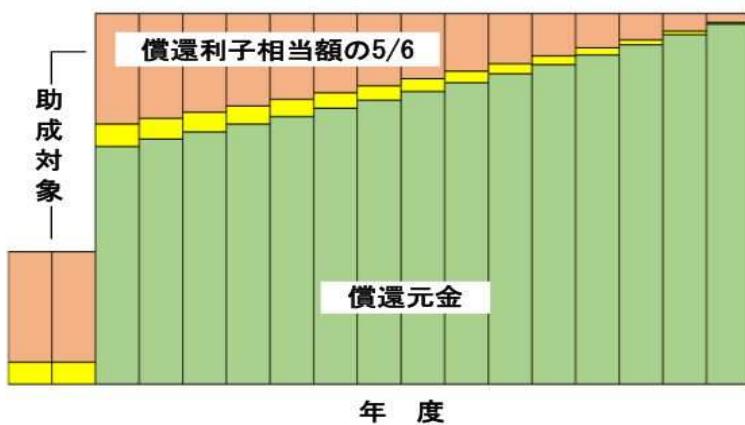
# 地域生産基盤保全強化支援事業

## ○ 目的

土地改良事業等の円滑な推進のため、事業に係る農家負担金の償還利子相当額の助成を行うことにより、農家負担の軽減を図る。

## ○ 事業内容

農地の担い手集積率の向上、高収益作物の生産額の増加、輸出事業計画による輸出の拡大、先端的な技術を活用した生産方式との適合が図られる土地改良事業について、地域生産保全強化支援計画に従って、農家負担金の償還利子相当額の5/6を限度に助成を行う。※担い手育成農地集積事業（日本政策金融公庫の無利子貸付）の対象事業を除く



## ○ 採択要件

採択要件は下記①～④のいずれかに該当すること

①目標年度までに、担い手農地利用集積率が以下のとおり一定の割合で増加すること

事業採択時	目標
80%未満	10ポイント以上増加※
80～90%未満	5ポイント以上増加
90～95%未満	95%以上
95～100%未満	シェア増加
100%	維持

※(1)目標集積率60%未満は採択しない。  
 (2)目標集積率8割以上、かつ5ポイント以上増加する場合は左記の限りではない。  
 (3)受益面積3,000ha以上の地区で目標年度における集積率50%かつ、5ポイント以上増加する場合は左記の限りではない。

②目標年度までに、高収益作物の生産額がおおむね20%以上増加すること

③輸出事業計画の認定規定に基づき認定された輸出事業計画との連携が図られること

④先端的な技術を活用した生産方式との適合が図られること

## ○ 事業主体

公募団体（全国土地改良事業団体連合会）

## ○ 補助率

国 100%

【農地整備課管理換地担当】  
 【農地整備課地域整備（基盤）担当】

# 緊急自然災害防止対策事業債

## ○ 目 的

災害の発生を予防し、また災害の拡大を防止すること。

## ○ 対象事業

### ① 国庫補助の要件を満たさない事業

地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独

事業のうち、国庫補助の要件を満たさないもの。

(国庫補助の要件を満たさない事業の例)

ア 農業水利防災…総事業費が 200 万円未満であること。

イ 地すべり…総事業費が 7,000 万円未満（地すべり防止施設対策事業長寿命化対策については、800 万円未満）であること。

ウ 急傾斜地崩壊、特殊土壤…受益面積がおおむね 10ha 未満であること。

エ 湛水防除…総事業費が 200 万円未満であること。

オ 地盤沈下対策…総事業費が 200 万円未満であること。

カ 農道防災…次のいずれにも該当するものであること。

（ア） 総事業費がおおむね 800 万円未満であること。

（イ） 防災受益面積がおおむね 30ha 未満の農道であること。

### ② 国庫補助の要件を満たす事業

地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単

独事業で流域治水プロジェクト又は流域治水計画（※）に位置づけられた総事業費 200

万円以上の農業水利防災（③「防災重点農業用ため池の整備」を除く）、湛水防除、地

盤沈下対策事業については、①に関わらず、以下の要件を満たす事業も対象とする。

ア 農業水利防災…農業水利施設については、受益面積がおおむね 100ha 未満であること

イ 湛水防除…次のいずれかに該当するものであること。

（ア） 受益面積がおおむね 30ha 未満であること。

（イ） 総事業費がおおむね 5,000 万円未満であること。

ウ 地盤沈下対策…受益面積がおおむね 20ha 未満であること。

※流域治水プロジェクトを現在策定中の水系における事業は、「流域治水プロジェクト

の検討状況」、市区町村の事業及び令和 7 年度以降も流域治水プロジェクトの策定が

見込まれない水系における事業については、流域の関係者との流域治水にかかる協議

状況を記載した簡易な計画を作成することによって流域治水プロジェクトの策定へ

の位置付けに代えることができるものとする。

### ③ 防災重点農業用ため池の整備

地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独

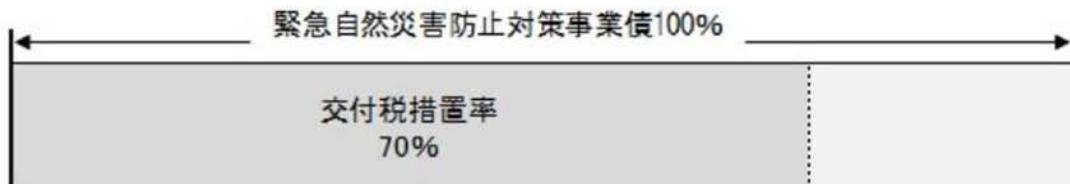
事業で、総事業費 4,000 万円未満の防災重点農業用ため池の整備。

## ○ 対象施設

- ① 農業水利防災
  - …農業水利施設（ため池、機場、水路等、安全対策施設を含む）
- ② 地すべり
  - …地すべり防止施設、その他地すべりを防止するための施設
- ③ 急傾斜地崩壊、特殊土壌
  - …急傾斜地帯若しくはこれに準じる地帯又は特殊土壌地帯における排水施設、防風施設、土留工、その他農用地の侵食、崩壊を防止するための施設
- ④ 湛水防除
  - …排水機場、排水樋門、遊水池等貯留施設、排水路、堤防、排水管理に必要な施設、その他湛水被害を防止するための施設
- ⑤ 地盤沈下対策
  - …地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域における農業用排水施設、農道及びこれらに関連する施設
- ⑥ 農道防災
  - …農道（橋梁、トンネル、舗装、小規模構造物、法面・斜面の小規模対策工等）

## ○ 財政措置

充当率 100%、元利償還金に対する交付税措置率 70%



## ○ 事業期間

令和3年度から令和7年度

【農山村課企画調整担当】

# 緊急浚渫推進事業債

## ○ 目 的

昨今相次ぐ河川氾濫などを踏まえ、地方公共団体が緊急かつ集中的に浚渫事業に取り組み、危険箇所を解消できるようにするため。

## ○ 対象施設

- ・一級河川、二級河川、準用河川、及び普通河川
- ・ダム（河川管理施設）
- ・砂防設備
- ・治山施設
- ・農業用ため池、農業用ダム及び土地改良施設のうち貯水能力を有する施設であって堤体を有しないもの（クリーク・調整池・遊水池等）
- ・農業用排水路（排水が流入している用水路を含む）

## ○ 対象事業

地方財政法第33条の5の11に規定する浚渫に関する個別計画（河川維持管理計画等）に基づき、地方単独事業として緊急に実施される浚渫事業

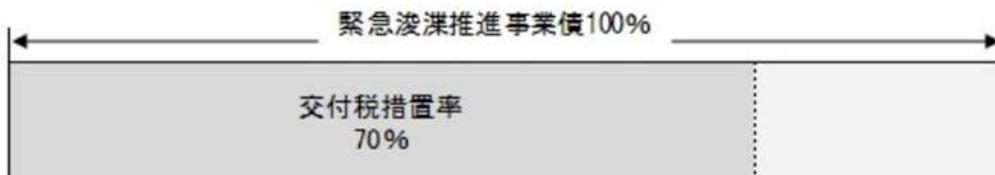
※農業用ため池、農業用排水路等については、公共的団体が所有又は管理する施設において、公共的団体が実施する事業に係る負担又は助成も対象

## ○ 対象経費

- ・土砂等の除去、樹木伐採等に係る費用（土砂等の除去等の実施に当たり必要となる測量・設計費を含む）
- ・附帯工事費（仮設道路の設置費（借地費含む）等）
- ・除去した土砂等の運搬・処理費用（土砂等仮置きのための借地費含む）
- ・土砂等の除去や処分等のために必要不可欠な用地取得費（土砂等の除去箇所への進入路の整備のための必要な用地取得費等）

## ○ 財政措置

充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率70%



## ○ 事業期間

令和7年度から令和11年度

【農山村課企画調整担当】

# 公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）

## ○ 目 的

公共施設等の適正な管理を推進するため。

## ○ 対象事業

地方単独事業により実施する次の老朽化対策（事業の実施により、10 年以上の長寿命化が見込まれるもの）

- ① 農業水利施設（水路、機場、ため池等）のうち、受益面積が概ね 20ha 未満（ため池については概ね 2 ha 未満）の施設の改修事業
- ② 受益面積が概ね 50ha 未満の農道（橋梁、トンネル、舗装、小規模構造物、法面・斜面の小規模対策工等）の改修事業
- ③ ②に掲げる以外の農道に対する国庫補助事業の要件を満たさない規模（総事業費が 3 千万円未満）の改修事業
- ④ 地すべり防止施設（総事業費 800 万円未満）の改修事業

## ○ 事業要件

次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

- ① 農林水産省が定める管理方針（インフラ長寿命化計画等）を踏まえて実施される事業であること。
- ② 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画（長寿命化計画）※において明示された事業であること。

※ 本事業債の活用に当たっては、インフラ長寿命化基本計画の内容を踏まえ、対象施設に係る個別施設計画の策定が完了するまでの間について、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項（対象施設、計画期間、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用）が記載された同種・類似の計画をもって代えることとして差し支えない。

## ○ 財政措置

充当率90%、元利償還金に対する交付税措置率30~50%※

※ 交付税措置率 =  $-0.5X + 0.7$  (X = 財政力指数)

ただし、財政力指数が0.8を超えるときは交付税措置率を0.300とし、0.4に満たないときは0.500とする。なお、財政力指数は、本事業債を起こす年度前3年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数を合算した数を3で除して得た数（小数点以下2位未満は、四捨五入する。）を用いるものとする。



※団体の財政力により異なる

## ○ 事業期間

令和8年度まで

【農山村課企画調整担当】

## 各種実施計画の体系

事業名	採択要件	補助率			目次
農村地域防災減災事業					
調査計画事業	<p>(農村地域防災減災総合計画策定) (安全度評価) ・整備事業を行う見込みがあること</p> <p>(防災情報管理システム整備計画策定) (地域危機管理整備計画策定)</p> <p>次のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生のおそれが高い 又は、周辺への影響が大きい農業施設等</li> <li>・被害面積の合計が 10ha 以上</li> </ul> <p>(地域排水機能強化計画策定)</p> <p>次のいずれにも該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豪雨により農用地や農業用施設等が被害を受けることが予想される地域又はこの被害を原因として、農用地、住宅、公共施設等に被害を及ぼすことが予想される地域であること</li> <li>・既存の土地改良施設を活用した整備により、効果実現が見込まれること</li> </ul> <p>(ため池緊急防災対策情報整備) —</p>	国	50%	県	—
調査設計事業	・各ハード整備事業の採択要件を参照	国	50% ※R7迄 は定額	県	—
農村環境計画	—	国	62.5% (50%)	県	—
					151
					152

# 調査計画事業

## ○ 目 的

総合的な防災・減災対策を実施することにより、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、災害に強い農村づくりを推進する。

## ○ 事業内容

### 1 農村地域防災減災総合計画策定等

#### ①農村地域防災減災総合計画策定

地域・施設の諸条件について調査し、農村地域防災減災総合計画書または農村地域防災減災推進計画書を策定する。

#### ②安全度評価

農業用施設や農村防災施設等の機能診断等の調査を行い、地域住民の安全性確保の観点から必要となる施設整備の優先度を決定し、効率的に安全対策を行うため農村災害対策整備計画を作成する。

#### ③防災情報管理システム整備計画策定

地域及び農業用施設の諸条件について調査し、防災情報管理の対象となる地域又は施設の設定の考え方、運用方法及び期待される効果等を検討し、防災情報管理システム整備計画を作成する。

#### ④地域危機管理整備計画策定

危機管理の対象とすべき農業施設等、関連する流域、減災活動の最小単位となる集落・自治会の範囲等を総合的に勘案して、地域の危機管理が効率的・効果的に実現できる危機管理区域を設定し、それぞれの危機管理区域ごとに危機管理区域の設定の考え方、整備方針及び期待される効果等を検討し、地域危機管理整備計画を作成する。

#### ⑤地域排水機能強化計画策定

地域の排水機能を強化するため、既存の土地改良施設の評価に必要な調査を行うとともに、当該施設の整備方針及び期待される効果等を検討し、地域排水機能強化計画を策定する。

### 2 ため池緊急防災対策情報整備

#### ⑥ため池緊急防災対策情報整備

人命、家屋又は公共施設等に被害を及ぼすおそれの高い農業用又は旧農業用のため池を対象として計画的に防災対策を推進するために行う調査及び当該ため池に係る諸元等の詳細情報を整備する。

## ○ 採択要件

- ①、②については、整備事業を行う見込みがあること。
- ③、④については、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
  - (ア) 災害の発生するおそれが高い、又は周辺への影響が著しく大きい農業施設等であること。
  - (イ) 同一市町又は関連する流域の地域において農業施設等が被災した際に下流等に及ぼす被害面積合計がおおむね 10ha 以上。
    - (災害防除対策推進地域等にあってはおおむね 5ha 以上)
- ⑤については、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
  - (ア) 豪雨により農用地や農業用施設等が被害を受けることが予想される地域又はこの被害を原因として、農用地、住宅、公共施設等に被害を及ぼすことが予想される地域であること。
  - (イ) 既存の土地改良施設を活用した整備により、効果が発現することが見込まれること。

## ○ 事業主体

- ・①、⑤ : 県・市町に限る。
- ・②～④、⑥ : 県又は団体（市町、土地改良区等）

## ○ 補助率

- ・①～⑤ : 国 50%
- ・⑥ : 国 50%（但し、R7 年度迄は定額）

## ○ 国庫補助事業名

- ・農村地域防災減災事業 調査計画事業

【農山村課流域治水担当】

## 調査設計事業

### ○ 目 的

農業生産性の向上及び効率的・安定的な農業経営の確立等を図ることを目的として実施する各種農業農村整備事業を円滑に実施するために必要な調査設計等を行う。

また、水管理方法の技術的検討や地域の水管理上必要となる調査・計画等を行う。

### ○ 事業内容

下記「採択要件」の団体営事業及び県営事業実施予定地域について、調査、計画及び設計を行い、農業農村整備事業計画と全体実施設計書を兼ねた書類を作成する。

また、頭首工の統廃合やパイプラインの再編等に係る調査・計画等を行い、農業水利施設のスリム化や再編計画等を作成する。

### ○ 採択要件

#### 1 団体営事業

- ① 基盤整備促進事業
- ② 集落基盤整備事業（農業生産基盤整備事業、農業集落排水施設整備事業）
- ③ 農業集落排水事業
- ④ 地域農業水利施設ストックマネジメント事業

#### 2 県営事業

- ① 基幹水利施設ストックマネジメント事業
- ② 農地中間管理機構関連農地整備事業

### ○ 事業主体

県（県営事業②のみ可）、市町、土地改良区、又は知事が適當と認める者

### ○ 補助率

- 国 50%（農業水路等長寿命化・防災減災事業は定額（上限 1,000 万円／1 地区））
- 国 定額（水利施設等保全高度化事業による施設計画策定事業、機能保全計画策定）
- 国 62.5% 県 25%（農地中間管理機構関連農地整備事業による実施計画策定）

### ○ 国庫補助事業名

- ・農山漁村地域整備交付金
- ・水利施設等保全高度化事業
- ・農業水路等長寿命化・防災減災事業
- ・農村整備事業
- ・農地中間管理機構関連農地整備事業

【農地整備課調査計画担当】

【農地整備課地域整備担当】

【下水道課浄化槽担当】

# 農村環境計画

## ○ 目 的

地域住民の多種多様な意向を踏まえ、農業の有する多面的機能の適切かつ十分な發揮や環境との調和への配慮に対応するため、環境に関する総合的な調査を行い、環境保全の基本方針を明確にした上で地域の整備計画を策定し、農業農村整備事業の効率的かつ円滑な推進を図る。

## ○ 事業内容

- ① 現況調査
- ② 農村環境計画の策定

## ○ 農村環境計画に定める事項

- ① 地域内の環境評価に関する事項
- ② 環境保全の基本方針に関する事項
- ③ 地域の整備計画
- ④ 農業農村整備事業における環境への対応方策に関する事項
- ⑤ 農業農村整備事業における整備計画
- ⑥ その他必要と定める事項

## ○ 事業主体

市町、県（複数の市町に影響する場合）

## ○ 補助率

- 国 62.5%（農地中間管理機構関連農地整備事業）
- 国 50.0%（農業競争力強化農地整備事業）

## ○ 国庫補助事業名

- ・農地中間管理機構関連農地整備事業、農業競争力強化農地整備事業

【農地整備課調査計画担当】

## 第2章

## 參 考 資 料

## 事業計画年間業務スケジュール

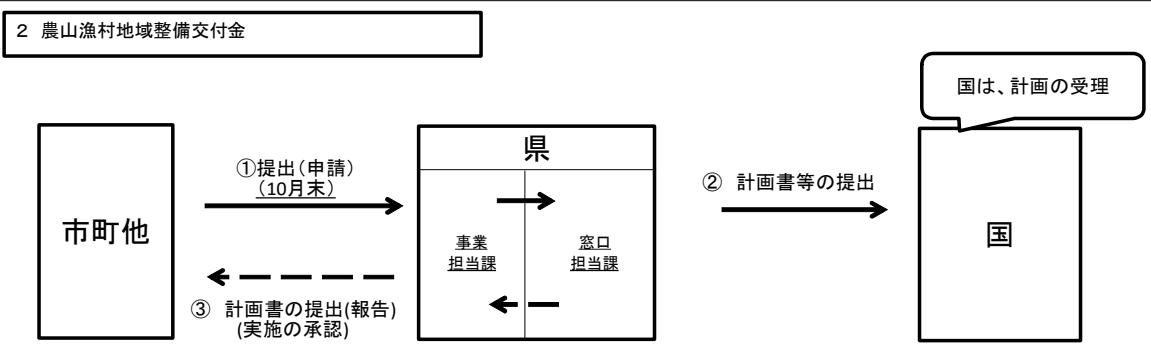
月	事　　項	提出期限・時期	
		県	農政局・本省
1月	【新規希望地区】 嘗農構想発表会（県）	1月下旬	
2月	【新規希望地区】 プレヒアリング（県）	2月上旬	
3月	【新規希望地区】 一覧表等の提出	3月中旬	3月中旬
4月	【実施計画策定事業】 要望量調査	4月中旬	4月中旬
5月	九州農政局管内担当者会議（本庁出席）		5月下旬
6月	【新規希望地区】 一覧表等の提出	5月下旬	6月上旬
	【新規希望地区】 プレヒアリング（農政局）	5月下旬	6月上旬
	県内計画担当者会議	6月上旬	
	【実施計画策定事業】 要望量調査	6月中旬	6月中旬
	【新規希望地区】 現地確認（農政局）	5月下旬	6月下旬～ 8月下旬
	【新規希望地区】 ヒアリング（農政局）	6月上旬～ 8月下旬	6月下旬～ 8月下旬
7月	【新規希望地区】 ヒアリング（本省）		7月下旬～ 10月下旬
8月	【新規希望地区】 一覧表等の提出		8月上旬
9月			
10月	【新規希望地区】 部内評価会議（県）	10月上旬	
	【新規希望地区】 総務部長説明（県）	10月中旬	
	【新規希望地区】 知事説明（県）	10月下旬	
11月	【新規希望地区】 採択申請書の提出	10月下旬	11月下旬
	前年度の事業計画開始手続きの完了報告	11月下旬	11月下旬
12月	【新規希望地区】 事前評価資料の整理	12月～ 3月	12月～ 3月
	【新規希望地区】 法手続きの進捗状況報告	12月下旬	
1月	【新規希望地区】 公共事業評価監視委員会（県）	1月中旬	
2月			
3月	【新規希望地区】 法手続きの進捗状況報告	3月中旬	

※農政局・本省ヒアリングは標準的な1回目のヒアリング日程である。その後、必要に応じ実施される。

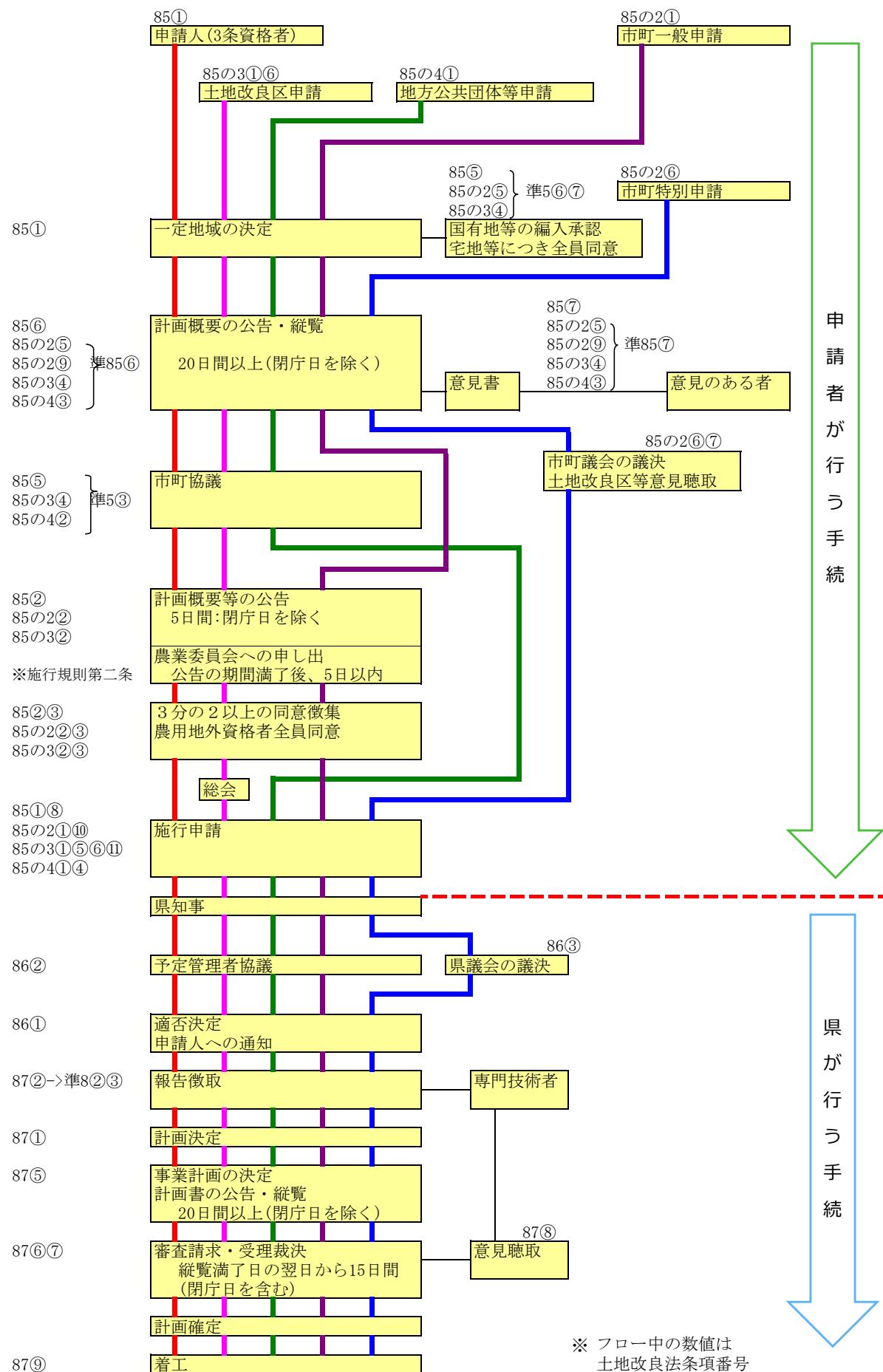
※本省ヒアリングは事業費10億円以上が対象。本省ヒアリングの場合、農政局ヒアリングが早期に実施される。

※経営体育成促進事業（無利子融資）の採択申請書は、11月上旬までに農政局へ提出しなければいけない。

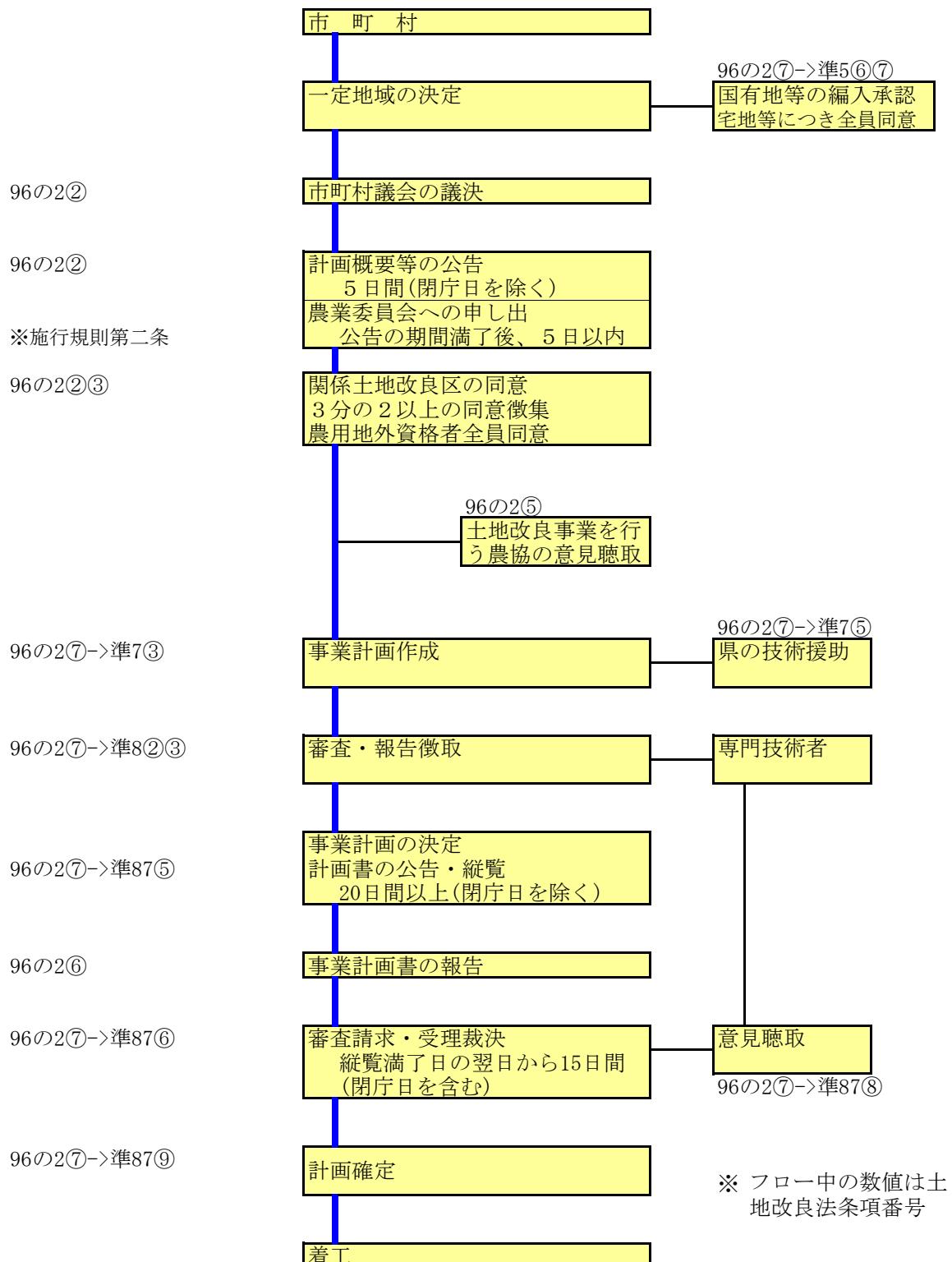
## 新規地区の採択申請手続きについて



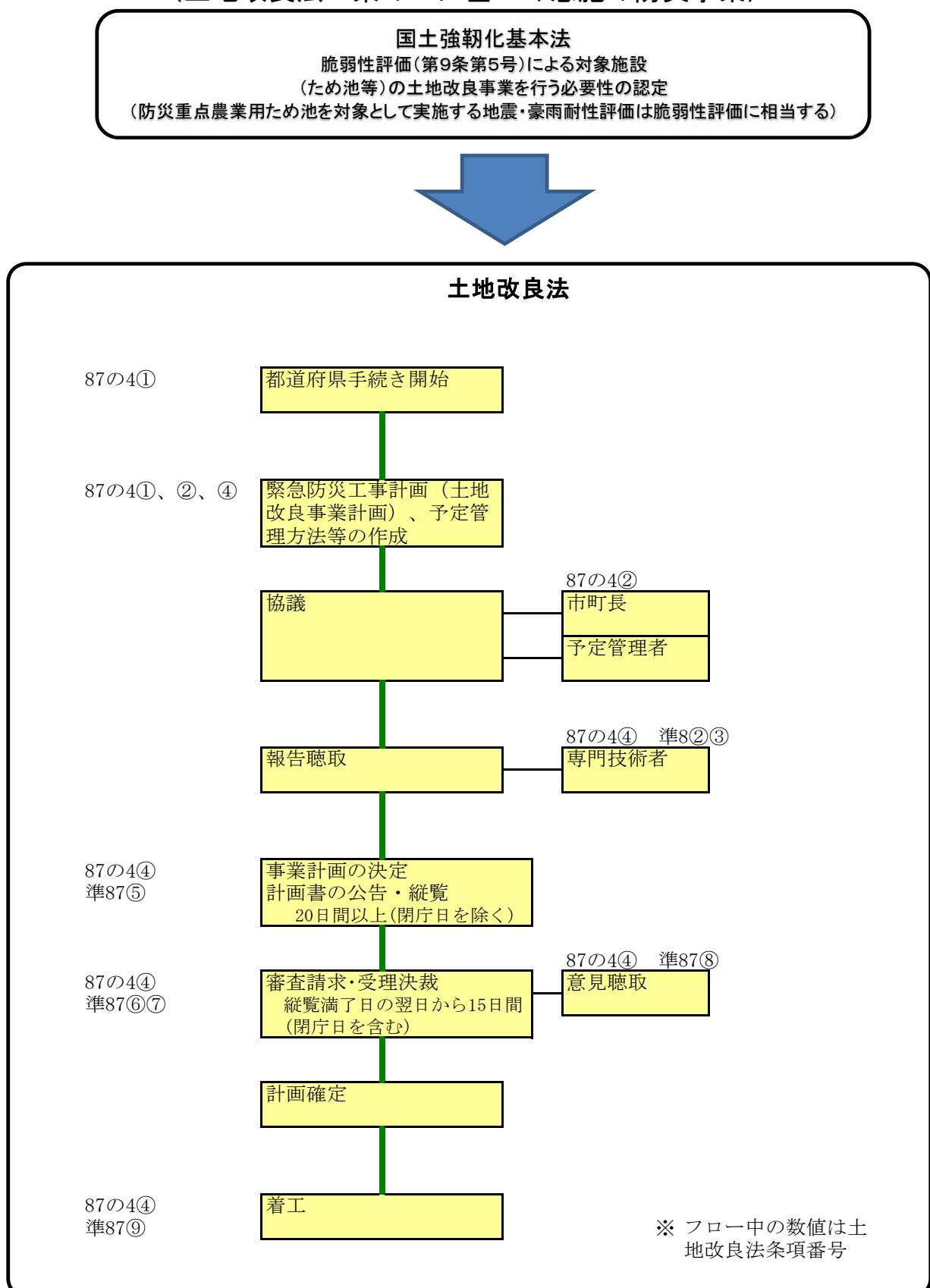
## 県當土地改良事業開始手續フロー



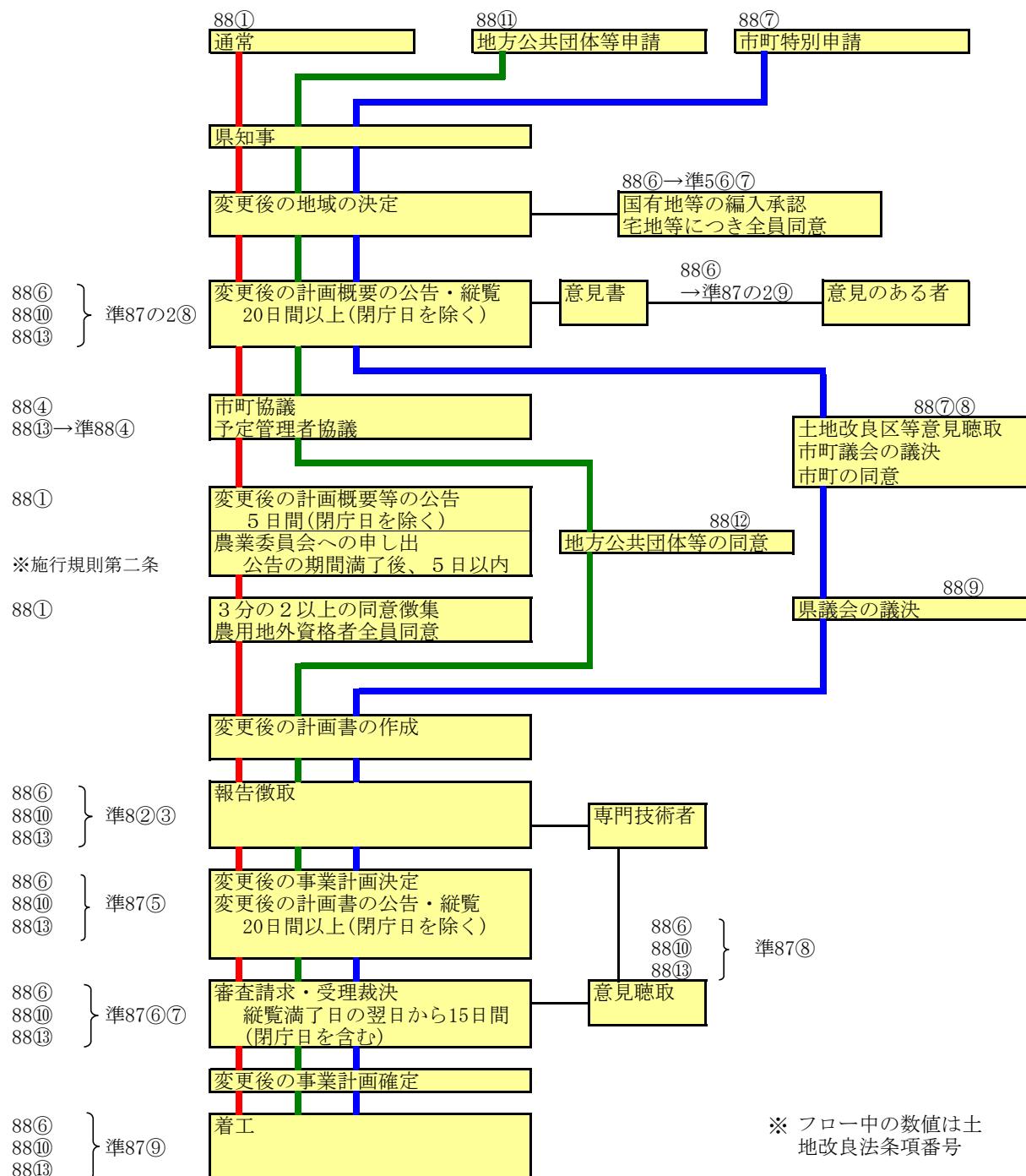
## 市町営土地改良事業開始手続フロー



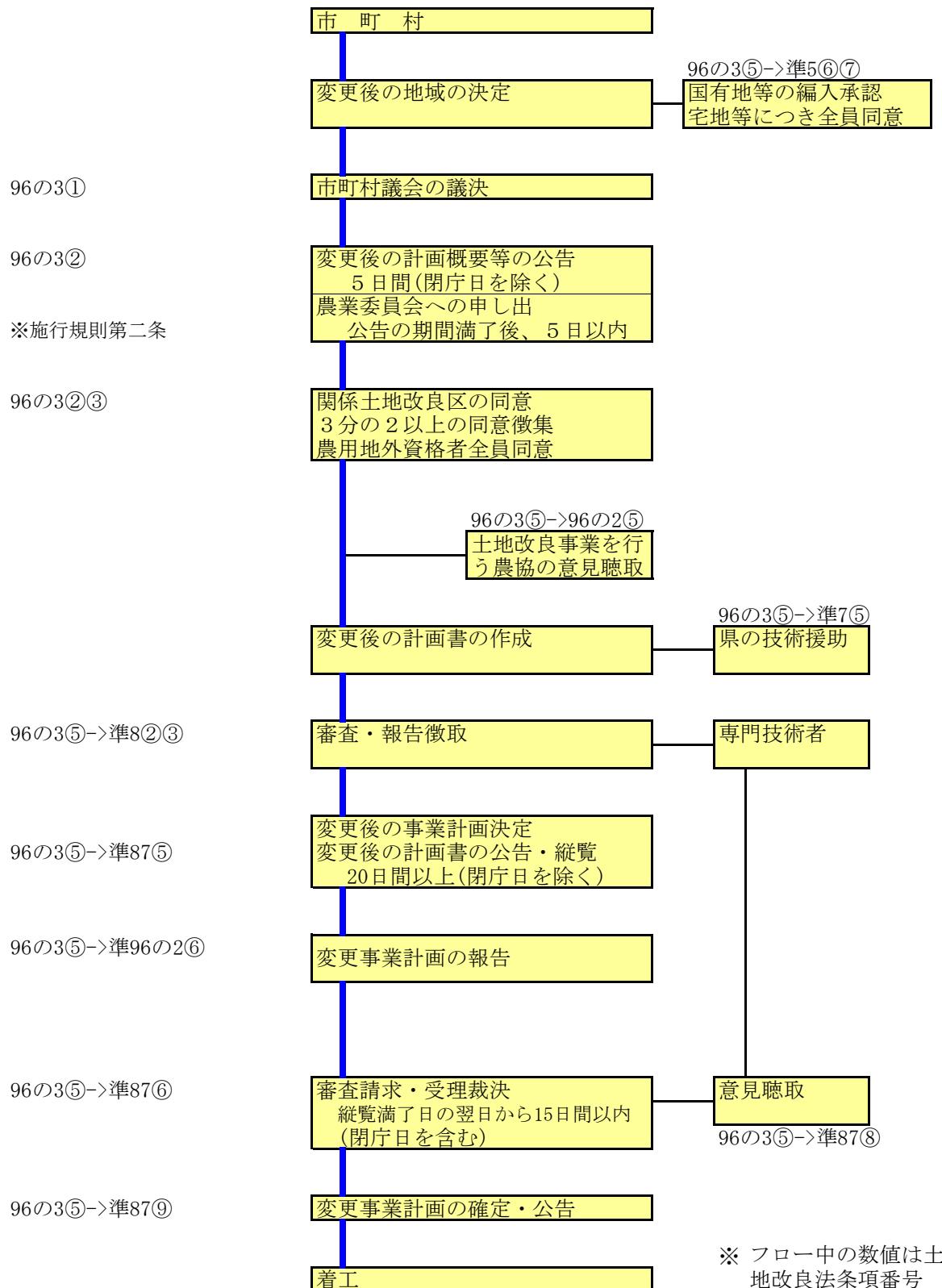
土地改良事業（ため池総合整備工事 地震・豪雨対策型）開始手続フロー  
(土地改良法87条の4に基づく急施の防災事業)



## 県営土地改良事業計画変更手続フロー

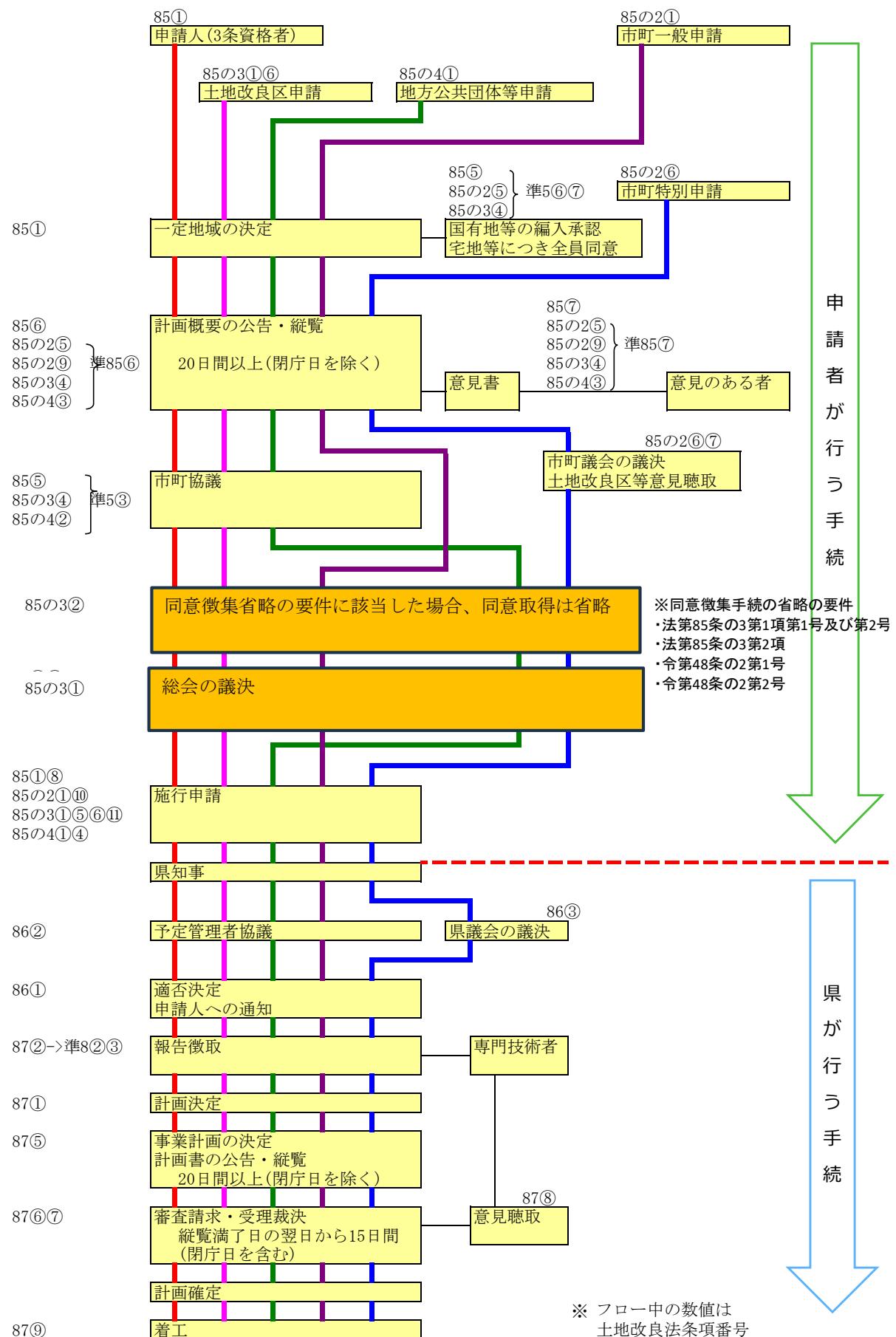


## 市町営土地改良事業計画変更手続フロー

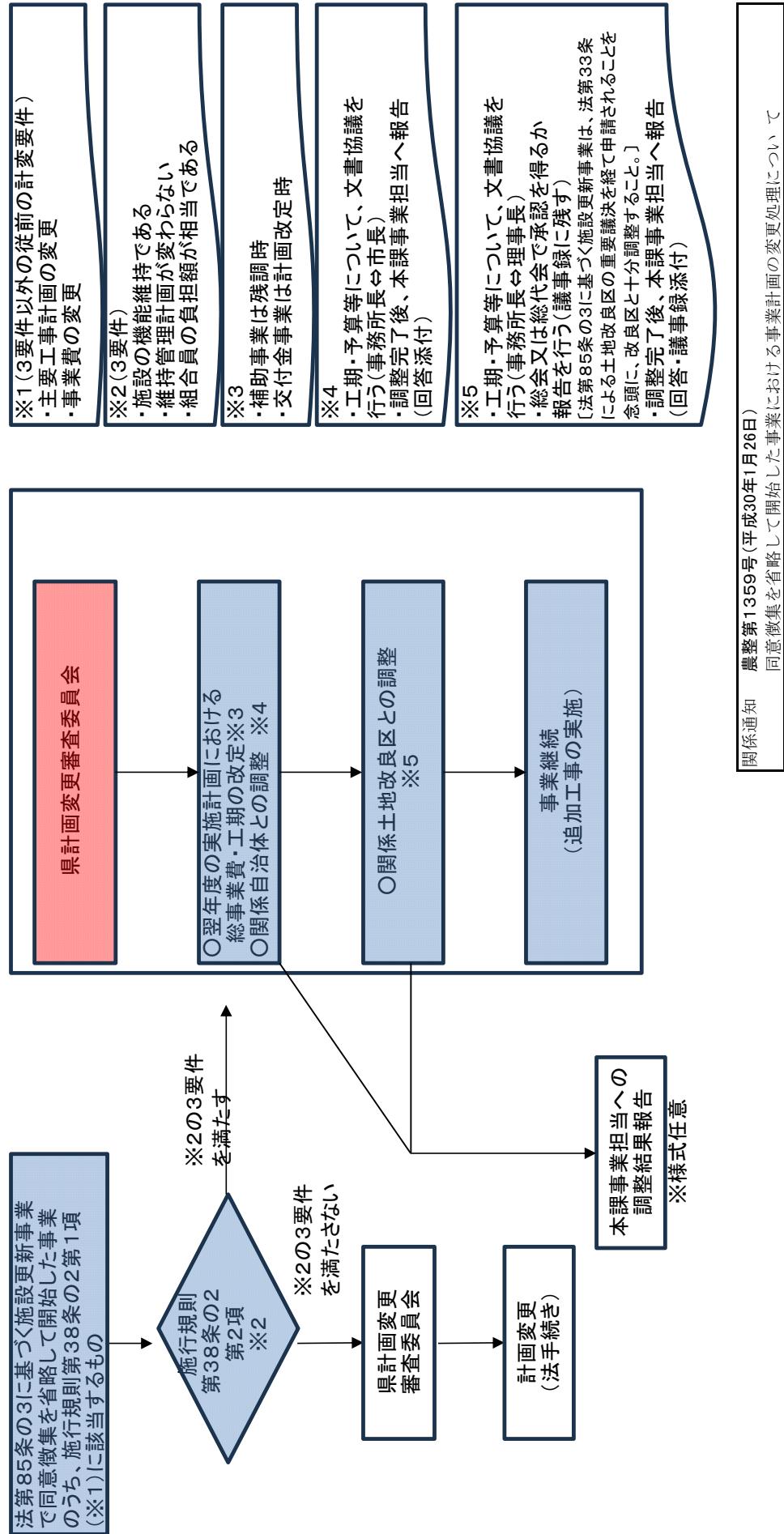


## 県営土地改良事業開始手続フロー(同意徴集省略開始事業)

※法第85条の3に基づく施設更新事業



## 同意徵集を省略して開始した事業における事業計画の変更処理フロー

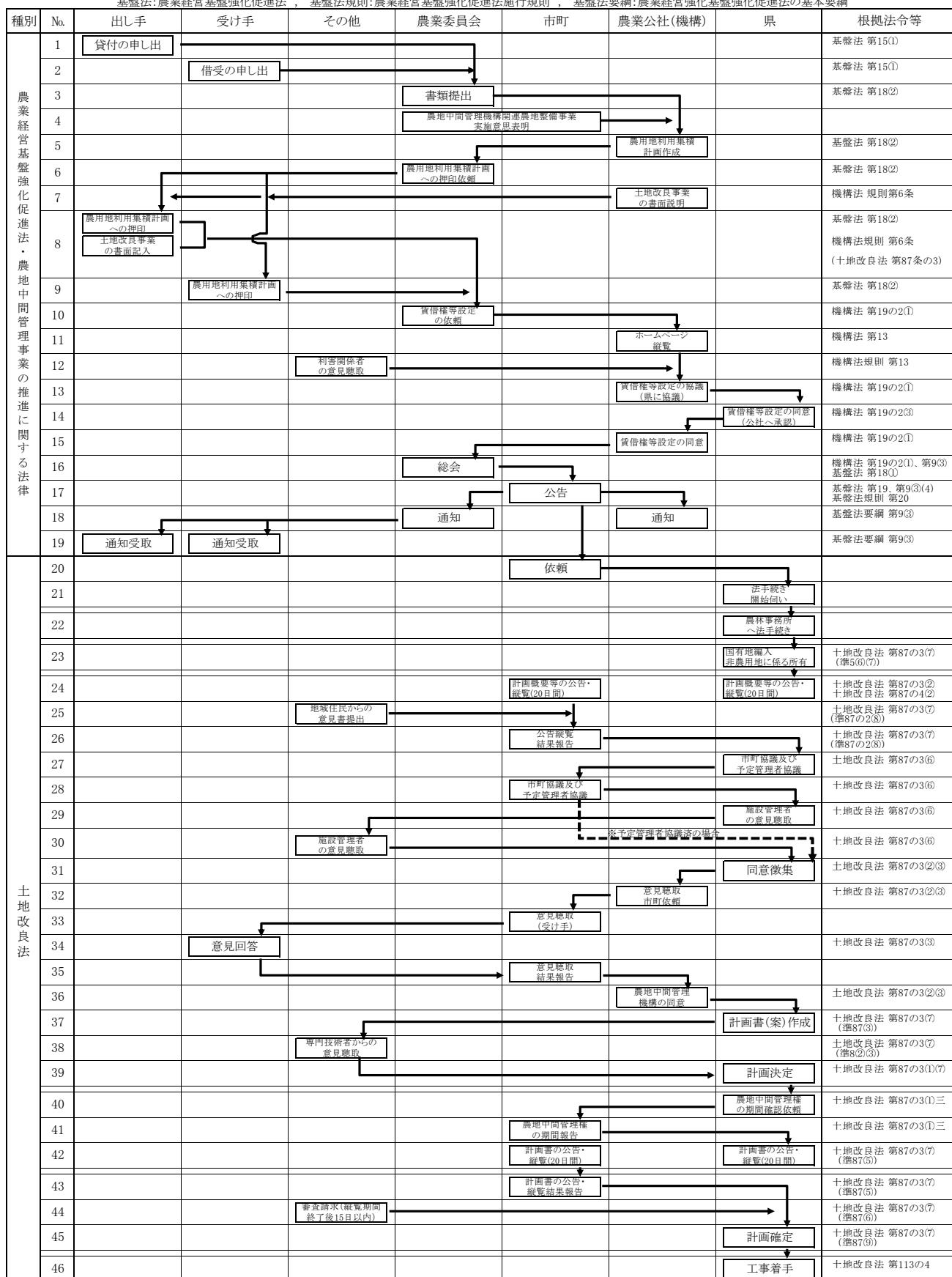


## 農地中間管理機構関連農地整備事業 法手続きフロー

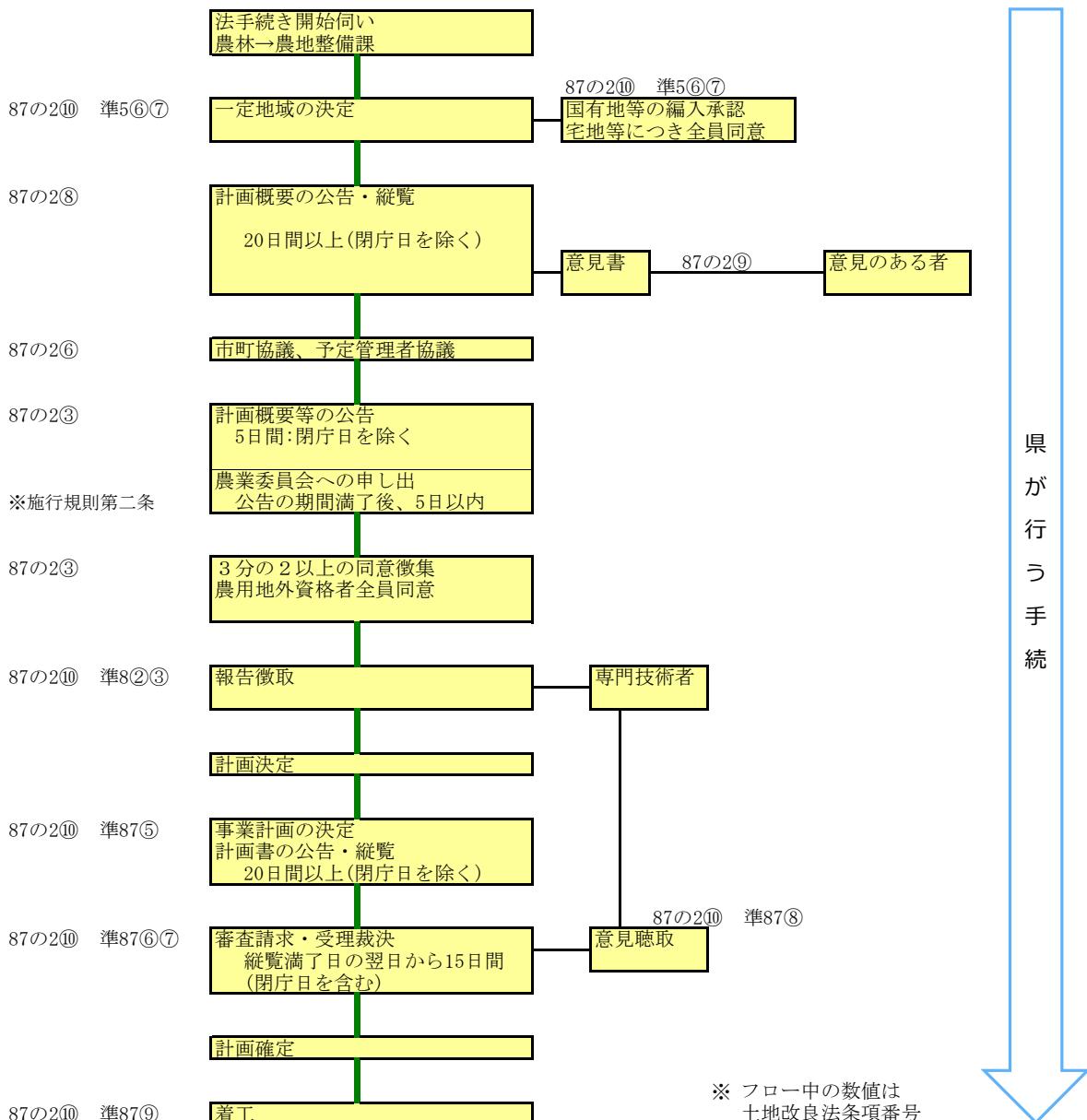
R4.11更新

(説明) 機構法:農地中間管理事業の推進に関する法律, 機構法規則:農地中間管理事業に関する法律施行令

基盤法:農業経営基盤強化促進法, 基盤法規則:農業経営基盤強化促進法施行規則, 基盤法要綱:農業経営強化基盤強化促進法の基本要綱



県営土地改良事業(非申請事業:県の発意による基幹施設の更新)開始手続フロー  
土地改良法第87条の2(第1項第3号)に基づく基幹施設の更新事業



(備考)

調査・計画・実施のすべての段階において、地域の農業者や土地改良区を始めとする関係団体と十分な合意形成を図った上で実施すること。

(備考) 87の2

農業用水の供給その他の機能が低下することにより、地域における農業生産活動の継続的な実施に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる基幹的な農業水利施設の更新を国又は都道府県の発意により実施することとする。

(備考) 87の2④、87の2⑤

農業者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するものについては、農業者の3分の2以上の同意に代えて土地改良区の同意によって事業実施が可能。

## 計画変更の種類（国営土地改良事業以外の事業）

### I 重要な部分の変更…………次の各号に掲げる事項に係る変更

#### 1 地域の変更（IIを除く）

##### 2 主要工事計画のうち農林水産大臣が定めるもの

(1) 貯水池、頭首工、揚水機、水門その他の農業用用排水施設（農業用用水路及び農業用排水路を除く。以下「貯水池等」という。）に係る主要工事計画

ア 貯水池等の追加又は廃止

イ 貯水池等の位置の大幅な変更

ウ 農業用用排水施設の新設又は変更のみを内容とする事業にあっては・・・

当該貯水池等の利益を受ける土地への他の貯水池等の利益を受ける土地の一部の編入又は当該貯水池等の利益を受ける土地の一部の他の貯水池等の利益を受ける土地への編入による当該貯水池等の利益を受ける土地の地積のおおむね 100ha（田以外の農用地を受益地とする場合にあっては、おおむね 20ha）以上の変更

農用地の造成を内容とする事業にあっては・・・

当該貯水池等の利益を受ける土地への他の貯水池等の利益を受ける土地の一部の編入又は当該貯水池等の利益を受ける土地の一部の他の貯水池等の利益を受ける土地への編入による当該貯水池等の利益を受ける土地の地積の事業により利益を受ける土地の地積のおおむね 20%以上の変更

##### (2) 農業用用水路又は農業用排水路に係る主要工事計画

ア 一の事業により整備される農業用用水路又は農業用排水路の総延長の 20%以上の変更

イ 農業用用排水施設の新設又は変更のみを内容とする事業にあっては・・・

当該農業用用水路若しくは農業用排水路の利益を受ける土地への他の農業用用水路若しくは農業用排水路の利益を受ける土地の一部の編入又は当該農業用用水路若しくは農業用排水路の利益を受ける土地の一部の他の農業用用水路若しくは農業用排水路の利益を受ける土地への編入による当該農業用用水路若しくは農業用排水路の利益を受ける土地の地積のおおむね 100ha（田以外の農用地を受益地とする場合にあっては、おおむね 20ha）以上の変更

農用地の造成を内容とする事業にあっては・・・

当該農業用用水路若しくは農業用排水路の利益を受ける土地への他の農業用用水路若しくは農業用排水路の利益を受ける土地の一部の編入又は当該農業用用水路若しくは農業用排水路の利益を受ける土地の一部の他の農業用用水路若しくは農業用排水路の利益を受ける土地への編入による当該農業用用水路又は農業用排水路の利益を受ける土地の地積の事業により利益を受ける土地の地積のおおむね 20%以上の変更

##### (3) 農業用道路に係る主要工事計画

ア 一の事業により整備される農業用道路の総延長の 20%（農業用道路の新設又は変更のみを内容とする事業（他の事業と併せ行われる場合を除く。）にあっては、10%）以上の変更

イ 基幹的農道（農業生産活動、農産物流通等の農業用利用を主たる目的とし、併せて農村地域の社会生活活動にも利用される農業用道路をいう。）にあっては、その配置又は構造の大幅な変更

##### (4) 農用地の保全又は利用上必要な施設（農業用用排水施設及び農業用道路を除く。以下「施設」という。）に係る主要工事計画

その利益を受ける土地の地積がおおむね 100ha 以上である施設又はその利益を受ける土地の地積が事業により利益を受ける土地の地積のおおむね 20%以上である施設の追加又は廃止

##### (5) 農用地の改良又は保全のため必要な工事（以下「工事」という。）に係る主要工事計画

その利益を受ける土地の地積がおおむね 100ha 以上である工事又はその利益を受ける土地の地積が事業により利益を受ける土地の地積のおおむね 20%以上である工事の種類の追加又は廃止

止

- 3 土地改良法施行規則第67条の6に掲げる規則であつて農林水産大臣が定めるもの
  - (1) 管理すべき施設の種類で貯水池、頭首工、揚水機、水門その他の施設の区分の変更に係るもの
  - (2) 管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期に係るもの（期間の延長を除く）
  - (3) 管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の水量の二十%以上の変更に係るもの（次に掲げるものを除く）
    - ア 農用地の転用に伴う取水量の変更
    - イ 農用地以外の土地の流域開発等に伴う流出形態の変化及び豪雨等の異常な天然現象に起因する排出量の変更
  - (4) 管理の方法で干ばつ時及び洪水時における措置に係るもの
- 4 2に係る事業費で農林水産大臣が定めるもの  
主要工事計画に係る事業費が10%以上変動する場合とする。（次に掲げる場合を除く）
  - (一) 物価又は労賃の変動による場合
  - (二) 公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額による場合であつて、変更前の土地改良事業計画に基づく土地改良事業により得られる効用と同等以上の効用が得られる場合
- 5 3に係る事業費で農林水産大臣が定めるもの  
3に係る事業費（物価の変動、臨時に支出を要する経費により変更する場合及び管理の効率化に伴う減額による場合を除く。）

**II-1 軽微な変更**…………次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- 1 当該変更により新たに当該土地改良事業の施行に係る地域の一部となる地域内の土地の地積及び当該変更後の当該土地改良事業の事業費のうちその土地に係るものが、それぞれ、当該変更前の当該土地改良事業の施行に係る地域内の土地の地積及び当該変更前の当該土地改良事業の事業費の100分の10をこえないこと。
- 2 当該変更により当該土地改良事業の施行に係る地域に該当しないこととなる地域内の土地の地積及び当該変更前の当該土地改良事業の事業費のうちその土地に係るものが、それぞれ、当該変更前の当該土地改良事業の施行に係る地域内の土地の地積及び当該変更前の当該土地改良事業の事業費の100分の10をこえないこと。

**II-2 特に軽微な変更**…………軽微な変更うち次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- 1 その変更により新たにその土地改良事業の施行に係る地域の一部となる地域に係るものに限ること。
- 2 その変更により新たに土地改良事業の施行に係る地域の一部となる地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の全員からその土地改良事業に参加する旨の申出があること。
- 3 当該申出に係る変更によりその土地改良事業の効率が高められると認められるとき。
- 4 その変更により、変更前の土地改良事業の施行に係る地域内にある土地に係る組合員が当該土地改良事業に要する費用について負担する金額を増加させることとならないものとする。

**III その他の変更…………I～IIのいずれにも該当しない変更（法の規定なし）**

たとえば、非農用地の設定のみの変更もしくは換地区を分けるだけの変更

※計画の変更が利害関係人の権利利益を侵害するおそれがないことが明らかである場合

- ①「変更後の事業計画書の公告縦覧」及び「審査請求」を省略することができる。
- ②「特に軽微な変更」にあっては、「専門技術者の調査報告」も省略することができる。

## 佐賀県土地改良事業専門技術者委嘱方針

### 第1（趣旨）

土地改良事業の開始及び変更にかかる手続きについては、土地改良法第8条第2項及び土地改良法施行規則第15条に定める専門技術者の調査・報告が必要である。

この方針は、土地改良事業の適正な実施のため、専門技術者の委嘱について、必要な事項を定めるものとする。

### 第2（委嘱の内容）

土地改良事業計画について、事業の必要性、技術的可能性、負担能力等を総合的に調査し、事業着手の妥当性を判断するため、専門的知識を有する技術者に報告書の作成を委嘱するものとする。

なお、土地改良事業計画の変更を行う場合についても同様とする。

### 第3（専門技術者の選任）

1 県営土地改良事業の開始及び変更にかかる手続きについては、土地改良専門技術者（ここで「土地改良専門技術者」とは、土地改良専門技術者試験に合格し、農村振興局長に土地改良専門技術者として登録されている者をいう。）の資格を有する者であって県職員以外の者に調査・報告を委嘱するものとする。

なお、土地改良専門技術者への委嘱が困難な場合は、技術士（技術士法で定められた農業部門の専門科目のうち農業土木、農村地域計画及び農村環境に登録されている者に限る。）の資格を有する者であって県職員以外の者に調査・報告を委嘱することができるものとする。

2 団体営土地改良事業（市町）の開始及び変更にかかる手続きについては、市町が、専門的知識を有する技術者に調査・報告を委嘱するが、市町から要請があれば当該土地改良事業を管轄する農林事務所の主管課が助言・情報提供を行うものとする。

団体営土地改良事業（土地改良区等）の開始及び変更にかかる手続きについては、その土地改良事業（土地改良区等）を管轄する農林事務所以外の農林事務所の主幹以上の役職に就く者を専門技術者として選任を行うものとする。

### （附則）

この方針は、

県営土地改良事業にあっては、平成14年4月1日以降に適否の決定を行う地区、

団体営土地改良事業にあっては、平成14年4月1日以降に施行認可申請を行う地区から適用する。

### （附則）

この方針は、平成23年12月1日以降に施行申請を行う地区から適用する。

(附則)

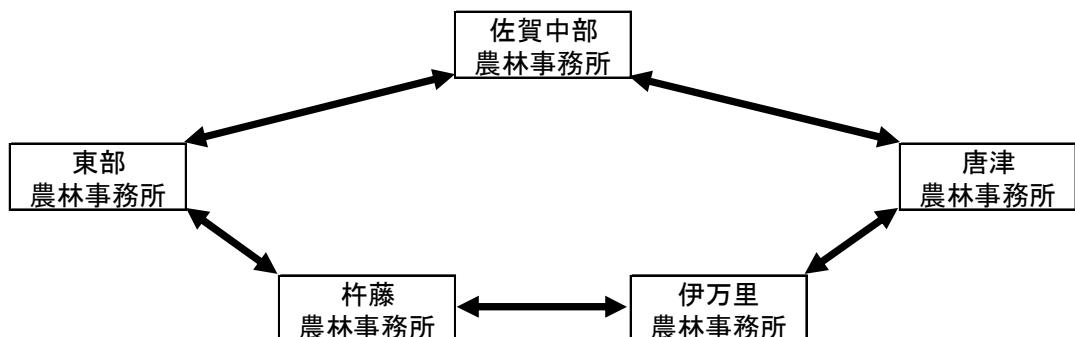
この方針は、平成27年3月19日以降に専門技術者の調査報告聴取を要する地区から適用する。

## 佐賀県土地改良事業専門技術者委嘱方針の細部運用

第1 佐賀県土地改良事業専門技術者委嘱方針（以下「委嘱方針」という。）第3第1項（県営事業）の土地改良専門技術者の委嘱にあたっては、その委嘱の趣旨から、当該土地改良事業に関係している者、若しくは関係すると予想される者への委嘱は避ける必要があることから、農林水産部長が一括して土地改良専門技術者の資格を有する者等から選任を行うこととする。

第2 委嘱方針第3第2項（団体営事業（土地改良区等））の専門技術者の選任については、以下の組み合せにより、当該土地改良事業（土地改良区等）を管轄する農林事務所の農村環境課長が行うこととする。

### 【農林事務所の組み合せ】



第3 委嘱方針第3第2項の主幹以上とは、副所長、課長、主幹、及び技術士の資格を有する農業土木職員のことをいう。